

## 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準の制定に係る福山市の考え方

基本的に国基準（省令）を福山市の基準とするが、「対象学年」、「設備の基準」、「従事する者」、「一の支援の単位を構成する児童の数」、「小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業に係る開所時間」、「重要事項に関する運営規定の策定義務（利用定員）」について、当面は経過措置を設ける。

（※）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容（省令）	※	福山市基準（案）	福山市の考え方
1 対象学年	<p>（一般原則）</p> <p>放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童</p>	参	<p>・対象学年</p> <p>⇒国の基準どおりとするが、経過措置を設ける。</p>	<p>市が行うものについては、施設の状況等から、条例施行日からの基準の適合が難しいことから、経過措置を設ける。</p> <p>（条例の施行日から5年間）</p>
2 設備の基準	<p>（施設・設備）</p> <p>① 専用室，専用スペースを設ける。</p> <p>② 専用室，専用スペースの面積は，児童1人当たりおおむね1.65㎡/人以上とする。</p> <p>③ 静養スペースを設ける。</p> <p>④ 必要な設備及び備品を設ける。</p>	参	<p>・専用室，専用スペース</p> <p>・静養スペース</p> <p>⇒国の基準どおり</p> <p>・1人当たり面積</p> <p>⇒国の基準どおりとするが、経過措置を設ける。</p>	<p>①，③，④については本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないことから，本市の基準とする。</p> <p>②について，市が行うものについては，施設の状況等から，条例施行日からの基準の適合が難しいことから，経過措置を設ける。（条例の施行日から5年間）</p>

項目	国の示す基準の内容（省令）	※	福山市基準（案）	福山市の考え方
3 従事する者 （職員）	<p>（資格）</p> <p>①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第38条第2項各号及び放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日付け雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえた児童の遊びを指導する者であり，都道府県知事が行う研修を修了した者。</p> <p>②「都道府県知事が行う研修を修了したもの」には，平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含める経過措置を設ける。</p>	従	<p>・ 資格</p> <p>・ 経過措置</p> <p>⇒国の基準どおり</p>	<p>本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないことから，本市の基準とする。</p>
4 指導員数	<p>（指導員数）</p> <p>① 1クラスにつき職員を2人以上配置し，うち1人以上は有資格者とする。</p> <p>② 小規模クラブ（利用者が20人未満のもの）の職員の員数について</p> <p>職員の員数については，2人以上を原則とする。併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。ただし，専任の職員は有資格者とする。</p>	従	<p>・ 指導員数</p> <p>・ 小規模クラブの職員の員数</p> <p>⇒国の基準どおり</p>	<p>本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないことから，本市の基準とする。</p>

項目	国の示す基準の内容（省令）	※	福山市基準（案）	福山市の考え方
5 支援の単位	<p>（支援の単位）</p> <p>① 一の支援の単位は、おおむね40人までとする。</p> <p>② おおむね40人を超える一の支援の単位については、児童を複数の単位に分けて対応するように努める。</p>	参	<p>・一の支援の単位</p> <p>・児童の集団の規模</p> <p>⇒国の基準どおりとするが、経過措置を設ける。</p>	<p>市が行うものについては、施設の状況等から、条例施行日からの基準の適合が難しいことから、経過措置を設ける。</p> <p>（条例の施行日から5年間）</p>
6 開所時間	<p>（開所時間）</p> <p>① 小学校の授業の休業日以外の日（授業のある平日）は1日につき3時間以上、小学校の授業の休業日（土曜日、日曜日、長期休業期間等）は1日につき8時間以上を原則とする。</p>	参	<p>・開所時間</p> <p>⇒国の基準どおりとするが、経過措置を設ける。</p>	<p>市が行うものについては、人員確保等の運営面の観点から、条例施行日からの基準の適合が難しいことから、経過措置を設ける。</p> <p>（条例の施行日から5年間）</p>
7 開所日数	<p>（開所日数）</p> <p>① 年間250日以上を原則とする。</p>	参	<p>・開所日数</p> <p>⇒国の基準どおり</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないことから、本市の基準とする。</p>

項目	国の示す基準の内容（省令）	※	福山市基準（案）	福山市の考え方
8 その他の基準	「非常災害対策」 「虐待等の禁止」 「重要事項に関する運営規定の策定義務」 「帳簿の整備」 「秘密の保持に関すること」 「苦情の受付窓口の設置等」 「保護者，小学校等関係機関との連携等」 「事故発生時の対応」 等	参	・その他の基準 ⇒国の基準どおりとする が，「重要事項に関する 運営規定の策定義務」に ある「五 利用定員」に ついて経過措置を設け る。	市が行うものについては，定員を設けていないため，「重要事項に関する運営規定の策定義務」にある「五 利用定員」について，条例施行日からの基準の適合が難しいことから，経過措置を設ける。 （条例の施行日から5年間） その他については，本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないことから，本市の基準とする。

○施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

※基準は条例で定めることを基本としているが，専門技術的な内容に係る項目については，規則などに委任されることがある。

# 福山市子ども・子育て支援事業計画(案)

(次世代育成支援対策推進行動計画)

【2015年度(平成27年度)～2019年度(平成31年度)】

2014年(平成26年)11月現在  
福山市



## 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の背景と主旨 .....	1
第2節 子ども・子育て支援新制度の概要 .....	2
第3節 計画の法的根拠と位置づけ .....	8
第4節 計画策定の経過 .....	10
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>11</b>
第1節 統計による福山市の状況 .....	11
第2節 子育て支援サービスの提供状況 .....	27
第3節 ニーズ調査結果の概要 .....	28
第4節 ニーズ調査からみた子ども・子育て家庭を取り巻く課題の総括 .....	33
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>35</b>
<b>第4章 次世代育成支援施策の展開</b> .....	<b>36</b>
第1節 施策の体系 .....	37
第2節 施策の概要 .....	41
<b>第5章 子ども・子育て支援施策の展開</b> .....	<b>76</b>
第1節 教育・保育施設の環境整備 .....	76
第2節 地域子ども・子育て支援事業の方向性 .....	80
第3節 子ども・子育て家庭へのその他の支援 .....	81
第4節 事業量の見込みと確保方策 .....	82
<b>第6章 推進体制</b> .....	<b>124</b>
第1節 計画の推進に向けて .....	124
第2節 財源の確保 .....	124
第3節 計画の見直し .....	124
第4節 進捗状況の管理 .....	125
<b>資料編</b> .....	<b>126</b>
第1節 策定の経過 .....	126
第2節 諮問・答申 .....	127
第3節 福山市社会福祉審議会条例 .....	128
第4節 福山市社会福祉審議会運営要綱 .....	130
第5節 パブリックコメントの概要と結果 .....	133
第6節 区域ごとの量の見込みと確保方策 .....	134
第7節 用語解説 .....	142
第8節 資料出典 .....	142



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と主旨

わが国の少子化は進行し続けており、2012年（平成24年）の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.41と、2011年（平成23年）の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回った状態が継続しています。

その一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母等の親族や近隣の住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況が増えつつあります。また、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大及び待機児童の課題や、共働き家庭の増加、長時間労働・非正規雇用の雇用環境等、仕事と子育てを両立させることへの負担感が課題となっています。

国では少子化対策として、2003年（平成15年）に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めており、本市においても、2005年度（平成17年度）に「福山市次世代育成支援対策推進行動計画（ふくやま子育て夢プラン）」を策定し、家庭、地域、企業、行政が一体となって子育て支援施策を総合的に推進してきました。

こうした中、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、2010年（平成22年）に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。2012年（平成24年）には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」が制定され、新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす考え方を基本とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

本市の2012年（平成24年）の合計特殊出生率は1.60で国や県平均と比べて高いが、幼稚園での全員入園や保育所の待機児童ゼロの維持等、全ての子育て家庭が安心して教育・保育サービスを受けられる環境づくりを進めています。今後も「子ども・子育て支援新制度」の施行に適切に対応し、一人ひとりの子どもへのきめ細かな支援、家庭の状況やニーズに応じた教育・保育に関する事業や施策を実施し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を確保することを目的に、これまで取り組んできた次世代育成支援対策推進行動計画を包括して、本計画を策定しました。

## 第2節 子ども・子育て支援新制度の概要

### 1 子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援新制度」とは、2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことをいいます。

### 2 子ども・子育て支援新制度がめざすもの

「子ども・子育て支援新制度」において国がめざす内容は次のとおりです。

#### 国が「子ども・子育て支援新制度」でめざすもの

##### ■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善をめざします。具体的には、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続を簡略にすることによって、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図るものです。

※「認定こども園」には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4類型があります。

##### ■保育の量的拡充・確保、教育・保育の質的改善

少子化が進む一方で、0～2歳の低年齢児の入所率が高まっているなど、保育需要が高まっています。そのため、職員の処遇や配置の改善を図るなど教育・保育の質を確保しながら、待機児童の解消や潜在的な保育ニーズに対応できるよう、保育定員の拡充をめざします。

また、都市部における待機児童の増加及び待機児童の約8割が0～2歳の低年齢児となっていること等の課題や、子どもが減少傾向にある地域で、施設の維持が困難になっている課題等に対し、小規模保育や家庭的保育等様々な手法への財政措置を導入して、保育の量的拡充・確保に努めます。

##### ■地域の子ども・子育て支援の充実

核家族化の進行やひとり親家庭の増加等、子育て家庭の支援に関するニーズは多様化しています。そこで、地域型保育の事業所は、認定こども園等と連携し保育内容の充実を図るとともに、「地域子ども・子育て支援事業」において、利用者支援事業の創設や、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かり等の既存事業を充実し、地域の多様な保育ニーズに対応します。

### 3 新制度の主なポイント

新制度の主なポイントは次のとおりであり、2015年（平成27年）4月に本格施行を予定しています。

#### ①施設型給付及び地域型保育給付の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されます。子ども・子育て支援新制度では、行政が保護者に提供するサービスとして「子どものための教育・保育給付（施設型給付・地域型保育給付）」と、延長保育や地域子育て支援拠点事業等を行う「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

#### ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及のため、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけることや、認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化するなど、認定こども園制度が改善されます。

#### ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援

地域の実情に応じて保育の場が確保されるよう、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」を充実・実施していきます。

#### ④基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施します。また、国・都道府県は市町村の取組を重層的に支えます。

#### ⑤社会全体による費用負担

社会全体で費用を負担する仕組みとし、消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とした制度設計となっています。

#### ⑥政府の推進体制

制度ごとに異なる政府の推進体制を整備するため、国に「子ども・子育て本部」が設置されました。

#### ⑦子ども・子育て会議の設置

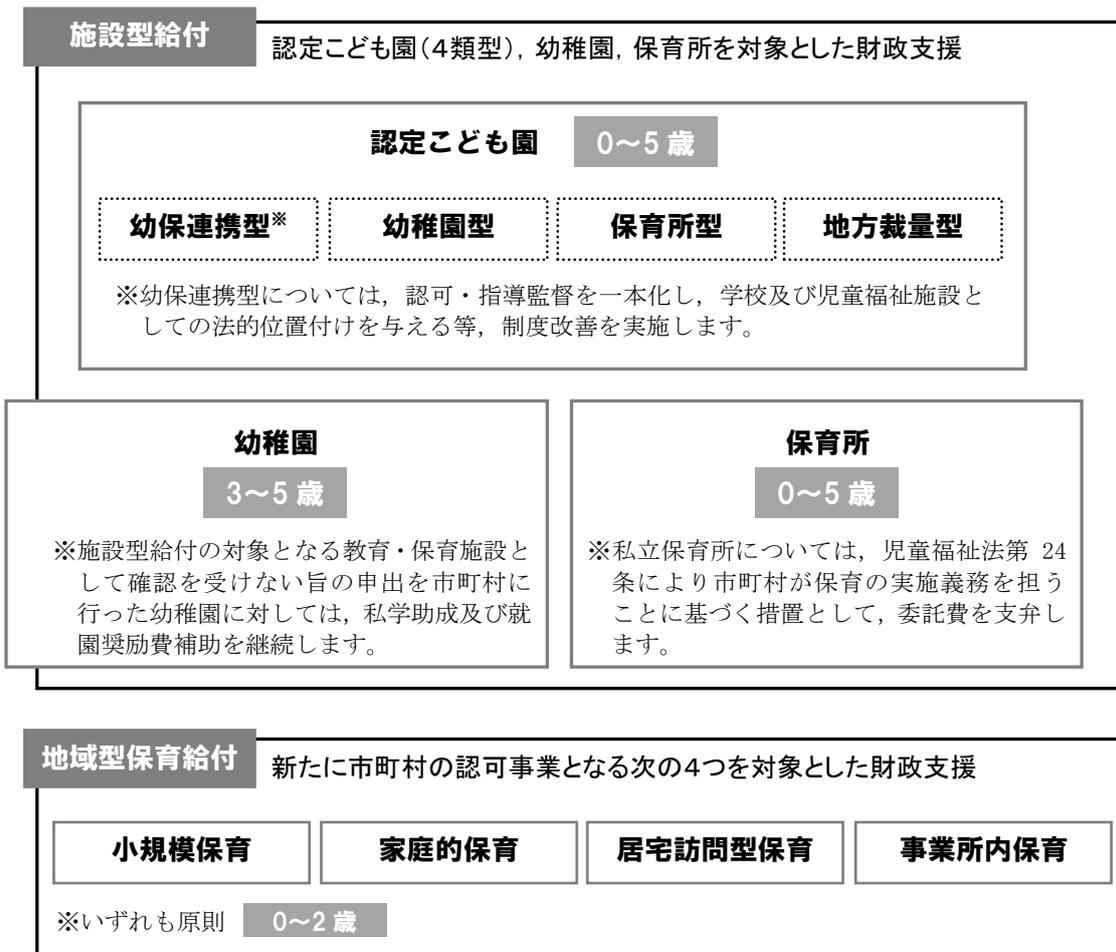
有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議が設置されました。

また、市町村等においても合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置が努力義務として求められています。

## 4 新制度における給付・事業の概要

### (1) 子ども・子育て支援給付の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来それぞれ仕組みが異なっていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化します。



## (2) 認定区分の創設

新制度では、保護者の申請に応じて市町村が保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。保育の必要性がある子どもは2号又は3号認定に、保育の必要性がない子どもは1号認定となり、認定に応じて利用できる施設や事業が変わります。

保育の必要性の認定については、国が基準を定めますが、実際の運用に当たっては、現行の状況等を踏まえつつ細分化や詳細な設定を行うなど、市町村ごとの運用が認められる制度となっています。

### ■認定区分の内容

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）で教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園、地域型保育

### ■保育の必要性の認定基準

認定基準	内容
事由	①就労、②妊娠・出産、③疾病・負傷・障がい、④同居親族等の介護・看護、⑤災害の復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれがあること、⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している、⑩その他市町村が認める事由
区分 (保育必要量)	①保育標準時間（1日11時間まで） 保護者が、1か月あたり120時間以上の就労等に就いている。 ②保育短時間（1日8時間まで） 保護者が、1か月あたり48～64時間（市町村が設定）以上の就労等に就いている。
優先利用	①ひとり親家庭、②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）、③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合、④虐待やDVがあるなどの社会的養護が必要な場合、⑤子どもが障がいを有する場合、⑥育児休業明け、⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合、⑧小規模保育事業等の地域型保育事業の卒園児童が、連携施設を利用する場合、⑨その他市町村が定める場合

### (3) 計画の対象となる教育・保育事業

子ども・子育て支援事業計画の対象となる教育・保育事業は、次のとおりです。市内の保育ニーズについては、一定以上の規模を有する教育・保育施設による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育事業を組み合わせ、地域の保育機能を確保することとされています。

#### ■計画に位置づけられる教育・保育事業

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設で、保護者の就労等にかかわらず小学校就学前の子どもを預かり、昼過ぎまでは全ての子どもに対し幼児教育を、保育が必要な子どもには、引き続き夕方ごろまで保育を提供する事業です。ただし、0～2歳の子どもが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
幼稚園	保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を預かり、幼児教育を提供する事業です。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する事業です。
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を受け入れて保育を提供する事業です（保育ママ）。
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です（ベビーシッター）。
事業所内保育	事業所が自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業です。

#### (4) 計画の対象となる地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく事業です。

##### ■計画に位置づけられる地域子ども・子育て支援事業

NO	事業名	事業内容
①	利用者支援事業 【新規】	子ども又はその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。
④	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑤	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
	その他要保護児童等の支援に資する事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
⑥	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
⑦	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

NO	事業名	事業内容
⑧	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。
⑨	延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日又は利用時間以外の日又は時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
⑩	病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
⑪	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業 【新規】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【新規】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 第3節 計画の法的根拠と位置づけ

#### 1 計画の法的根拠と計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」については、同法の延長に伴い、子ども・子育て支援事業計画に盛り込み一体的に推進していくものとします。

子ども・子育て支援法では、2015年度(平成27年度)を初年度とする5年を1期とした事業計画を定めることとしています。そのため、本計画においても2015年度(平成27年度)から2019年度(平成31年度)までの5か年を計画期間として策定するものです。

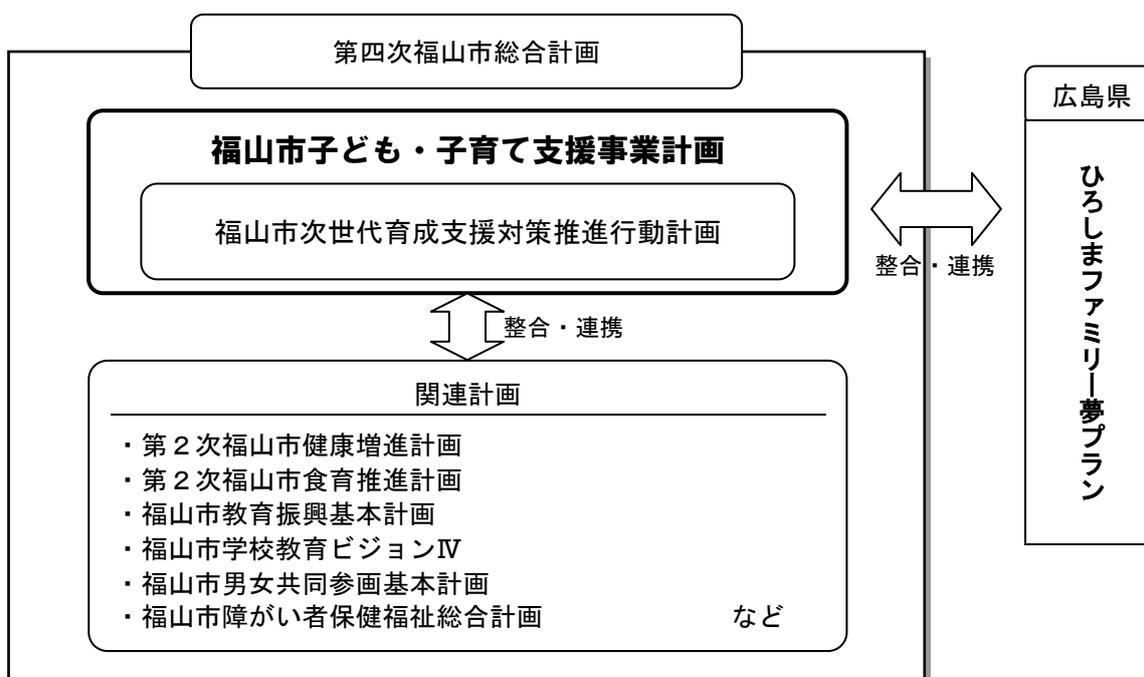
また、毎年、計画の進捗状況の点検・評価を行い、効果的な施策の展開を図ります。

2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
次世代育成支援対策推進行動計画 (後期行動計画)									
					子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援対策推進行動計画)				

## 2 関連計画との整合・連携

### (1) 市関連計画との整合・連携

本計画は、「第四次福山市総合計画」を始めとして、「福山市地域福祉計画」、「福山市障がい者保健福祉総合計画」等、子どもやまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。



### (2) 国・県・近隣市町との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域的な連携を必要とする取組等もあるため、国や県、近隣市町との連携を図りながら、計画の推進を図ります。

また、事業の需給量等は本市のみならず県や近隣市町等市域を越えた調整が必要となる場合があるため、関係自治体等との連携を図ります。

## 第4節 計画策定の経過

---

### 1 住民ニーズ調査の実施

就学前の児童・小学校の児童を持つ家庭を対象に子育て家庭の実態や意向，課題等を把握するためにニーズ調査を実施しました。調査結果は本計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として使用しました。ニーズ調査の結果については、「第2章 第3節 ニーズ調査結果の概要」(P28)に記載しています。

#### (1) 調査対象

福山市在住の就学前の児童・小学生の児童を持つ保護者の中から無作為に抽出

#### (2) 調査方法

郵送による調査票の配布回収及びインターネット調査による回答

#### (3) 調査期間

2013年(平成25年)10月18日～同年10月31日

#### 【配布数及び回収結果】

児童	配布数(件)	回収数(件)	回収率(%)
就学前児童	6,000	3,392	56.5
小学校児童	3,000	1,714	57.1
計	9,000	5,106	56.7

### 2 事業所意向調査の実施

子育て支援に係る各事業のニーズに対する供給量や認定こども園への移行予定等について把握するため、幼稚園、保育所等を対象に事業所意向調査を実施しました。

### 3 「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の開催

市議会議員，社会福祉事業従事者，学識経験を有する者で構成する，「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(福山市版子ども・子育て会議)」において，計画の内容に対する検討を行うとともに，今後の本市における子育て支援のあり方についての認識の共有を図ります。

### 4 パブリックコメントの実施

計画について事前に内容を公表し市民の皆さんからご意見を募り，いただいたご意見を計画策定の参考とします。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

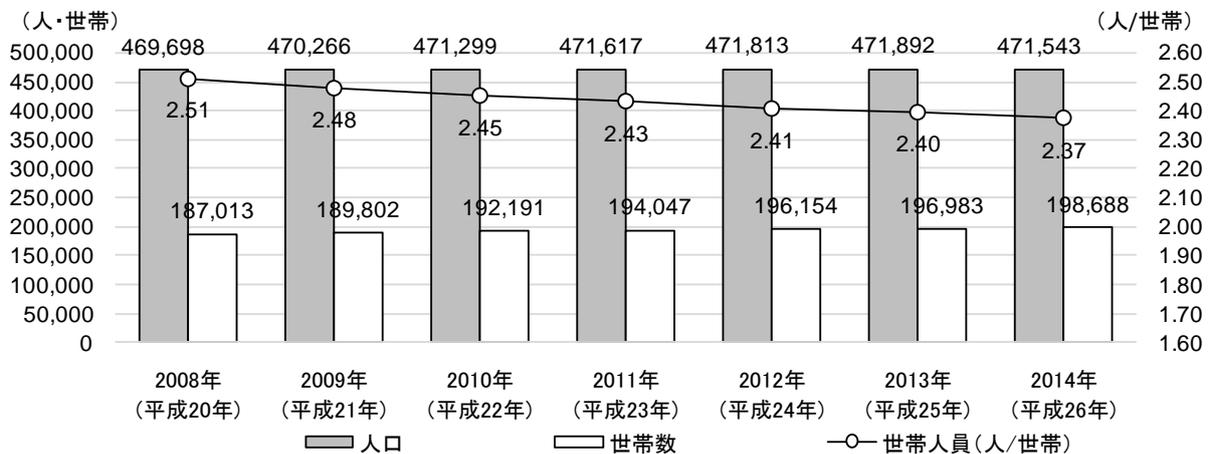
### 第1節 統計による福山市の状況

#### 1 人口・世帯の状況

##### (1) 人口・世帯の推移

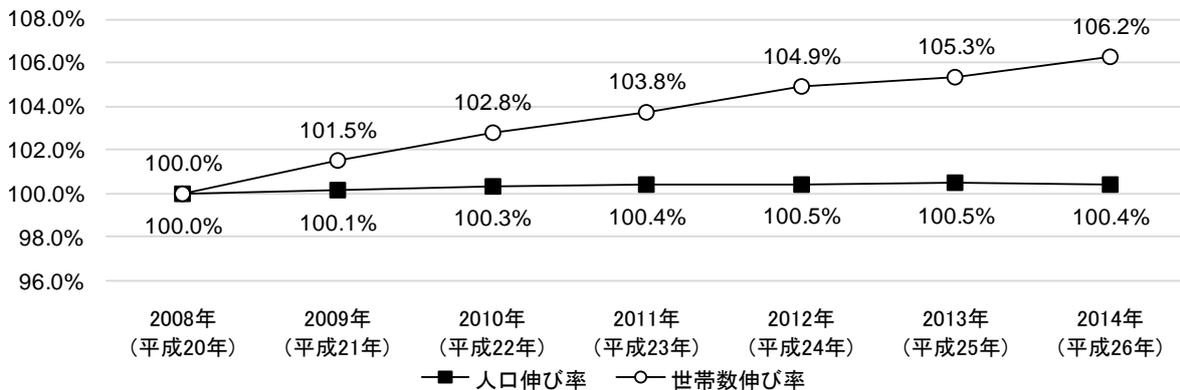
本市の人口は、2014年（平成26年）では471,543人、世帯数は198,688世帯となっており、2008年（平成20年）と比較して増加しています。1世帯当たりの人口（世帯人員）は、2008年（平成20年）の2.51人から2.37人へと減少傾向にあります。

##### ■人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（外国人登録者を含む） 各年3月末

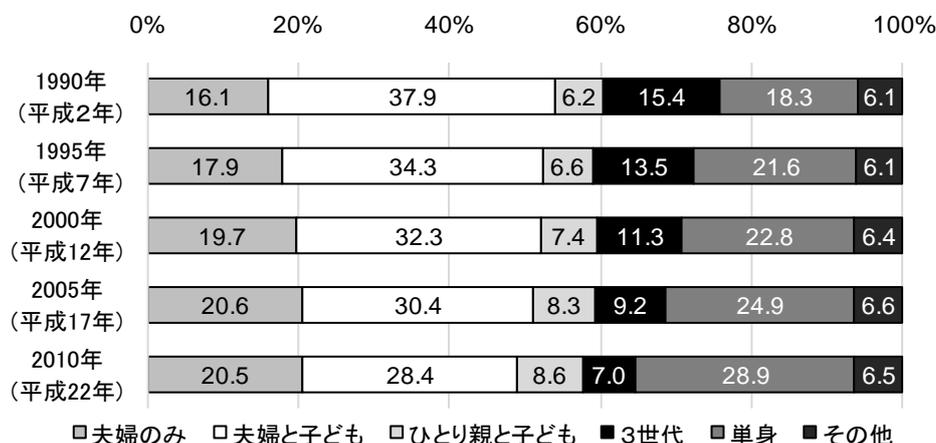
##### ■2008年（平成20年）を基準（100）とした場合の人口・世帯数の伸び率



資料：住民基本台帳 各年3月末

家族類型別割合の推移をみると、「夫婦のみ」、「ひとり親と子ども」、「単身」世帯が増加傾向にあるのに対し、「夫婦と子ども」、「3世代」世帯は減少傾向にあります。

### ■家族類型別の割合の推移



資料：国勢調査

人口の動きである「人口動態」をみると、出生、死亡からみる「自然動態」は、2011年(平成23年)までプラスで推移しているものの、死亡数は増加傾向にあり、2012年(平成24年)以降の自然動態はマイナスとなっています。

転入、転出からみる「社会動態」は、2009年(平成21年)から2012年(平成24年)にかけて増加で推移していましたが、2013年(平成25年)では241人のマイナスを示しており、市外への転出が転入を上回っています。

### ■人口動態の推移

単位：人

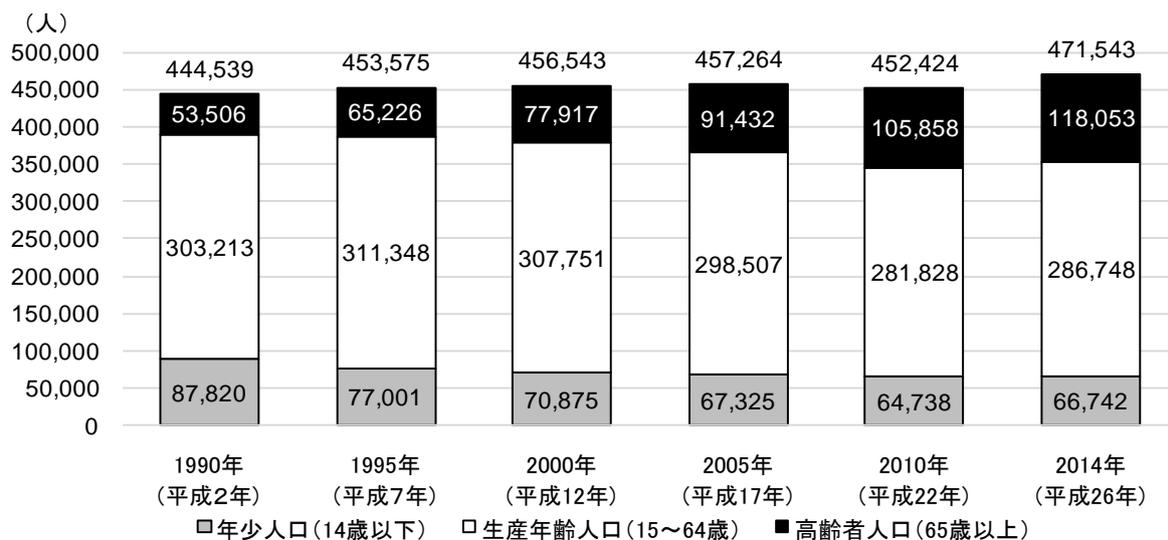
区分		2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)
自然動態	出生	4,409	4,494	4,531	4,622	4,308	4,478
	死亡	4,081	4,079	4,136	4,456	4,658	4,503
	増減	328	415	395	166	▲350	▲25
社会動態	転入	11,941	11,844	11,187	11,392	12,431	13,105
	転出	12,131	11,258	10,944	10,815	12,078	13,346
	増減	▲190	586	243	577	353	▲241
人口動態	合計	138	1,001	638	743	3	▲266

資料：市民課（人口動態）

## (2) 年齢別人口・出生数の推移

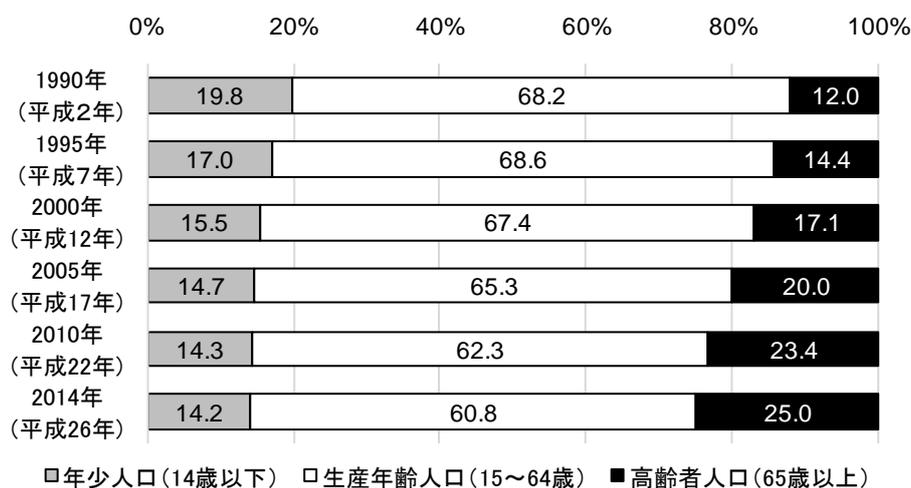
本市の年齢3区分別人口構成をみると、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、2014年（平成26年）では25.0%となっており、少子高齢化が急速に進んでいます。

### ■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（2014年（平成26年）は住民基本台帳の数値）

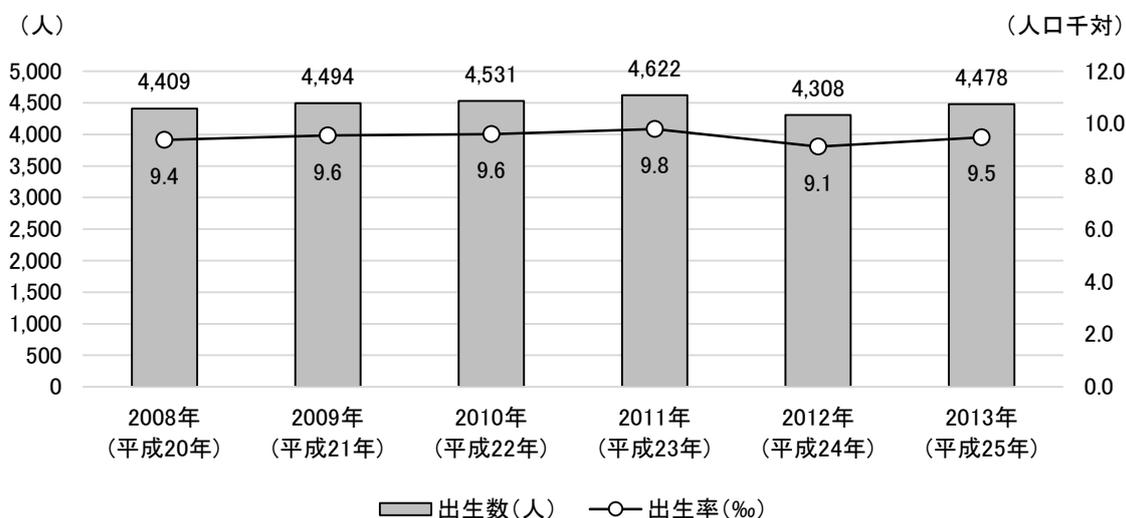
### ■年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査（2014年（平成26年）は住民基本台帳の数値）

出生数は2013年（平成25年）では4,478人となっており、2008年（平成20年）の4,409人と比べて増加しています。

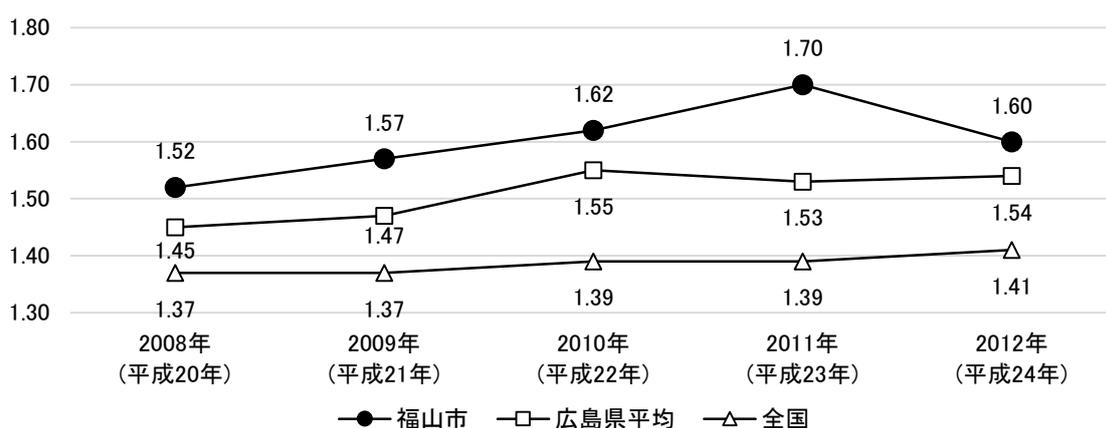
### ■出生数と出生率の推移



資料：人口動態統計

合計特殊出生率は2011年（平成23年）までは増加傾向で推移していましたが、2012年（平成24年）では低くなり1.60となっています。本市の合計特殊出生率は各年を通して全国や広島県を上回っています。

### ■合計特殊出生率の推移

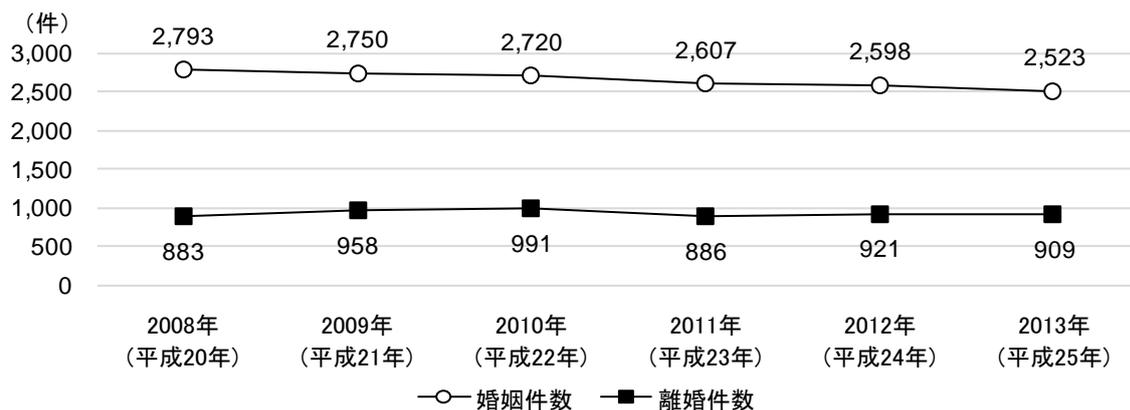


資料：人口動態統計

### (3) 婚姻件数等の推移

婚姻件数は、2008年（平成20年）の2,793件から減少傾向にあり、2013年（平成25年）では2,523件となっています。離婚件数については、2008年（平成20年）の883件から2013年（平成25年）では909件と若干増加しています。

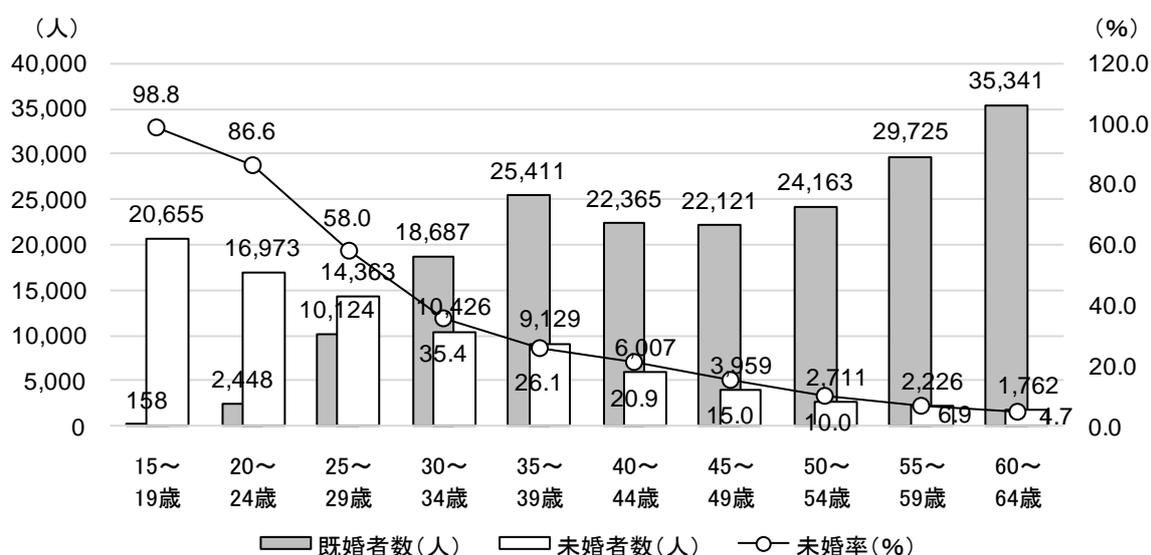
■婚姻・離婚件数の推移



資料：人口動態統計

年齢別の未婚率をみると、25～29歳の58.0%から30～34歳では35.4%と、既婚者数と未婚者数が逆転することから、30～34歳が婚姻年齢の中心であることがうかがえます。

■年齢別未婚・既婚者数と未婚率

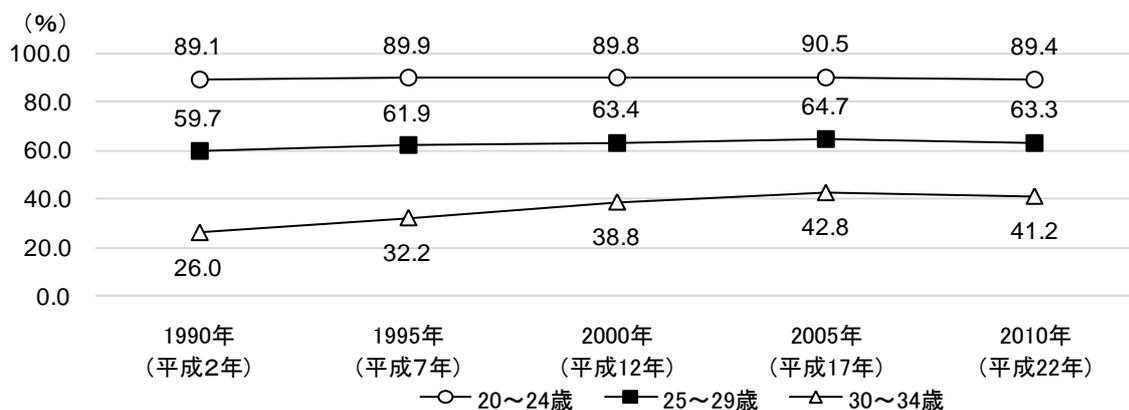


資料：2010年（平成22年）国勢調査

※離婚、死別は「既婚者数」に含む

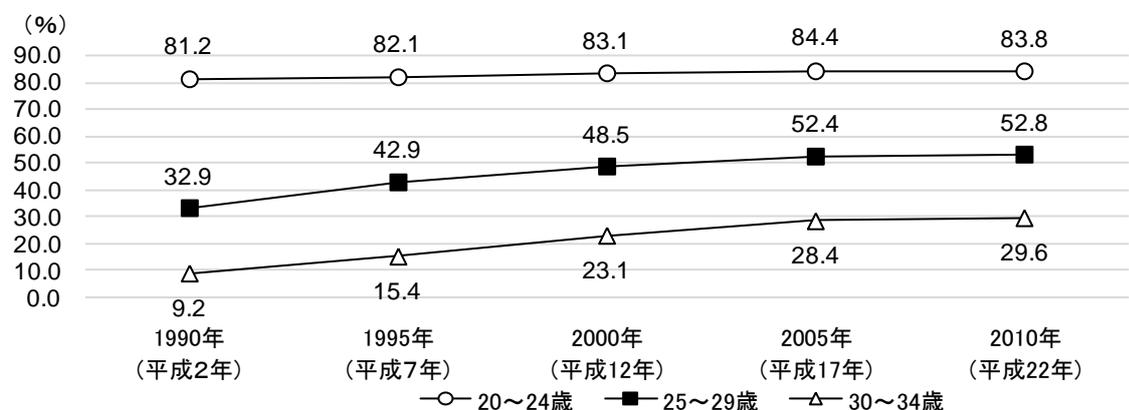
男性の未婚率は2005年（平成17年）まで増加しており、2010年（平成22年）では各年齢ともに割合が若干低くなっています。女性の未婚率は25～29歳、30～34歳において増加傾向がみられ、晩婚化が進行していることがうかがえます。

### ■ 男性の未婚率の推移



資料：国勢調査

### ■ 女性の未婚率の推移

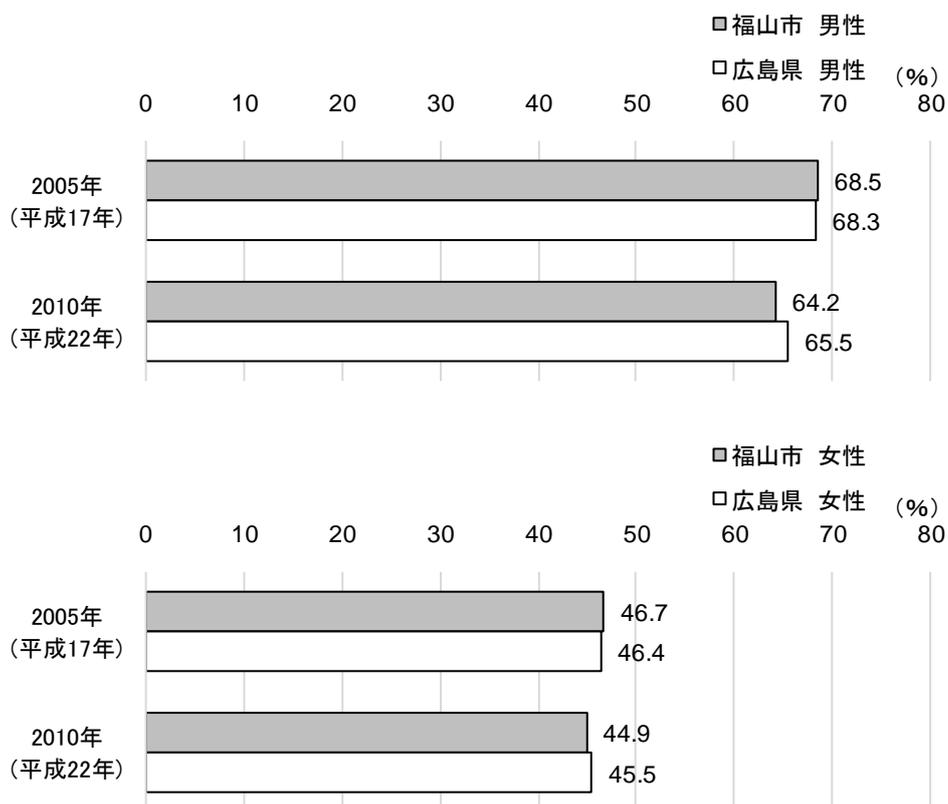


資料：国勢調査

#### (4) 就労状況

本市における15歳以上の就業率は、2010年（平成22年）では、男性が64.2%、女性が44.9%の内訳で、男女ともに広島県の平均と比べて若干低い就業率となっています。

##### ■就業率の県比較



資料：国勢調査

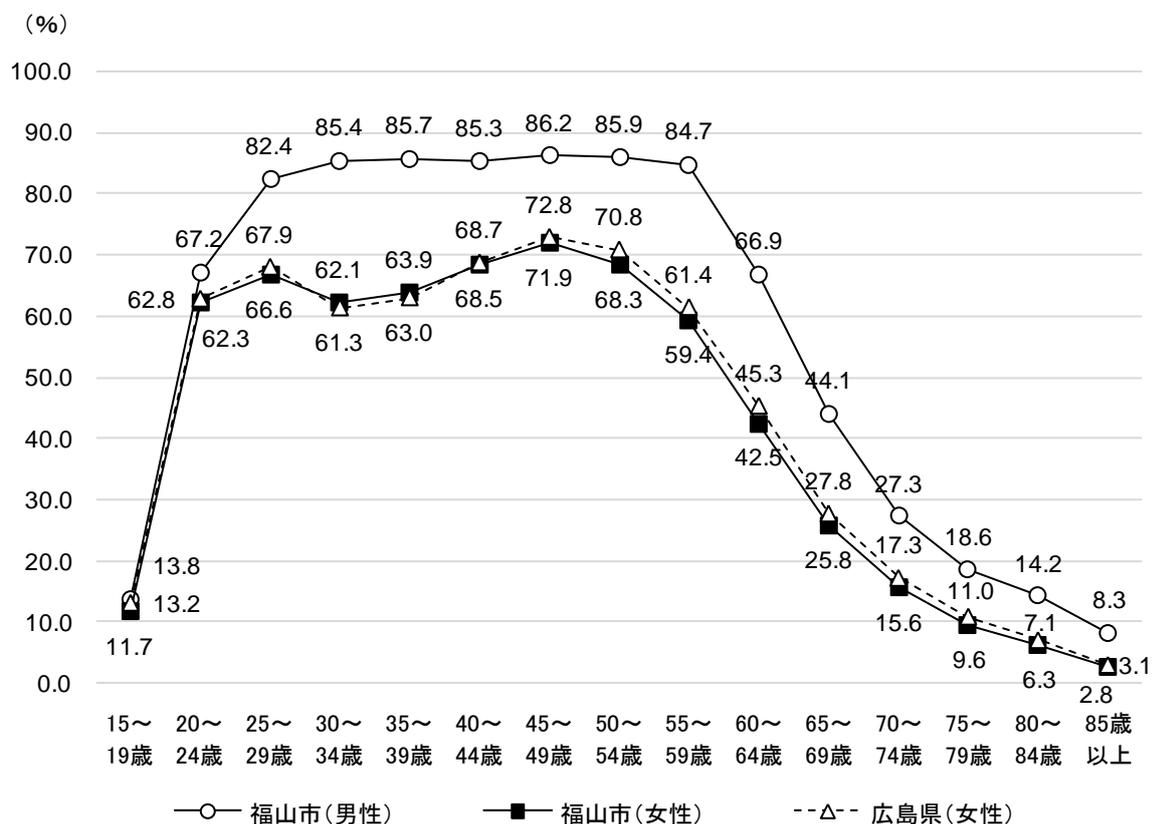
##### ■就労の状況

区分		2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)
男性 (15歳以上)	福山市	就業者数 (人)	127,494
		就業率 (%)	64.2
	広島県	就業率 (%)	65.5
女性 (15歳以上)	福山市	就業者数 (人)	91,235
		就業率 (%)	44.9
	広島県	就業率 (%)	45.5

資料：国勢調査

女性の就業率は、2010年（平成22年）国勢調査では、25～29歳、及び45～49歳でそれぞれピークをむかえるM字型を示しています。2005年（平成17年）と比較すると、50歳以上の年齢層の就業率が増加しており、50歳未満の就業率は減少しています。

■年齢階層別（5歳区切り）の就業率



資料：2010年（平成22年）国勢調査

■女性の年齢階層別（5歳区切り）就業率

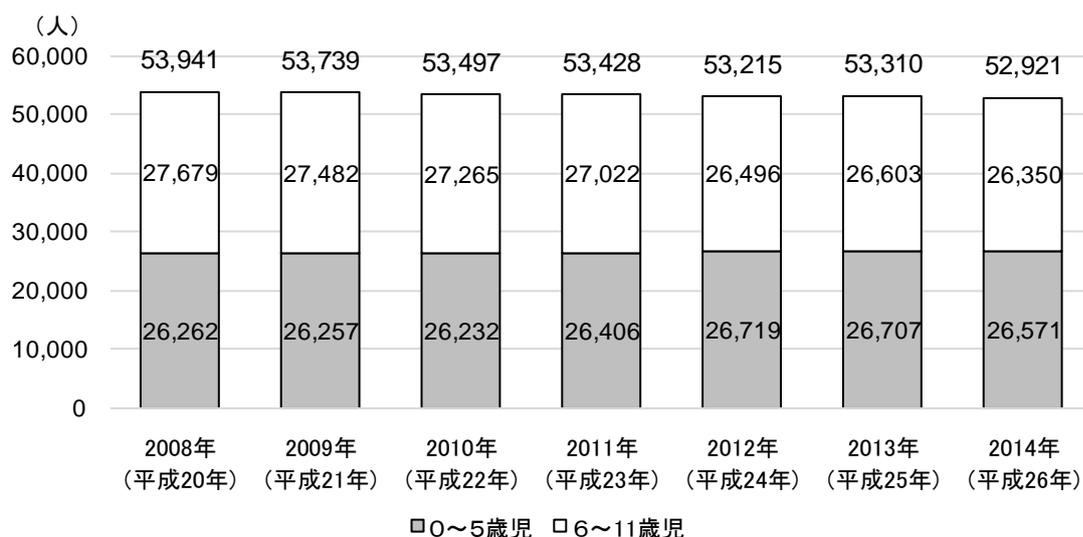
区分	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 歳 以上
福山市 2005年（平成17年）	13.7	66.2	68.2	62.3	64.7	72.5	73.7	68.0	57.7	37.1	22.9	13.4	8.0	4.4	1.8
福山市 2010年（平成22年）	11.7	62.3	66.6	62.1	63.9	68.5	71.9	68.3	59.4	42.5	25.8	15.6	9.6	6.3	2.8
広島県 2010年（平成22年）	13.2	62.8	67.9	61.3	63.0	68.7	72.8	70.8	61.4	45.3	27.8	17.3	11.0	7.1	3.1

資料：国勢調査

## (5) 児童数の推移

本市の児童数は、2014年（平成26年）において0～5歳児が26,571人、6～11歳児が26,350人となっています。2008年（平成20年）と比較して、0～5歳児は309人の増加、6～11歳児は1,329人の減少となっています。

### ■ 児童数の推移



資料：住民基本台帳 各年3月末

### ■ 児童数の推移（内訳）

単位：人

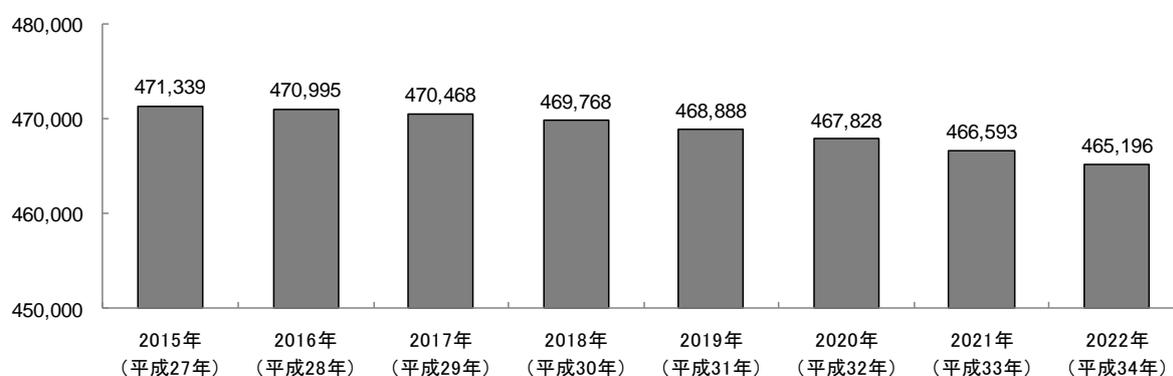
区分	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)
0～11歳児総計	53,941	53,739	53,497	53,428	53,215	53,310	52,921
0～5歳児合計	26,262	26,257	26,232	26,406	26,719	26,707	26,571
0～2歳児小計	12,970	13,239	13,180	13,356	13,416	13,362	13,154
0歳	4,321	4,356	4,340	4,495	4,460	4,217	4,299
1歳	4,464	4,396	4,446	4,415	4,558	4,596	4,290
2歳	4,185	4,487	4,394	4,446	4,398	4,549	4,565
3～5歳小計	13,292	13,018	13,052	13,050	13,303	13,345	13,417
3歳	4,398	4,175	4,499	4,384	4,426	4,468	4,546
4歳	4,474	4,394	4,163	4,505	4,382	4,467	4,424
5歳	4,420	4,449	4,390	4,161	4,495	4,410	4,447
6～11歳合計	27,679	27,482	27,265	27,022	26,496	26,603	26,350
6歳	4,623	4,415	4,443	4,374	4,122	4,518	4,387
7歳	4,620	4,614	4,427	4,447	4,365	4,177	4,513
8歳	4,650	4,594	4,626	4,418	4,428	4,385	4,178
9歳	4,591	4,623	4,570	4,624	4,415	4,449	4,381
10歳	4,677	4,581	4,612	4,563	4,615	4,451	4,448
11歳	4,518	4,655	4,587	4,596	4,551	4,623	4,443

資料：住民基本台帳 各年3月末

## (6) 人口推計

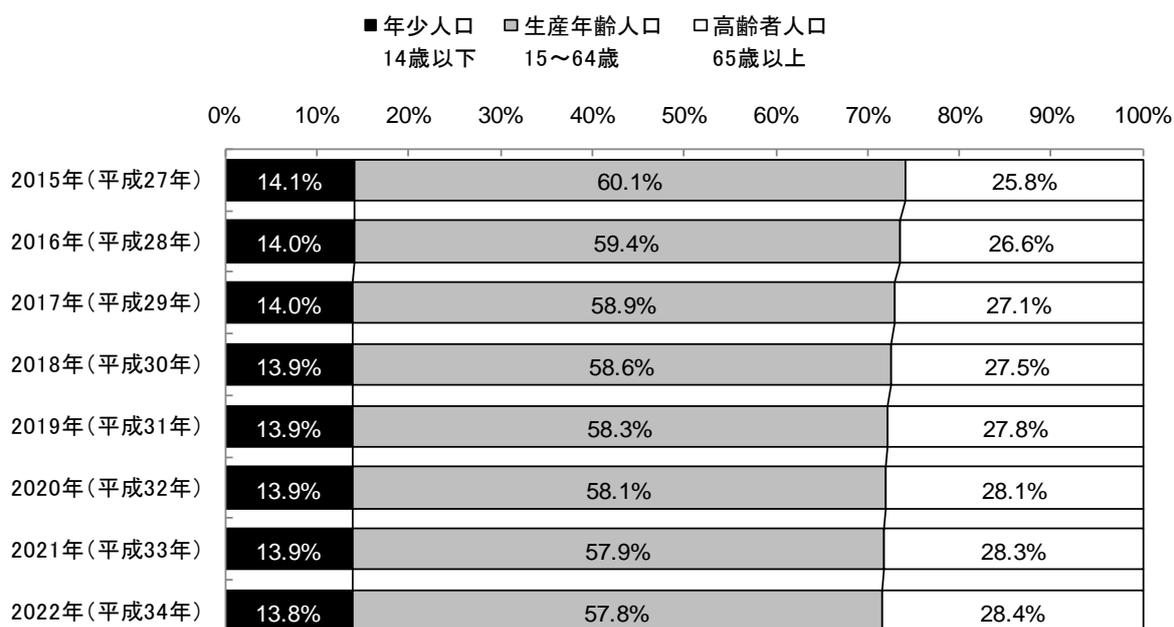
人口推計は、「住民基本台帳」を用いたコーホート要因法によって算出しています。コーホートとは、同じ年に生まれた人々の集団のことをさし、コーホート要因法は、その各集団について、自然減（出生と死亡）及び純移動（転出入）の2つ人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、それに基づき将来人口を推計する方法です。本市における今後の人口推計では、長期的に緩やかな人口減少が継続し2018年（平成30年）では47万人を下回ると予測されます。本市では2013年（平成25年）まで人口が増加傾向で推移していましたが、2014年（平成26年）には人口が減少に転じており、推計においても減少傾向で推移しています。その主な要因は自然減にあり、死亡数が出生数を上回った結果が減少につながったと考えられます。

### ■人口推計結果（人）



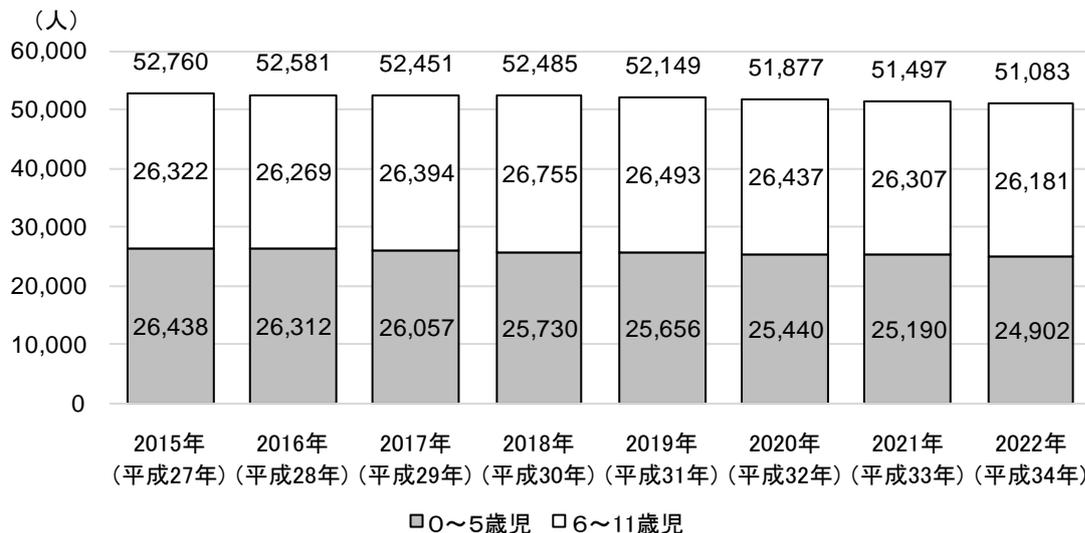
年齢別の構成比で見ると、14歳以下の年少人口は今後も緩やかに減少する一方、高齢者人口は増加を続け、2020年（平成32年）では28%を超えると予測されます。

### ■年齢3区分別人口構成比推計結果（%）



本市における今後の児童人口推計では、総人口と同様に長期的に緩やかに人口が減少し、2022年（平成34年）では0～5歳児が24,902人、6～11歳児が26,181人と見込まれます。

### ■児童人口推計結果



### (7) 統計から見る考察

本市の人口の推移をみると、2012年（平成24年）までは増加傾向で推移していましたが、2013年（平成25年）には減少に転じています。また、人口動態の推移をみると、出生・死亡からみる自然動態は死亡数の増加により、2012年（平成24年）以降マイナスとなっています。このようなことから本市においても人口減少が始まったことがわかります。

年齢3区分人口の推移では、14歳以下の年少人口が減少、65歳以上の高齢者人口が増加傾向で推移しています。また、世帯数は、増加し続ける一方で、世帯人員は減少傾向にあることから、少子高齢化や核家族化が進んでいることがわかります。

出生数の推移では、増減を繰り返している状況ですが、2008年（平成20年）と2013年（平成25年）を比べると若干減少しています。また、合計特殊出生率は、2011年（平成23年）まで増加傾向で推移しており、2012年（平成24年）に減少に転じましたが、依然として国や県よりも高い状況であり、これまでの子育て支援に対する総合的な取組が着実に根をおろしつつあります。

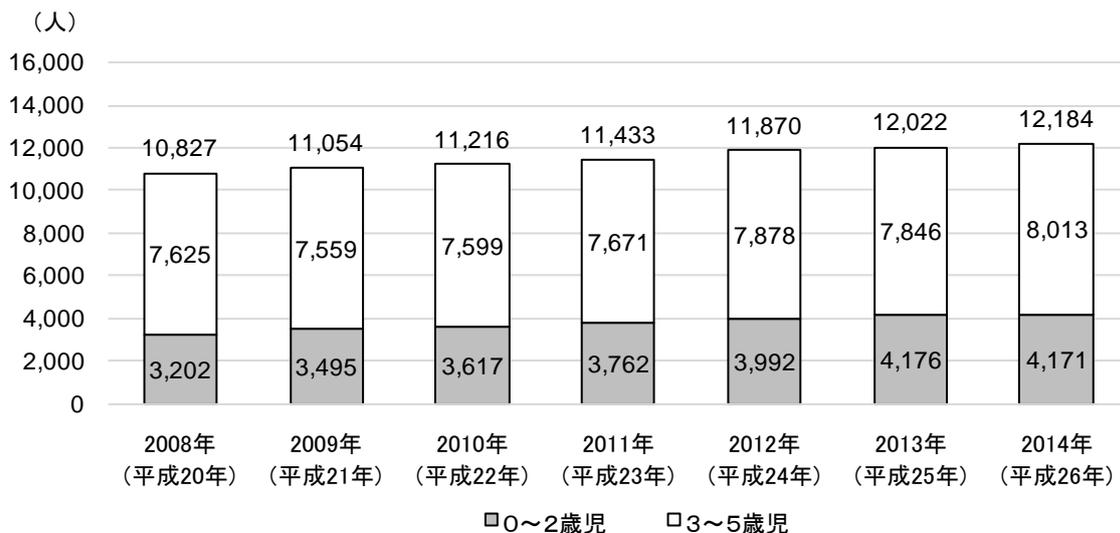
未婚率の推移では、男性では30～34歳の未婚率が増加傾向で推移し、女性では、25～29歳、30～34歳において未婚率が増加しており、未婚化や晩婚化が進んでいます。

## 2 教育・保育の状況

### (1) 保育所の状況

保育所入所児童数は、2014年（平成26年）まで経年で増加しており、12,184人となっています。

#### ■保育所入所児童数の推移



資料：児童部庶務課（各年4月1日現在（委託を除き，受託を含む））  
※学年年齢による集計

#### ■年齢別の保育所の入所児童数の推移

単位：人

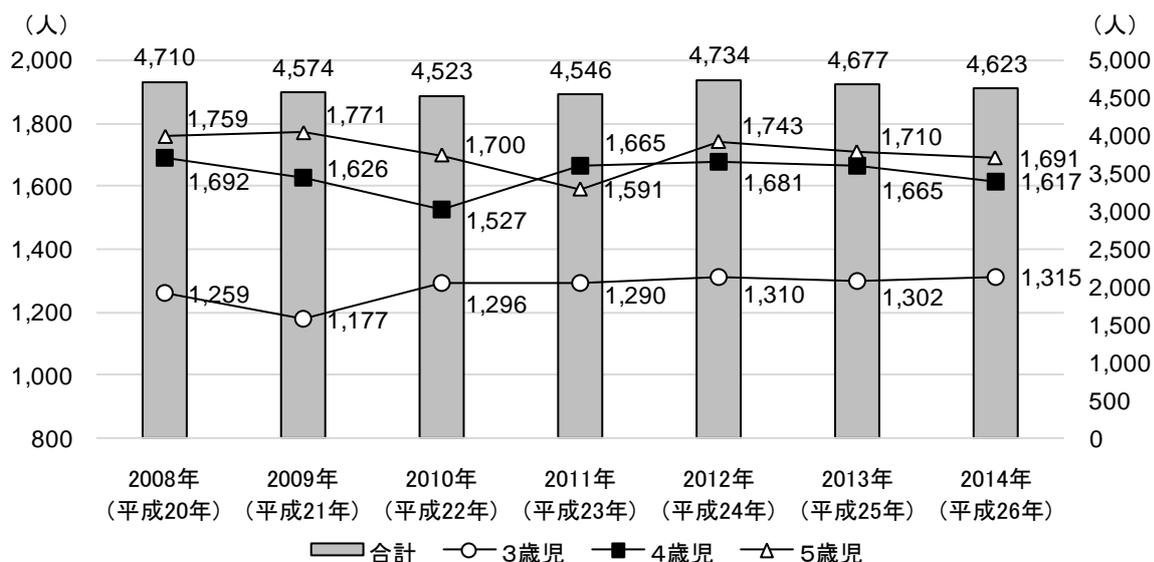
区分	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
0～2歳児小計	3,202	3,495	3,617	3,762	3,992	4,176	4,171
0歳児	359	358	367	386	379	389	397
1歳児	1,189	1,335	1,359	1,404	1,594	1,602	1,647
2歳児	1,654	1,802	1,891	1,972	2,019	2,185	2,127
3～5歳児小計	7,625	7,559	7,599	7,671	7,878	7,846	8,013
3歳児	2,484	2,393	2,565	2,530	2,615	2,596	2,709
4歳児	2,575	2,586	2,458	2,673	2,593	2,655	2,648
5歳児	2,566	2,580	2,576	2,468	2,670	2,595	2,656
合計	10,827	11,054	11,216	11,433	11,870	12,022	12,184

資料：児童部庶務課（各年4月1日現在（委託を除き，受託を含む））  
※学年年齢による集計

## (2) 幼稚園の状況

幼稚園入園児童数は、2014年(平成26年)において4,623人となっています。4歳児、5歳児の入園児童数は経年で増減していますが、2008年(平成20年)と比べて減少しています。3歳児も経年で増減していますが、2008年(平成20年)と比べると増加しています。

■ 年齢別の幼稚園入園児童数の推移



資料：教育総務課（各年5月1日）

■ 年齢別の幼稚園入園児童数の推移

単位：人

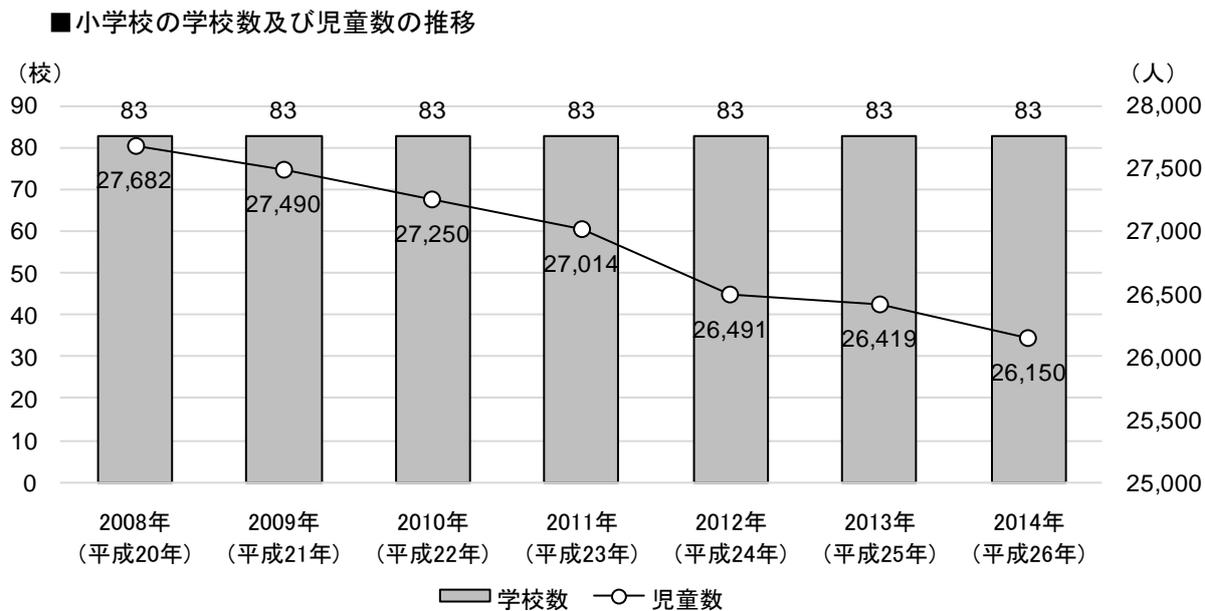
区分	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)
3歳児	1,259	1,177	1,296	1,290	1,310	1,302	1,315
4歳児	1,692	1,626	1,527	1,665	1,681	1,665	1,617
5歳児	1,759	1,771	1,700	1,591	1,743	1,710	1,691
合計	4,710	4,574	4,523	4,546	4,734	4,677	4,623

資料：教育総務課（各年5月1日）

### 3 学校教育の状況

#### (1) 小学校数・児童数の推移

小学校数は83校で推移しています。児童数は2014年（平成26年）では26,150人となっており、2008年（平成20年）の27,682人から経年で減少しています。

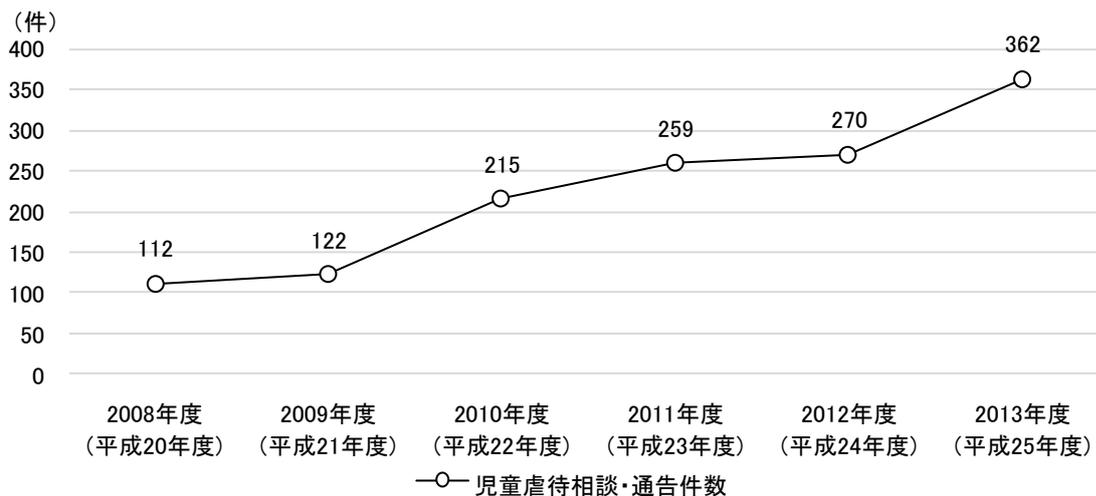


## 4 子の養育環境の状況

### (1) 児童虐待の相談・通告件数

児童虐待に関する市受付の相談・通告件数は、2013年度（平成25年度）では362件と、2008年度（平成20年度）と比べて増加しています。

#### ■児童虐待相談・通告件数の推移

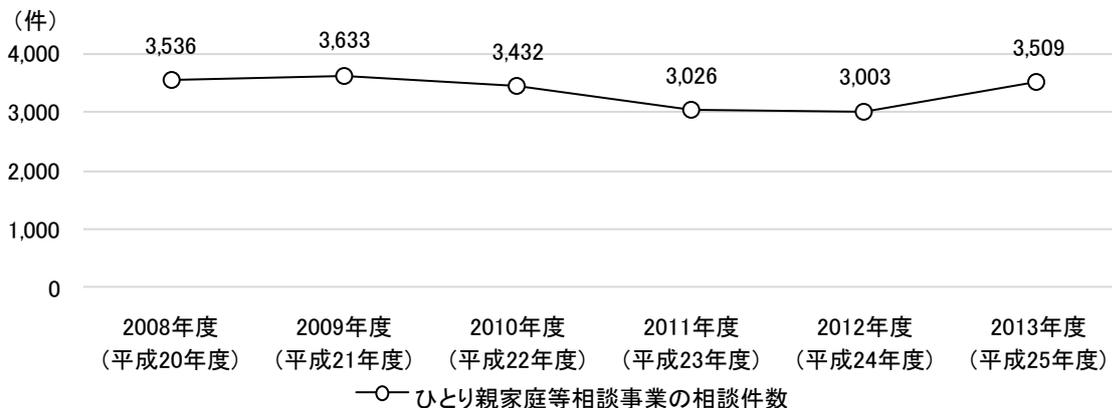


資料：子育て支援課

### (2) ひとり親家庭の相談件数

ひとり親家庭等相談事業の相談件数は、2013年度（平成25年度）では3,509件となっています。

#### ■ひとり親家庭等相談事業の相談件数の推移

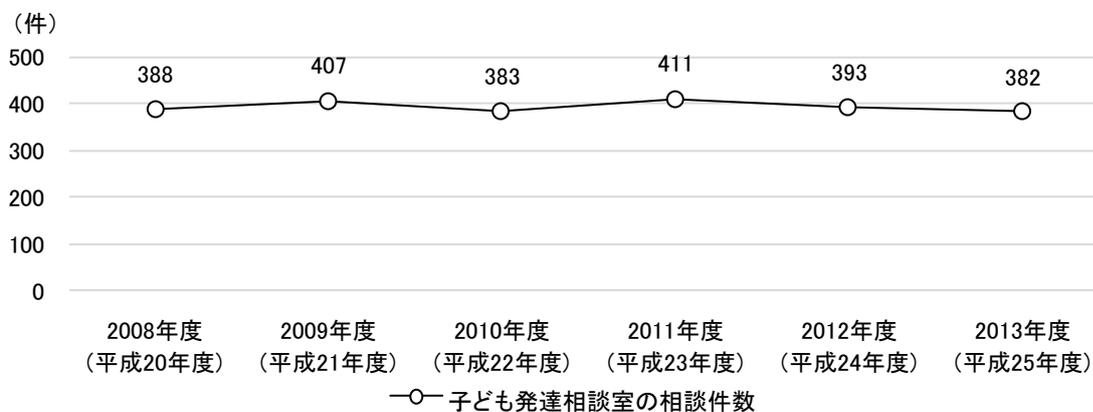


資料：子育て支援課

### (3) 子ども発達相談室の相談件数

子ども発達相談室の相談件数は、2013年度(平成25年度)では382件となっています。

#### ■子ども発達相談室の相談件数の推移



資料：障がい福祉課

### (4) 障がい児保育の状況

障がいのある児童数は、2013年(平成25年)において1,932人となっており、2008年(平成20年)の1,288人と比較して644人の増加となっています。

#### ■(障がい児保育)障がいのある児童数の推移

単位：人

区分	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)
児童数	1,288	1,418	1,538	1,652	1,831	1,932

資料：保育課(各年4月1日現在)

## 第2節 子育て支援サービスの提供状況

### 1 保育所の状況

保育所入所児童数は経年で増加しており、2014年度（平成26年度）で12,184人となっています。内訳をみると、公立は児童数に増減があるものの概ね横ばい、私立は経年で増加しています。

#### ■保育所入所児童数の推移

単位：人

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
入所児童数	11,216	11,433	11,870	12,022	12,184

資料：児童部庶務課 各年度4月1日現在

#### ■保育所入所児童数の内訳

単位：人

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
公立	5,049	4,941	5,089	5,115	5,101
私立	6,167	6,492	6,781	6,907	7,083

資料：児童部庶務課 各年度4月1日現在

### 2 幼稚園の状況

幼稚園入園児童数は2009年（平成21年）の4,568人から2013年（平成25年）では4,677人と増加しています。内訳をみると、私立の利用が約8割と大半を占めています。

#### ■幼稚園入園児童数の推移

単位：人

区分	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)
入園児童数	4,574	4,523	4,546	4,734	4,677

資料：教育総務課 各年5月1日現在

#### ■幼稚園入園児童数の内訳

単位：人

区分	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)
公立	915	832	829	910	870
私立	3,659	3,691	3,717	3,824	3,807

資料：教育総務課 各年5月1日現在

### 第3節 ニーズ調査結果の概要

就学前の児童・小学校の児童を持つ家庭を対象に子育て家庭の実態や意向、課題等を把握するためにニーズ調査を実施しました。その結果からみられる概要について取りまとめています。

#### 1 回答者の状況について

##### ◇ひとり親の状況

「ひとり親家庭」は約1割

「父同居（ひとり親）」又は「母同居（ひとり親）」と回答した「配偶者はいない」とする割合は、就学前児童で6.9%、小学生で15.9%、平均で9.6%となっています。

##### ◇子育てを主に担っている方について

「父母ともに」と「主に母親」が半々

子育てを主に担っている方は、就学前児童・小学生ともに「父母ともに」と「主に母親」が約5割を占めています。「父母ともに」が5割近くありますが、母親に子育ての負担がかかっている状況がうかがえます。

##### ◇日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人等の存在

就学前児童・小学生ともに「いずれもない」が約1割

子どもをみてもらったり預かったりしてもらえる親族・知人等の有無については、就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約5割～6割、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」も約3割～4割と高くなっています。

しかし、「いずれもない」が就学前児童・小学生ともに約1割となっているほか、祖父母等の親族にみてもらったり預かったりしてもらえる家庭においても、親族の負担等に心配を抱えている家庭が半数近くいる状況となっています。

##### ◇保護者の就労状況（就学前児童）

父親は「フルタイムで就労」が約8割

母親は約4割が「未就労」、ただし、そのうち約7割は就労意向あり

保護者の就労状況では、父親は「フルタイムで就労」が約8割となっており、「母親は就労していない」が約4割となっています。ただし、未就労の母親のうちの約7割は就労意向を持っています。

就労意向の内訳をみると、「すぐに就労したい」が約3割、「一番下の子どもが一定の年齢になったら就労したい」が約4割となっています。また、「一番下の子どもが一定の年齢になったら就労したい」方の希望平均年齢は約4歳半となっています。

### ◇就労している保護者の就労時間（就学前児童）

父親の1日当たり平均勤務時間は「9.9時間」

就労している保護者の1日当たりの平均勤務時間は、父親は「9.9時間」となっています。一方、フルタイムの就労者・パート・アルバイトの就労者がそれぞれ3割程度いる母親は「6.7時間」と、父親と比べて就労時間は少なくなっています。

### ◇育児休業の取得状況（就学前児童）

父親は1.7%、母親は27.2%の取得状況

また、父親は「取得していない」が約9割、母親は「働いていなかった」が約6割

育児休業の取得状況は、父親が1.7%、母親が27.2%と割合に差が出ています。また、母親は子どもが生まれたとき、「働いていなかった」が約6割で多くっており、育児休業を取得せず、妊娠・出産を機会に仕事を辞めている状況がうかがえます。

### ◇育児休業の取得期間（就学前児童、母親）

実際の取得期間の平均は「11.4か月」、希望の取得期間の平均は「1歳5.7か月」  
ただし、勤め先に3歳までとれる制度があれば平均は「2歳0.3か月」

母親の育児休業取得期間の平均について、実際に取得した期間が「11.4か月」に対し、希望の取得期間も「1歳5.7か月」と実際と希望の期間に差がみられます。希望より早く復帰した理由は「経済的な理由」が約4割、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が約3割となっています。

また、勤め先に3歳まで休暇を取得できる制度がある場合は、取得したい期間の平均は「2歳0.3か月」となっています。

### ◇子育てに関して日常悩んでいること、気になること

就学前児童での上位は「子育てや教育の費用」、「子どもの安全・安心」、「子どもを叱りすぎている気がする」と

小学生での上位は「子育てや教育の費用」、「子どもの安全・安心」、「子どもの教育に関する」と

子育てに関して日常悩んでいることや気になることは、就学前児童・小学生ともに「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と、「子どもの安全・安心」に関するものが高くなっており、子育てや教育の費用に関するものは、育児休業からの早期復帰の理由と重なる項目となっています。

次いで、就学前児童では「子どもを叱りすぎている気がする」と、小学生では「子どもの教育に関する」が高くなっています。

## 2 教育・保育事業の状況について

### ◇子育てに関する事業の認知状況（就学前児童）

「幼稚園」、「保育所」に係る事業の認知度が高い

子育てに関する事業について知っている割合が高いものは、「延長保育」、「一時預かり事業」、「幼稚園・保育所の子育て支援事業」となっています。また、子育ての相談相手として、「祖父母等の親族」、「友人や知人」に続いて、「保育士」が約4割と高くなっており、育児に関する事業の利用や相談、情報収集の場として幼稚園・保育所が一定の役割を担っている状況がみられます。

### ◇教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

「利用している」が約7割、「利用していない」が約3割  
利用している事業は「保育所」が約7割、「幼稚園」が約3割

教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が約7割で大半となっています。就労しており産休・育休・介護休業中ではない母親がいる家庭の利用が高くなっています。利用している事業については「保育所」が約7割で最も高く、次いで「幼稚園」が約3割となっています。

### ◇教育・保育事業を利用する理由（就学前児童）

「教育や発達のため」、「親が就労している」が約7割で突出している

教育・保育事業を利用している理由では、「子どもの教育や発達のため」、「子育てをしている方が現在就労している」がともに約7割で利用目的の大半となっています。

### ◇教育・保育事業を利用しない理由（就学前児童）

「子どもがまだ小さいため」が約6割、「利用する必要がないため」が約5割  
「子どもがまだ小さいため」の利用しようとする希望平均年齢は「2.9歳」

教育・保育事業を利用していない理由では、「子どもがまだ小さいため」が約6割、「利用する必要がない」が約5割となっています。

しかし、「子どもがまだ小さいため」と回答した保護者の利用しようとする希望平均年齢は概ね3歳となっており、子どもが3歳になってから幼稚園や、保育所を利用したいと考えている保護者がいる状況がわかります。

### ◇今後利用したい教育・保育事業（就学前児童）

「保育所」が約6割、「幼稚園」が約5割、「幼稚園の預かり保育」が約2割

今後利用したい教育・保育事業は、「保育所」が約6割で最も高く、次いで「幼稚園」が約5割、「幼稚園の預かり保育」が約2割となっています。

現在の利用状況では「保育所」が約7割、「幼稚園」が約3割であったことと比べると、「幼稚園」及び「幼稚園の預かり保育」の割合が高くなっており、ニーズの高さがうかがえます。

## 3 地域子ども・子育て支援事業の状況について

### ◇地域子育て支援拠点事業の利用状況、利用意向（就学前児童）

「利用していない」が約7割、しかし、「利用していないが今後利用したい」が約2割

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業」が18.4%となっていますが、「利用していない」が約7割と高くなっています。

しかし、今後の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」が約2割となっており、潜在的なニーズがうかがえます。

### ◇土曜・休日の教育・保育事業利用意向（就学前児童）

利用意向は「土曜日」が約5割、「日曜日・祝日」が約2割

「ほぼ毎週利用したい」、「月に1～2回は利用したい」を合わせた、教育・保育事業の利用意向は、土曜日が約5割、日曜日・祝日は約2割となっています。また、その際の利用したい時間帯の平均をみると、土曜日が「8時半～16時」、日曜日が「8時半～16時42分」となっており、概ね平日と変わらない時間帯の利用希望がみられます。

### ◇幼稚園の長期休暇中の教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

「利用したい」が約7割

幼稚園の長期休暇中における教育・保育事業の利用意向は、「週に数日利用したい」が約4割、「ほぼ毎日利用したい」が約3割あり、ニーズの高さがうかがえます。

### ◇病児・病後児保育の利用意向（就学前児童）

仕事を休んで対応した保護者のうち、「利用したい」が約3割

病児・病後児保育の利用意向について、仕事を休んで対応していた保護者のうち、「病児・病後児保育施設等を利用したい」意向があるのは約3割となっています。

#### ◇私用や通院、不定期の就労等の目的での事業の利用状況・利用意向（就学前児童）

「利用していない」が約7割と大半となっている  
一方、「利用したい」の割合は約3割

現状では「利用していない」が約7割と多数で、利用している事業をみると「幼稚園の預かり保育」が7.7%、「一時預かり」が5.9%と、何らかの預かり事業を利用している割合は約1割となっています。しかし、今後の利用意向をみると「利用したい」が約3割となっています。

利用したい目的として、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」、「私用、リフレッシュ目的」がともに7割弱と高くなっています。

#### ◇放課後児童クラブの利用意向

就学前児童は、小学校1～3年時が約5割、小学校4～6年時が約2割  
小学生は、小学校1～3年時が約5割、小学校4～6年時が約3割

小学校3年生までの放課後児童クラブの利用意向は、就学前児童・小学生ともに約5割となっています。小学校4年生以降での利用意向は若干低くなり、就学前児童で約2割、小学生で約3割となっています。

#### ◇土曜日・休日・長期休暇における放課後児童クラブの利用意向（就学前児童）

就学前児童は、土曜日は約5割、日曜日・祝日は約1割、長期休暇は約8割

「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」を合わせた利用意向をみると、土曜日の利用意向は平日と同様に約5割、日曜日・祝日では約1割、長期休暇では約8割となっています。

#### ◇放課後児童クラブ利用意向者の希望延長学年（小学生）

「6年」が約6割、「4年」が約3割

放課後児童クラブの希望する学年の延長は「6年」が約6割、「4年」が約3割、「5年」が5.4%となっています。

## 第4節 ニーズ調査からみた子ども・子育て家庭を取り巻く課題の総括

### 1 ニーズに対応したサービス・事業の確保

女性の社会進出が進み、保育の必要性は高まってきています。

ニーズ調査の結果をみると、保育所の現在・今後の利用意向が高くなっている一方、幼稚園の今後の利用意向をあげる割合も高くなる傾向がみられ、保護者の保育・教育利用に対する高いニーズがうかがえます。また、一時預かりや病児保育等の預かりのサービスの利用を希望する声もあがっています。

今後、様々な教育・保育へのニーズに対応するため、教育・保育事業の量の確保や預かり保育等の保育サービスの一層の充実や認定こども園への移行等の施設整備等、子育て家庭を支援していく環境を強化していくことが必要です。

### 2 情報提供や相談体制の充実

ニーズ調査の結果をみると、「延長保育」、「一時預かり事業」等、幼稚園・保育所が実施している事業の認知度が高いことや、親族や友人に次いで保育士を相談相手に選ぶ割合が高いこと等、子育て家庭の情報入手や相談相手は幼稚園・保育所が深く関係している状況がうかがえます。

地域子育て支援拠点施設やファミリー・サポート・センターの利用や認知の割合は低い状況となっているほか、相談窓口としても子育て支援施設や市役所関連窓口の利用は少ない状況となっています。

支援を必要とする方がサービスを適切に利用できるよう、子育て支援サービスの効果的な広報・周知が求められます。また、相談窓口についても周知を図るとともに、相談支援体制の充実が必要です。

### 3 仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

ニーズ調査の結果をみると、主に母親が子育てを行っている割合が約半数を占めています。また、男性の育児休業取得の割合は低く、育児休業期間も希望より早く復帰している状況となっています。母親の約4割が未就労ですが、そのうち約7割に就労意向があることから、仕事と子育てを両立する環境づくりが必要です。

今後は、家庭や企業、地域、行政等様々な主体が、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを進めることが重要です。特に、企業に対しては、ワーク・ライフ・バランスを取り入れることで得るメリットの周知や、講座や勉強会を開催するなどの意識啓発を図ることが重要です。加えて、フレックスタイム等の制度の普及、男性の育児参加の促進等が求められます。

#### 4 地域全体で子育てを支える体制の構築

親が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長していくためには、地域での支えが重要となります。また、子育て中の親や家庭が、地域との交流機会を持つことにより、子育ての仕方を学べることや不安や悩みの解消につながることから、子どもを育てる力の向上が期待されます。

ニーズ調査の結果をみると、地域子育て支援拠点事業の利用意向があがっているほか、子育てにおける不安や悩みごとに子どもの安全・安心が上位にあがっています。地域支援機能の充実や、地域の見守り活動の促進等、地域のつながりを活かした取組が求められます。

また、地域とのつながりや、人材・施設等の地域資源を活かし、地域全体における子育て支援を充実するとともに、その取組に対して参加しやすいシステムの構築を図ることが重要です。

#### 5 児童虐待やいじめ問題等への対策

ニーズ調査の結果をみると、子育てにおける不安や悩みごとについて、特に就学前児童の保護者において、子どもを叱りすぎている気がする割合が上位になっており、子どもへの接し方等の不安を解消する支援が必要です。また、学校等におけるいじめ問題についても未然防止、早期発見・対応する体制の強化が必要です。

今後、児童虐待やいじめ等への対策に向けて、関係機関等が情報の共有や連携を図るとともに、支援を必要とする家庭へのきめ細やかな支援を行っていくことが大切です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 基本理念

## みんなで創る すべての子ども・子育てに やさしいまち ふくやま

福山市は2005年度（平成17年度）より、次世代育成支援対策推進行動計画の基本理念『みんなで創る 子育てNO.1 ONLY 1のまち ふくやま』のもと、『待機児童ゼロ』を始めとする『総合力の子育て支援』に取り組んできました。

今後もこの基本理念を踏まえつつ、全ての子どもたちが笑顔で成長していくために、全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるように、地域、行政等が一体となり、多様化する子育てニーズに対応した子育て支援の量の充実、質の向上を行う必要があります。

そこで、本計画においては、基本理念を『みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま』とし、全ての地域住民が、子育て家庭にやさしく寄り添いながら子育てを支えるまちづくりを推進します。

### 基本目標

## 心豊かに安心して子どもを生き育てられ、 子どもたちが健やかに成長できるまち福山の実現

ますます進行する少子化や核家族化により、家庭や地域の子育て力が低下し、多様化する働き方や経済的負担等の理由も相まって、子育ての負担感は増大しています。

本計画では、保護者を中心に地域全体が関わり、安心して子どもを産み、心豊かに子育てができるよう、環境整備を進めるとともに、全ての子どもたちが健やかに成長していくために、教育・保育施設や関係機関、地域の協働による社会全体の教育・保育力の向上に取り組みます。

また、福山の戦後復興から半世紀の歩みの中で誕生し根付いた『ローズマインド』（思いやり 優しさ 助け合いの心）をもって本計画を推進します。

## 第4章 次世代育成支援施策の展開

### ■「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」の評価と今後の方向性

本市では、「福山市次世代育成支援対策推進行動計画（ふくやま子育て夢プラン）」を策定し、これまでの10年間において、「みんなで創る 子育てNO. 1 ONLY1のまち ふくやま」を基本理念として、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりに取り組んできました。

取組の内容としては、待機児童ゼロの継続や、多様なニーズに応えた質の高い保育サービスの提供を始めとして、子育て家庭の不安を軽減するための事業、子どもの発達相談窓口の充実等、子育てに関する様々な施策を展開してきました。

10年間の取組を通じて、総合力の子育て支援が着実に根をおろしつつあり、本市の合計特殊出生率が、中核市の中で高い率となっていることも、その一定の成果の表われと考えられます。

一方で、子育てにかかる精神的負担や経済的な負担を感じる子育て家庭は依然として減っておらず、ニーズ調査においても、約6割の方が子育てについて不安や負担を感じており、前回調査と同様の結果となっています。子育てに関して悩んでいることでは、子育てや教育の費用や、子どもの安全・安心に関することが多くあげられています。

仕事と子育ての両立では、ニーズ調査の結果をみると、主に母親が子育てを行っている割合が約半数を占めています。また、母親の約4割が未就労ですが、そのうち約7割に就労意向があります。

全国的に急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来といった社会構造の大きな転換期を迎える中、本市においても2012年度（平成24年度）に初めて人口が自然減に転じ、2013年度（平成25年度）には自然減と社会減が重なり、人口減少社会の到来が現実味を帯びてきています。

今、人口減少対策の推進が強く求められる中で、福山市に住む全ての人が将来に夢と希望を持てるまちであり続けるためにも、家庭、地域、企業、行政が一体となって子育てがしやすい環境づくりに取り組むことが、ますます重要となります。

また、子育てに関わる様々な不安や負担感、子育てへの孤立感等の課題解決に向けては、これまで取り組んできた効果的な施策を引き続き実施し、子育てと仕事の両立支援の推進と、それを支える多様な働き方に対応した保育サービス等の提供を継続していくことにより、福山で生まれてよかった、福山で子育てをしてよかったとだれもが実感できる子育て環境の整備に取り組んでいきます。

## 第1節 施策の体系

基本理念	みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま
------	--------------------------------

基本目標	心豊かに安心して子どもを産み育てられ、 子どもたちが健やかに成長できるまち福山の実現
------	---

基本方針	基本施策
1 子育て家庭に対する支援の充実	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育所その他の施設での保育サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 子どもの健全育成 (5) 仕事と子育ての両立の推進 (6) 経済的な支援の推進
2 安心できる母子保健の推進	(1) 妊娠・出産期の支援 (2) 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3) 「食育」の推進 (4) 小児医療の充実
3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上
4 子ども等の安全・安心確保	(1) 子どもを交通事故・犯罪等の被害から守るための活動の推進 (2) 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進
5 援助を必要とする子育て家庭への支援	(1) 児童虐待防止施策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実

## 【基本方針1】子育て家庭に対する支援の充実

### 基本施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業		
①	ふくやま子育て応援センター「キッズコム」	1-(1)-①
②	地域子育て支援拠点事業	1-(1)-②
③	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	1-(1)-③
④	短期入所生活援助事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	1-(1)-④
⑤	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	1-(1)-⑤
⑥	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室の推進)	1-(1)-⑥

### 基本施策(2) 保育所その他の施設での保育サービスの充実

事業		
①	保育サービスの充実	1-(2)-①
②	保育所・幼稚園の連携, 就学前教育・保育と小学校の連携	1-(2)-②
③	幼稚園での子育て支援事業	1-(2)-③
④	障がい児保育 ※後掲 5-(3)-⑧	1-(2)-④

### 基本施策(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業		
①	子育て支援ネットワーク活動の推進	1-(3)-①
②	子育て情報誌の発行	1-(3)-②
③	子育て応援ささえあい事業	1-(3)-③
④	地域全体で子育てを見守り, 支え合う活動の推進	1-(3)-④

### 基本施策(4) 子どもの健全育成

事業		
①	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ※再掲 1-(1)-⑤	1-(4)-①
②	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室の推進) ※再掲 1-(1)-⑥	1-(4)-②
③	ふれ愛ひろば	1-(4)-③
④	自然研修センター事業(ふくやまふれ愛ランド)	1-(4)-④
⑤	地域ポイント制度(まちづくりパスポート事業)	1-(4)-⑤
⑥	子どもの健全育成支援事業	1-(4)-⑥
⑦	社会環境浄化活動の推進	1-(4)-⑦

### 基本施策(5) 仕事と子育ての両立の推進

事業		
①	女性雇用対策事業等	1-(5)-①
②	両立支援セミナー	1-(5)-②
③	学習・啓発事業	1-(5)-③
④	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ※再掲 1-(1)-⑤	1-(5)-④
⑤	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室の推進) ※再掲 1-(1)-⑥	1-(5)-⑤
⑥	ひとり親家庭自立支援給付金事業 ※後掲 5-(2)-④	1-(5)-⑥
⑦	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ※後掲 5-(2)-⑤	1-(5)-⑦
⑧	母子・父子自立支援プログラム策定事業 ※後掲 5-(2)-⑥	1-(5)-⑧

### 基本施策(6) 経済的な支援の推進

事業		
①	乳幼児等医療費助成	1-(6)-①
②	ひとり親家庭等医療費助成 ※後掲 5-(2)-①	1-(6)-②
③	児童手当	1-(6)-③
④	児童扶養手当 ※後掲 5-(2)-②	1-(6)-④
⑤	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※後掲 5-(2)-③	1-(6)-⑤
⑥	保育所保育料の多子軽減	1-(6)-⑥
⑦	小児慢性特定疾病対策事業	1-(6)-⑦
⑧	未熟児養育医療	1-(6)-⑧
⑨	幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業 ※後掲 2-(2)-⑫	1-(6)-⑨
⑩	自立支援医療(育成医療)費 ※後掲 5-(3)-①	1-(6)-⑩
⑪	重度心身障がい者医療費 ※後掲 5-(3)-②	1-(6)-⑪
⑫	特別児童扶養手当 ※後掲 5-(3)-③	1-(6)-⑫
⑬	障がい児福祉手当 ※後掲 5-(3)-④	1-(6)-⑬
⑭	不妊治療費助成事業 ※後掲 2-(1)-⑧	1-(6)-⑭
⑮	幼稚園就園奨励費	1-(6)-⑮
⑯	就学援助費	1-(6)-⑯
⑰	特別支援教育就学奨励事業 ※後掲 5-(3)-⑤	1-(6)-⑰
⑱	情緒・聴覚・言語等障がい児保護者付添交通費補助事業 ※後掲 5-(3)-⑥	1-(6)-⑱
⑲	ひとり親家庭自立支援給付金事業 ※後掲 5-(2)-④	1-(6)-⑲
⑳	障がい児通園施設利用者負担軽減事業 ※後掲 5-(3)-⑭	1-(6)-⑳
㉑	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 ※後掲 5-(3)-⑯	1-(6)-㉑

## 【基本方針2】安心できる母子保健の推進

### 基本施策(1) 妊娠・出産期の支援

事業		
①	子育て支援ボランティア事業	2-(1)-①
②	母子健康手帳の交付	2-(1)-②
③	妊婦健康診査	2-(1)-③
④	妊婦歯科健康診査	2-(1)-④
⑤	訪問指導／すこやか育児サポート事業	2-(1)-⑤
⑥	こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	2-(1)-⑥
⑦	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業) ※後掲 2-(2)-③	2-(1)-⑦
⑧	不妊治療費助成事業	2-(1)-⑧

### 基本施策(2) 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業		
①	母子健康手帳の交付 ※再掲 2-(1)-②	2-(2)-①
②	訪問指導／すこやか育児サポート事業 ※再掲 2-(1)-⑤	2-(2)-②
③	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)	2-(2)-③
④	乳幼児の事故防止	2-(2)-④
⑤	食育推進事業 ※後掲 2-(3)-①	2-(2)-⑤
⑥	母子の健康教育	2-(2)-⑥
⑦	乳児健康相談	2-(2)-⑦
⑧	乳幼児健康診査	2-(2)-⑧
⑨	予防接種	2-(2)-⑨
⑩	思春期の保健対策	2-(2)-⑩
⑪	学校の無煙化の推進	2-(2)-⑪
⑫	幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業	2-(2)-⑫

### 基本施策(3) 食育の推進

事業		
①	食育推進事業	2-(3)-①

### 基本施策(4) 小児医療の充実

事業		
①	小児医療の充実	2-(4)-①
②	小児救急に関する啓発	2-(4)-②

## 【基本方針3】子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

### 基本施策(1) 次代の親の育成

事業		
①	子育てに関する講座	3-(1)-①
②	世代間交流事業	3-(1)-②

### 基本施策(2) 子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備

事業		
①	保育所・幼稚園の連携, 就学前教育・保育と小学校の連携 ※再掲 1-(2)-②	3-(2)-①
②	確かな学力の向上	3-(2)-②
③	学校評価の推進	3-(2)-③
④	キャリア教育推進事業	3-(2)-④
⑤	英語教育推進事業	3-(2)-⑤
⑥	豊かな心の育成	3-(2)-⑥
⑦	不登校児童生徒への取組	3-(2)-⑦
⑧	北京市教育交流推進事業	3-(2)-⑧
⑨	小中一貫教育推進事業	3-(2)-⑨
⑩	児童生徒の健全育成の啓発, 指導	3-(2)-⑩
⑪	障がい児の教育 ※後掲 5-(3)-⑪	3-(2)-⑪
⑫	特別支援教育体制推進事業 ※後掲 5-(3)-⑫	3-(2)-⑫

### 基本施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

事業		
①	家庭児童相談事業	3-(3)-①
②	世代間交流事業 ※再掲 3-(1)-②	3-(3)-②
③	地域住民, 民間団体の子育て力の育成と協働	3-(3)-③

### 【基本方針4】子ども等の安全・安心の確保

#### 基本施策(1) 子どもを交通事故・犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業		
①	歩道整備事業	4-(1)-①
②	交通安全教室	4-(1)-②
③	交通安全教育推進モデル地域の支援(チャイルドシート着用の啓発)	4-(1)-③
④	自転車利用者対策事業	4-(1)-④
⑤	保育所の危機管理体制の確立	4-(1)-⑤
⑥	保育所、幼稚園、放課後児童クラブの緊急通報システムの活用	4-(1)-⑥
⑦	幼稚園、学校の危機管理体制の確立	4-(1)-⑦
⑧	児童生徒安全確保対策	4-(1)-⑧
⑨	通学時安全確保対策	4-(1)-⑨
⑩	地域における危機管理体制の確立	4-(1)-⑩
⑪	通学路沿い公共施設安全対策事業	4-(1)-⑪
⑫	地域安全マップ普及推進事業	4-(1)-⑫
⑬	非行防止活動の推進	4-(1)-⑬
⑭	「こども110番の家」推進事業	4-(1)-⑭
⑮	生活安全パトロール車による子ども見守り事業	4-(1)-⑮
⑯	地域青色防犯パトロール実施団体支援事業	4-(1)-⑯
⑰	地域における子どもや市民の安全確保体制の支援(安心・安全な地域づくり情報提供事業)	4-(1)-⑰

#### 基本施策(2) 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進

事業		
①	都市公園安全・安心の取組	4-(2)-①
②	生活安全モデル地域の指定	4-(2)-②
③	防犯カメラ設置事業	4-(2)-③
④	ユニバーサルデザインの推進	4-(2)-④
⑤	市営住宅入居専用枠の設定	4-(2)-⑤

### 【基本方針5】援助を必要とする子育て家庭への支援

#### 基本施策(1) 児童虐待防止施策の充実

事業		
①	児童虐待防止等ネットワーク活動の推進	5-(1)-①
②	児童虐待防止啓発事業(オレンジリボンキャンペーン)	5-(1)-②

#### 基本施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業		
①	ひとり親家庭等医療費助成	5-(2)-①
②	児童扶養手当	5-(2)-②
③	母子父子寡婦福祉資金貸付金	5-(2)-③
④	ひとり親家庭自立支援給付金事業	5-(2)-④
⑤	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	5-(2)-⑤
⑥	母子・父子自立支援プログラム策定事業	5-(2)-⑥
⑦	母子生活支援施設	5-(2)-⑦
⑧	ひとり親家庭等相談事業	5-(2)-⑧
⑨	子どもの健全育成支援事業 ※再掲 1-(4)-⑥	5-(2)-⑨
⑩	市営住宅入居専用枠の設定 ※再掲 4-(2)-⑤	5-(2)-⑩

#### 基本施策(3) 障がい児施策の充実

事業		
①	自立支援医療(育成医療)費	5-(3)-①
②	重度心身障がい者医療費	5-(3)-②
③	特別児童扶養手当	5-(3)-③
④	障がい児福祉手当	5-(3)-④
⑤	特別支援教育就学奨励事業	5-(3)-⑤
⑥	情緒・聴覚・言語等障がい児保護者付添交通費補助事業	5-(3)-⑥
⑦	発達障がい児の支援	5-(3)-⑦
⑧	障がい児保育	5-(3)-⑧
⑨	ことばの相談室	5-(3)-⑨
⑩	乳幼児発達相談	5-(3)-⑩
⑪	障がい児の教育	5-(3)-⑪
⑫	特別支援教育体制推進事業	5-(3)-⑫
⑬	障がい福祉サービス等の充実	5-(3)-⑬
⑭	障がい児通園施設利用者負担軽減事業	5-(3)-⑭
⑮	水中活動事業(水中活動講座)	5-(3)-⑮
⑯	障がい者等相談支援事業(障がい者総合相談室・子ども発達相談室)	5-(3)-⑯
⑰	障がい児等療育支援事業	5-(3)-⑰
⑱	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	5-(3)-⑱
⑲	療育相談	5-(3)-⑲

## 第2節 施策の概要

### 【基本方針1】子育て家庭に対する支援の充実

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

##### 現状と課題

全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における子育て支援サービス等の充実が必要です。さらに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることが望まれます。

本市では、ふくやま子育て応援センター「キッズコム」や地域子育て支援拠点事業所による子育てに関する支援を行っており、今後もこれらの取組を通じて地域における子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

##### 今後の方向性

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に従い、子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。

また、これらの取組に際しては、全ての子育て家庭に対して適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮が求められます。

引き続き子育て等に関する相談・援助を行う中で、地域の子育て関連情報の提供等地域の子育てに関する支援を充実していきます。

##### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針				
①	ふくやま子育て応援センター「キッズコム」	保育課	<p>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て講習等の実施、ファミリー・サポート・センター事業等地域の子育てに関する支援を行います。</p> <p>今後は、事業の充実を図り、地域子育て支援拠点事業の拠点施設として機能向上に努めます。また、全ての子育て家庭にセンターを周知してもらうよう努めます。</p> <p>【相談件数】</p> <table border="0"> <tr> <td>現在</td> <td>1,092件</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>1,200件（2019年度（平成31年度））</td> </tr> </table>	現在	1,092件	目標	1,200件（2019年度（平成31年度））
現在	1,092件						
目標	1,200件（2019年度（平成31年度））						

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
②	地域子育て支援 拠点事業	児童部庶務課 保育課	<p>ふくやま子育て応援センターを拠点として、家庭で子どもを保育している保護者の子育てを支援します。</p> <p>今後は、事業の充実を図りながら、利用の促進に努めます。また、地域の民生委員や公民館とのつながりをつくり、必要な所に必要な支援が届くようにします。</p> <p>【地域子育て支援拠点実施箇所】</p> <p><b>現 在</b> 7箇所（ふくやま子育て応援センター・公立保育所） 21箇所（私立保育所（園））</p> <p><b>目 標</b> 36箇所（2019年度（平成31年度））</p>
③	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	保育課	<p>子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人が会員となって子育てを地域で支える活動を実施しています。</p> <p>今後は、協力会員の研修計画を作成し、参加者増と力量アップを図ります。</p> <p>【協力会員数】</p> <p><b>現 在</b> 208人</p> <p><b>目 標</b> 230人（2019年度（平成31年度））</p>
④	短期入所生活援助事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	子育て支援課	<p>保護者の疾病や疲労、仕事等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設や乳児院において児童の養育等を行います。</p> <p>※詳細は第5章に記載</p>
⑤	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	社会教育・スポーツ振興課	<p>保護者の就労支援と児童の健全育成のため、授業終了後に、小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。</p> <p>今後も規模の適正化を図るとともに、国の基準や利用児童の推移等を見極めながら、運営等を検討していきます。</p> <p>【放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）】</p> <p>※詳細は第5章に記載</p>
⑥	子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室の推進）	生涯学習課	<p>放課後等に小学校の余裕教室や公民館等を利用して、地域住民ボランティアである教育活動サポーターの支援のもと、安全・安心な居場所づくりを実施します。</p> <p>今後は教室の支援活動を担う地域の人材確保や育成に努めるとともに、実施学区数及び開催頻度の拡大に向けて取り組みます。</p> <p>【放課後子ども教室の設置箇所数】</p> <p><b>現 在</b> 市内39か所で開設</p> <p><b>目 標</b> 市内50か所（2019年（平成31年））</p>

## (2) 保育所その他の施設での保育サービスの充実

### 現状と課題

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが求められています。

ニーズ調査の結果をみると、地域の保育サービスで「利用してみたい」ものについては、「延長保育」が65.4%、「放課後児童クラブ」が55.5%、「幼稚園・保育所の子育て支援事業」が52.1%となっており、半数以上の方が利用したいと考えている状況がみられます。

本市では、延長保育や病後児保育、一時保育の実施等、保育サービスの充実に向けて取り組んでおり、今後もこれらの取組を通じて保育の量や質の向上に努めていく必要があります。

### 今後の方向性

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に従って必要な措置の実施に努めることが求められます。

本市では、これまで待機児童ゼロを長年にわたり継続しながら充実した就学前施設を活用した多様な保育サービスにより、安心して子どもを育てることができる環境づくりに取り組んでいます。今後も、保護者が安心して子育てができるよう、引き続き、保育サービスの量と質の向上を図ります。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	保育サービスの充実	児童部庶務課	(保育所入所児童数) 保育を必要とする児童の全員入所、児童一人ひとりの人権を大切にする心を育てる保育の充実、保護者の就労形態や生活実態の変化に対応できる多様な保育サービスの充実を推進します。 今後も引き続き、保護者の多様なニーズに対応するため延長保育や病児・病後児保育、一時保育等を実施するとともに、丁寧な利用案内及び適切な利用調整で、引き続き待機児童がゼロになるよう努めます。 ※詳細は第5章に記載

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
②	保育所・幼稚園の連携 就学前教育・保育と小学校の連携	指導課 保育課	保育所と幼稚園のそれぞれの特性を活かした多様な保育や教育の提供、及び幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、保育所と幼稚園、小学校間の連携を図ります。 今後も引き続き保育所・幼稚園職員と小学校教諭が気軽に行き来し、日常的に連携ができるようにします。
③	幼稚園での子育て支援事業	指導課	子育て不安の解消を図るため、関係機関との連携を図りながら、育児相談や子育てサークル等の支援、情報提供等を行います。 今後は、保育内容の工夫、周知活動の充実に努めます。
④	障がい児保育	保育課	※後掲 基本方針5(3)－⑧

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

#### 現状と課題

全ての子育て家庭に対し、きめ細やかな子育て支援サービスを提供する観点から、地域における子育て支援サービスのネットワーク形成を促進することが重要です。

また、各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるようホームページや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行うことが必要です。

ニーズ調査の結果をみると、各子育て支援事業のうち、ほぼ全ての事業で利用者の割合より利用希望者の割合の方が高くなっており、子育て支援事業に関する積極的な情報提供や周知が必要です。

#### 今後の方向性

子育て情報誌の発行、ホームページの有効利用等で、子育て支援事業について情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員やキラキラサポーター（子育て支援ボランティア）と連携し、地域全体で子育てを見守り、支え合うネットワーク形成の推進を行います。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	子育て支援ネットワーク活動の推進	子育て支援課	子育て家庭が安心して子育てできる地域づくりを推進するため、子育て支援ネットワーク委員会において、様々な子育て支援事業について情報を集約し、情報の一元化を行い、あわせて「次世代育成支援対策推進行動計画」の進捗管理も行います。
②	子育て情報誌の発行	生涯学習課 子育て支援課	放課後子ども教室推進事業の活動をはじめ、子どもを対象とした体験活動や講座等のイベント情報等を掲載した情報誌や、「げんき情報局」の発行を行います。また、「あんしん子育て応援ガイド」を発行するなど、様々な子育て支援事業についてタイムリーな情報提供を行います。今後も引き続き実施します。
③	子育て応援ささえあい事業	子育て支援課	キラキラサポーター（子育て支援ボランティア）を中心としたグループが、地域の公民館や集会所等を利用して、子育て中の保護者と子どもが気軽に外向くことができる「子育て支援の場」を開設し、その活動に必要な支援を行います。引き続き、活動団体が増えるよう働きかけを行います。
④	地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進	福祉総務課	子育て家庭の支援のため、子育て支援事業等の情報提供を行うなど、民生委員・児童委員との連携により、地域全体で子育てを見守り、支え合うネットワークづくりを推進します。

#### (4) 子どもの健全育成

##### 現状と課題

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。そのため、地域の方々の協力を得ながら、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めていく必要があります。

また、国においては2014年度（平成26年度）に「放課後子ども総合プラン」を策定しており、その中で仕事と子育ての両立を支援するため、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室を着実に推進するとともに、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましいとされています。

本市においても、小学校の余裕教室や公民館等を活用し、放課後児童クラブや放課後子ども教室を実施しており、今後も両事業の連携を図りながら、安全・安心な居場所づくりに努めていく必要があります。

##### 今後の方向性

図書館や公民館等の地域資源を有効に活用しながら、子どもたちが自由に集い、交流する機会の充実を図ります。また、小学校の余裕教室等を活用しながら、放課後児童クラブと放課後子ども教室の事業や運営面での連携に努めます。

##### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	社会教育・スポーツ振興課	※再掲 基本方針1（1）－⑤
②	子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室の推進）	生涯学習課	※再掲 基本方針1（1）－⑥
③	ふれ愛ひろば	青少年課	就学前児童と保護者を対象に、福山市自然研修センター（ふくやまふれ愛ランド）で、コミュニティの場の提供や絵本の読み聞かせ、保育士による親子でのふれあい遊び等子育て支援事業を行います。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
④	自然研修センター事業（ふくやまふれ愛ランド）	青少年課	自然環境の中で宿泊研修，野外活動，体験農業，遊びの指導等を通じて，青少年の健全育成を図ります。
⑤	地域ポイント制度（まちづくりパスポート事業）	協働のまちづくり課	市内に在住，通学する小・中・高校生・大学生等及びその家族を対象に，地域や市政に対する理解や関心を高め，将来のまちづくりの主役として活躍できるよう，地域活動やボランティア活動等への参加・参画を促進する機会を提供・支援し，次世代の担い手の育成に取り組みます。
⑥	子どもの健全育成支援事業	生活福祉課	家庭・教育支援員による個別支援や「子どもの居場所」事業により，生活困窮状態にある子どもたちの健全育成を図ります。
⑦	社会環境浄化活動の推進	青少年課	図書类等（DVD，ゲームソフト等）販売実態調査や環境浄化啓発を行います。行政，関係機関，関係団体等が連携を強化する中で，家庭，学校，地域が一体となって，青少年の健全育成に取り組みます。

## (5) 仕事と子育ての両立の推進

### 現状と課題

女性の社会進出が進み、子どもを育てながら仕事を続けることを希望する女性が多くなっています。

ニーズ調査の結果をみると、短時間勤務制度を利用しなかった理由について、就学前児童の母親では、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が65.6%、「仕事が忙しかった」が47.1%、「短時間勤務にすると給与が減額される」が39.7%となっており、約6割の方が短時間勤務制度を利用しにくいと感じている状況がみられます。

子育ての各ステージにおいて、女性も男性も、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点に立った環境づくりを推進していく必要があります。

### 今後の方向性

男女の雇用機会の均等やワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた支援について、広報や啓発、研修、情報提供等を行い、家庭生活、職業生活とその他の活動が両立できるまちづくりに取り組みます。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	女性雇用対策事業等	労政課	国、県、関係団体と連携し、勤労者及び事業主に対し、男女の雇用機会の均等やワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた支援について、広報や啓発、研修、情報提供等を行います。 今後は、関係団体と連携し、事業主へ啓発や情報提供を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたセミナーや講座等を、開催状況や市民からの要望等を参考に、新しい講座についても計画していきます。
②	両立支援セミナー	労政課	出産・育児等で離職し、再就職を希望する女性等を支援するため、仕事と家庭の両立支援企業を集めたセミナーや説明会を開催します。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
③	学習・啓発事業	男女共同参画センター（イコールふくやま）	<p>「福山市男女共同参画推進条例」及び「福山市男女共同参画基本計画」の推進により、家庭生活、職業生活とその他の活動が両立できるまちづくりに取り組みます。</p> <p>今後も引き続き人々の意識を変え、男女共同参画の考え方を根付かせるため、広報・啓発活動に努めます。</p> <p>【講座・セミナー等への男性の参加割合】</p> <p>現在 29.0%</p> <p>目標 30%（2017年度（平成29年度））</p>
④	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	社会教育・スポーツ振興課	※再掲 基本方針1（1）－⑤
⑤	子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室の推進）	生涯学習課	※再掲 基本方針1（1）－⑥
⑥	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子育て支援課	※後掲 基本方針5（2）－④
⑦	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	子育て支援課	※後掲 基本方針5（2）－⑤
⑧	母子・父子自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	※後掲 基本方針5（2）－⑥

## (6) 経済的な支援の推進

### 現状と課題

子育て家庭は、収入に占める養育費や教育費、医療費の負担等が高い場合が多いこともあり、支援を必要とする家庭が増えています。

ニーズ調査の結果をみると、子育てに関する不安や負担について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と就学前の保護者では42.9%、小学生の保護者では42.1%と最も高くなっています。

社会・経済情勢が変化する中、子育て家庭にとって、養育費や教育費、医療費等の負担はますます大きくなっていることから、経済的負担感の軽減を実感できる支援が望まれています。

### 今後の方向性

子育て家庭に対する経済的負担感の軽減のため、各種手当や制度を周知し、対象者の利用促進を図ります。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	乳幼児等医療費助成	子育て支援課	乳幼児等が病院へ通院又は入院した際の、保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。
②	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課	※後掲 基本方針5(2)-①
③	児童手当	子育て支援課	中学校修了前までの児童を養育している保護者に対し、手当を支給します。
④	児童扶養手当	子育て支援課	※後掲 基本方針5(2)-②
⑤	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て支援課	※後掲 基本方針5(2)-③
⑥	保育所保育料の多子軽減	児童部庶務課	兄弟姉妹が同時に保育所等へ入所している児童の保育料について、保護者負担の軽減を図ります。
⑦	小児慢性特定疾病対策事業	保健予防課	小児慢性特定疾病の、医療費の自己負担分の一部を助成します。 今後は、新制度について、市民がわかりやすいような周知方法を検討します。
⑧	未熟児養育医療	保健予防課	出生体重が2000g以下、又は未熟なまま生まれた乳児の状態を改善するための医療費の自己負担分の一部を助成します。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑨	幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業	保健予防課	※後掲 基本方針 2 (2) - ⑫
⑩	自立支援医療（育成医療）費	障がい福祉課	※後掲 基本方針 5 (3) - ①
⑪	重度心身障がい者医療費	障がい福祉課	※後掲 基本方針 5 (3) - ②
⑫	特別児童扶養手当	障がい福祉課	※後掲 基本方針 5 (3) - ③
⑬	障がい児福祉手当	障がい福祉課	※後掲 基本方針 5 (3) - ④
⑭	不妊治療費助成事業	健康推進課	※後掲 基本方針 2 (1) - ⑧
⑮	幼稚園就園奨励費	教育総務課	幼稚園に通園する幼児の世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の減免又は入園料・保育料の一部を補助します。 今後も引き続き実施します。
⑯	就学援助費	学事課	経済的な理由で就学に必要な費用の支払いが困難な人に、費用の一部を援助します。 今後も引き続き関係機関と連携していきます。
⑰	特別支援教育就学奨励事業	学事課	※後掲 基本方針 5 (3) - ⑤
⑱	情緒・聴覚・言語等障がい児保護者付添交通費補助事業	指導課	※後掲 基本方針 5 (3) - ⑥
⑲	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子育て支援課	※後掲 基本方針 5 (2) - ④
⑳	障がい児通園施設利用者負担軽減事業	障がい福祉課	※後掲 基本方針 5 (3) - ⑭
㉑	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	障がい福祉課	※後掲 基本方針 5 (3) - ⑱

## 【基本方針2】安心できる母子保健の推進

### (1) 妊娠・出産期の支援

#### 現状と課題

妊娠や出産の満足度が、産後のメンタルヘルスや育児の状況にも関わることから、妊娠・出産・育児期の環境整備の充実が必要です。

ニーズ調査の結果をみると、子育てに関する不安や負担について、就学前児童では「なんとなく不安や負担を感じる」が47.2%、「あまり不安や負担を感じない」が33.9%、「非常に不安や負担を感じる」が9.0%となっており、約6割の方が子育てについて不安や負担を感じている状況がみられます。

本市では、妊産婦への訪問指導や各種健康診査を実施し、子どもや保護者の養育環境等の把握や相談支援等に取り組んでおり、今後もこれらの取組を通じて妊娠、出産、育児に關しての正しい知識の普及と、妊産婦の不安解消に努める必要があります。

#### 今後の方向性

妊婦やその家族に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことはもとより、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援の充実が求められています。そのため、安心して妊娠、出産ができるよう、子育て家庭のみならず、地域全体で支援する体制を整備し、地域の子育て力の向上を図ります。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	子育て支援ボランティア事業	保健部総務課	家庭訪問等により保護者の話し相手や育児支援ができる子育て支援ボランティアを養成します。 今後、養成講座、フォローアップ研修については継続して開催します。 【子育て支援ボランティアの登録者】 現在 68学区／78学区 目標 1学区1名以上の登録者の養成

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
②	母子健康手帳の交付	健康推進課	<p>妊娠・出産のための情報提供や妊娠・出産・子育てに関する一貫した記録等，母子が自らの健康管理に活用するための母子健康手帳を交付します。</p> <p>安心・安全な妊娠・出産のため，早期の妊娠届出の必要性の啓発を行います。</p> <p>【妊娠11週以下での妊娠届出率】</p> <p>現在 93.7%（2013年度（平成25年度））</p> <p>目標 100%（2019年度（平成31年度））</p> <p>【妊婦の喫煙率】</p> <p>現在 6.5%（2013年度（平成25年度））</p> <p>目標 0.0%（2019年度（平成31年度））</p>
③	妊婦健康診査	健康推進課	<p>妊婦が安全に出産するため，医療機関に委託し，診察，検査，保健指導等を実施します。</p> <p>定期受診の必要性の啓発を行います。</p> <p>【妊婦健康診査】 ※詳細は第5章に記載</p>
④	妊婦歯科健康診査	健康推進課	<p>妊婦の口腔衛生及び生まれてくる子どもの歯と口腔の健康づくりのため，医療機関に委託し，歯科健康診査及び保健指導を実施します。</p> <p>受診の必要性と事業の周知啓発を行います。</p> <p>【妊婦歯科健康診査受診率】</p> <p>現在 26.1%（2013年度（平成25年度）9～3月）</p> <p>目標 30%（2019年度（平成31年度））</p>
⑤	訪問指導／すこやか育児サポート事業	健康推進課	<p>妊婦や満1歳までの育児不安のある人や家族を対象に，産婦人科医，小児科医，保健師が連携し，育児不安の軽減を図ります。</p> <p>妊娠期からの支援の充実のため，産婦人科医等との連携を強化します。また，養育支援が必要な場合は，育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）へつないでいきます。</p>

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑥	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	健康推進課	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報提供をするとともに、心身の状況や養育環境を把握します。支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携を図り、継続した支援を行います。</p> <p>事業の周知徹底を図るとともに、未訪問者についても、状況の把握に努めます。</p> <p>【こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）訪問率】</p> <p><b>現在</b> 94.4%（2013年度（平成25年度））</p> <p><b>目標</b> 100%（2019年度（平成31年度））</p> <p>※詳細は第5章に記載</p>
⑦	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	健康推進課	※後掲 基本方針2（2）－③
⑧	不妊治療費助成事業	健康推進課	<p>不妊治療にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>効果的な助成のあり方について検討するとともに、これから妊娠出産を考えている人に対して、望ましい生活習慣や妊娠に関する知識の普及を行うとともに、不妊に関する啓発に努めます。</p>

## (2) 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

### 現状と課題

乳幼児期に関しては、子どもの健康に関する情報提供や育児不安の軽減に努めること、また、学童期・思春期からは、成人期に向けた保健対策の充実が必要です。

本市では、疾病や障がいの早期発見や支援につなげるため、乳幼児健康診査を実施しているほか、乳幼児期の健康に関する情報提供や相談支援、予防接種や小中高校生への保健教育の実施等に取り組んでおり、今後もこれらの取組を通じて、自らが心身の健康に関心を持ち行動できるように努める必要があります。

### 今後の方向性

乳幼児期の母子の健康が確保されるよう、乳幼児健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問事業、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図っていく必要があります。健全に子どもが育つよう、引き続き、保護者への学習の機会や情報提供を行い、児童生徒への保健教育を充実させます。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	母子健康手帳の交付	健康推進課	※再掲 基本方針2(1)-②
②	訪問指導／すこやか育児サポート事業	健康推進課	※再掲 基本方針2(1)-⑤
③	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	健康推進課	<p>養育上の支援が必要な家庭に対して、保健師等が訪問し、育児指導、助言等を行うことにより、家庭における適切な養育ができるように支援します。</p> <p>医療機関や要保護児童対策協議会等関係機関との連携を図りながら実施します。</p> <p>【育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）】</p> <p>※詳細は第5章に記載</p>

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
④	乳幼児の事故防止	健康推進課	<p>不慮の事故による乳幼児の死亡を防ぐための取組を行います。</p> <p>今後は、あらゆる機会を通じて具体的な事故予防のための周知啓発を行います。</p> <p>【4歳までの不慮の事故による死亡率（人口10万対）】</p> <p><b>現在</b> 9.0（2件）（2012年（平成24年））</p> <p><b>目標</b> 0.0（0件）（2018年（平成30年））</p>
⑤	食育推進事業	健康推進課 保育課 学校保健課	※後掲 基本方針2（3）－①
⑥	母子の健康教育	健康推進課	<p>離乳食講習会、幼児歯科教室や地域等からの依頼に基づき健康教育を行います。</p> <p>年齢、季節、子どもを取り巻く環境の変化等に応じて、乳幼児期の健康や望ましい生活習慣を確立するための普及啓発に努めます。</p>
⑦	乳児健康相談	健康推進課	<p>乳児の心身の健全な発育・発達を支援するとともに育児支援を行います。</p> <p>育児不安の軽減を図るとともに、発育、発達上経過観察が必要な乳児の継続支援に努めます。</p>
⑧	乳幼児健康診査	健康推進課	<p>疾病、障がいの早期発見及び支援、心身の健全な発育・発達等を促すとともに、親の育児不安を解消するため、乳幼児の健康診査を実施します。</p> <p>未受診者への勧奨の徹底、発達に関する継続的な支援の充実、育てにくさを感じる親に寄り添う支援に努めます。</p> <p>【健康診査受診率】</p> <p><b>現在</b> 1歳6か月児 93.8%（2013年度（平成25年度）） 3歳児 92.6%（2013年度（平成25年度））</p> <p><b>目標</b> 1歳6か月児 95.0%以上（2019年度（平成31年度）） 3歳児 95.0%以上（2019年度（平成31年度））</p> <p>【3歳のむし歯がない子の割合】</p> <p><b>現在</b> 84.9%（2013年度（平成25年度））</p> <p><b>目標</b> 85.0%（2019年度（平成31年度））</p>

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑨	予防接種	保健予防課 健康推進課 学校保健課 保育課	子ども・児童生徒の疾病予防のため、予防接種の勧奨及び情報提供を行います。 今後も、継続して予防接種の勧奨及び啓発、情報提供を実施します。 【MR予防接種率】 目 標 95%以上の維持
⑩	思春期の保健対策	保健予防課 保健部総務課 指導課 青少年課	小中高校生の喫煙・飲酒防止教育を市民会議参画団体からの講師派遣により実施し、正しい知識の普及・啓発を行います（2017年度（平成29年度）までの計画）。 今後も、保健教育は引き続き実施します。また、「生と性」の講演会について対象や内容を再検討します。 【「生と性の講演会」】 現 在 計画分3校、依頼分2校 【最近1か月の喫煙経験がある人の割合】 現 在 中2 2.7% 高2 1.7% 目 標 中2 0% 高2 0% 【最近1か月の飲酒経験がある人の割合】 現 在 中2 4.7% 高2 14.7% 目 標 中2 0% 高2 0%
⑪	学校の無煙化の推進	指導課	学校において喫煙防止教育を実施するとともに、敷地内全面禁煙を継続します。 今後も、引き続き保護者、関係団体に啓発活動の推進と喫煙防止教育を実施します。
⑫	幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業	保健予防課	幼児等のインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を補助します。

### (3)「食育」の推進

#### 現状と課題

朝食欠食等の食生活の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じています。本市においてもこれまで食育の推進に取り組んできましたが、依然として、生活習慣の乱れによる生活習慣病の増加、子どもの朝食の欠食、一人で食事を摂る「孤食」等の食をめぐる課題が増加しています。このような状況の中、本市では2013年（平成25年）に「食育の実践」を基本目標とした第2次福山市食育推進計画を策定し、食育の推進に取り組んでいます。

今後も、食からの健康づくりを家庭や職域、地域等で実際に取り組むとともに、食に関する理解を深め、生涯にわたり食育を推進する必要があります。

#### 今後の方向性

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食生活の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携しつつ、食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めていくことが必要です。そのため、今後も保育所・幼稚園・学校・各種団体・地域が連携しながら食育を実際に取り組んでいけるよう、食育推進事業の充実を図ります。

具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	食育推進事業	健康推進課 保育課 学校保健課	<p>子どもに望ましい食生活を身につけるため、離乳食講習会、ヘルシーメニューコンテスト、食育講演会、学校給食試食会、公民館等での子ども料理教室の開催、「食育の日（毎月19日）」「ふくやま地産地消の日（毎月29日）」の啓発活動等を行います。</p> <p>偏食防止、朝食摂取の必要性等、望ましい食生活を身につけるための啓発を推進していきます。</p> <p>【毎日朝食を食べていない人の割合】</p> <p><b>現在</b> 5歳児 7.6%（2012年度（平成24年度））  小学6年 10.1%（2012年度（平成24年度））  中学2年 13.0%（2012年度（平成24年度））  高校2年 25.0%（2012年度（平成24年度））</p> <p><b>目標</b> 5歳児 0%  小学6年 0%  中学2年 0%  高校2年 0%</p> <p>【保育所における食育の取組】  クッキング活動・食材しらべ</p> <p>【栄養士による食育指導を実施する保育所数】</p> <p><b>現在</b> 30%  <b>目標</b> 60%（2019年度（平成31年度））</p>

#### (4) 小児医療の充実

##### 現状と課題

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものです。小児医療の充実に向け、特に救急医療については、現在、休日昼間の在宅当番医1箇所（冬期2箇所）、夜間（23時まで）の初期救急診療所1箇所、休日・夜間の二次救急輪番病院1箇所、時間外の医療を提供しています。

引き続き、小児救急医療体制を維持していくため、医療従事者の負担軽減等を図るとともに、県や近隣市町及び関係機関との連携のもと、夜間における医療提供体制の整備を推進することが必要です。

##### 今後の方向性

子どもが地域において安心して医療サービスが受けられるよう、小児医療救急体制の整備に努めるとともに、適正受診等について市民への啓発を進めます。

##### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	小児医療の充実	保健部総務課	在宅当番医、夜間小児診療所、小児二次救急輪番制で時間外の救急医療を実施します。 岡山大学と連携し、小児救急拠点病院を整備することを検討します（2017年度（平成29年度）事業終了）。
②	小児救急に関する啓発	保健部総務課	救急医療の体制を維持していくため、岡山大学寄付講座と連携し、適正受診等についての市民講座を実施します（2017年度（平成29年度）事業終了）。

## 【基本方針3】子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

### (1) 次代の親の育成

#### 現状と課題

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう子育てについて学べる場の充実が求められています。

本市においては、公民館・コミュニティセンター・館において子育て講座を実施するとともに「『親の力』をまなびあう学習プログラム」(親プロ)を活用した出前講座等を実施し、子育てサポーターの養成やスキルアップ等を行っています。今後も引き続き、次代の親の育成に向けた環境の整備に努める必要があります。

また、子どもが自立した人間へと成長してくために、地域社会の中で、異年齢の多様な人たちとの関わりを持ちながら、豊かな人間性を育むような学習や体験活動の機会を充実させることが求められています。

#### 今後の方向性

子どもや家庭の大切さへの理解を深めるため、子育て講座や世代間交流事業等を通じて、次世代を担う子どもたちが、自立心や社会性を培い、将来子どもを生み、育て、親となることに希望を持ち、喜びを感じる環境を整備します。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	子育てに関する講座	生涯学習課	親同士の交流や育児情報の交換等、地域・家庭教育の向上を目的とした講座を、公民館、コミュニティセンター・館で実施しています。 また、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」(親プロ)を活用した出前講座を実施しており、出前講座を拡大する取組を通して、養成したボランティアに活躍の場を提供します。 【親プロ実施回数】 現在 57回実施 目標 100回実施(2019年度(平成31年度))
②	世代間交流事業	保育課	保育所において地域の老人クラブ等と連携し、世代間交流を通して、地域の子育て機能の充実を図ります。

## (2) 子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備

### 現状と課題

次世代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばせるよう、学校の教育環境等の整備に努めることが必要です。

また、ニーズ調査において、「子育てに関して日常悩んだり、気になったりすること」に係る項目として、「子どもの教育に関すること」と回答した保護者が、就学前で 36.9%、小学校で 36.5%という結果でした。

「生きる力」を育成していくためには、学校教育において確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、地域や保護者、関係機関が連携し、信頼できる開かれた学校づくりを行い、社会総がかりで子どもたちを育む教育環境を推進していくことが重要です。

### 今後の方向性

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、確かな学力のための、教育内容・方法の一層の充実が必要です。そのため、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導体制と教職員の資質の向上を図り、個性を伸ばすことのできる教育活動を推進します。

また、豊かな心を育むため、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携のもと、地域の特色を活かした様々な体験活動を通じて、「生きる力」を育む教育を推進します。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	保育所・幼稚園の連携、就学前教育・保育と小学校の連携	指導課 保育課	※再掲 基本方針 1 (2) -②
②	確かな学力の向上	指導課	子ども一人ひとりに応じた指導を充実し、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それらを活用した思考力、判断力、表現力の向上を図る取組を進めます。 【「基礎・基本」定着状況調査県平均以上の教科数（教科）】 現在 小学校 2 / 3 中学校 1 / 4 目標 小学校 3 / 3, 中学校 4 / 4 (2019年度(平成31年度))

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
③	学校評価の推進	指導課	学校が行う自己評価による学校改善を一層推進するとともに、学校・保護者・地域の連携協力を深め、学校教育の向上を図ります。
④	キャリア教育推進事業	指導課	生徒にしっかりとした勤労観や職業観を身に付けさせるため、キャリア教育の推進を図ります。 また、職場体験で学習したことを日常生活に結び付ける取組を推進します。
⑤	英語教育推進事業	指導課	外国語指導助手（ALT）等の活用により、児童生徒が楽しみながら英語を使用したり、外国の生活や文化等に慣れ親んだりする等の学習を通して、英語学習への意欲とコミュニケーション能力を養います。
⑥	豊かな心の育成	指導課	各教科、道徳、特別活動や体験活動等、学校教育活動全体を通して、児童生徒に豊かな心を育みます。
⑦	不登校児童生徒への取組	指導課	児童生徒一人ひとりが安心して生活できるよう、学校における教育相談体制の整備、いじめ・不登校対策の充実を図ります。 また、学校の組織的な対応と、関係機関との連携を推進します。
⑧	北京市教育交流推進事業	指導課	本市と北京市教育委員会との間で教育交流を行い、生徒と教職員が互いの国のことを知り合うことで、国際的視野や感覚を身に付けます。 今後も生徒、教職員の相互訪問による交流を、引き続き実施します。
⑨	小中一貫教育推進事業	指導課 教育総務課	福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子どもを育成するために、義務教育9年間を一体的にとらえた小中一貫教育に取り組みます。 また、小中一貫教育の取組を総合的に進めていくため、効果的な学校教育の実現に向け、望ましい教育環境のあり方について検討する福山市学校教育環境検討委員会からの答申を受け、2015年(平成27年)5月に「(仮称)福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針」を策定します。
⑩	児童生徒の健全育成の啓発、指導	指導課	福山市学校教育ビジョンⅣに基づく豊かな心の育成をめざし、子どもの健全育成の啓発、指導を行います。
⑪	障がい児の教育	指導課	※後掲 基本方針5(3)-⑪
⑫	特別支援教育体制推進事業	指導課	※後掲 基本方針5(3)-⑫

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

#### 現状と課題

ニーズ調査の結果によると、子育てに関して日常悩んでいること、気になることにおいて、「子どもを叱りすぎている気がする」と就学前の保護者で39.7%と上位にあげられており、しつけによる悩みを持つ保護者が多いことがわかります。

めまぐるしく変化する子育て環境の中、子育て中の保護者が悩みや不安を解消するための相談機能の充実や同じ悩みを抱える親同士の交流の場が求められています。

地域ぐるみで子どもを育てるためには、自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員、福祉施設、企業、商店、保育所（園）、幼稚園、学校等の地域住民や関係機関が連携して見守り支えていくことが必要で、そのための仕組みや取組を検討することが重要です。

#### 今後の方向性

「家庭」の教育力の向上においては、保護者への家庭教育等に関する相談体制の充実を図るほか、子育て中の保護者同士のネットワークづくりを進め、子育て不安の解消、親子での活動等を通じた仲間づくりを支援します。

「地域」の教育力の向上においては、地域住民や関係機関との協力によって、地域の子育て力を育成し、かつ、活力ある地域づくりにもつなげていきます。

家庭・地域等が連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上をめざします。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	家庭児童相談事業	子育て支援課	家庭における人間関係や子どもの養育に関すること等、家庭の様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行います。
②	世代間交流事業	保育課	※再掲 基本方針3(1)-②
③	地域住民、民間団体の子育て力の育成と協働	保育課	地域子育て支援センターや子育てボランティアの養成等を通じた、地域住民の子育て力の育成や民間団体と市や関係機関等が実施する子育て支援事業の情報交換の推進を図ります。 今後も積極的に保育所見学等を受け入れ、子育てボランティアの養成に協力します。

## 【基本方針4】子ども等の安全・安心の確保

### (1) 子どもを交通事故・犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### 現状と課題

本市では年間に3千件以上の交通事故が発生しています。また、交通事故による死傷者は年間4千人以上となっており、このうち幼児の死傷者数は年間60～120人程度、小学生は年間130～200人程度で推移しています。

事故の多くが運転者や歩行者の交通ルール違反と交通マナーの低下が原因とされています。そのため、交通安全意識の向上に向けた取組を進めていく必要があります。

また、全国的に犯罪の凶悪化や低年齢化等が進んでおり、子どもが被害に遭う犯罪も多発しています。

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設定を行うことが必要です。また、地域ぐるみで防犯、交通安全運動を行い、各関係機関、団体等が連携して子どもを守る体制のさらなる充実が必要です。

#### 今後の方向性

関係機関、学校や地域等と連携して、交通安全運動や子どもに合った交通安全教育を推進し、交通ルールや交通マナーの定着を図ります。

また、交通安全、防犯に対する意識啓発や地域住民の自主活動を促進し、地域全体で子どもの安心・安全を守る地域づくりを推進します。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	歩道整備事業	道路整備課	子どもや高齢者、障がいのある人等の利用に配慮した、人に優しい、安全性の高い歩道の整備を計画的に取り組みます。
②	交通安全教室	生活安全推進課	小学校の入学児童や保育所・幼稚園の入所（園）児童を対象に、交通安全教室等を開催し、交通安全意識の普及啓発を行います。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
③	交通安全教育推進モデル地域の支援（チャイルドシート着用の啓発）	生活安全推進課	交通安全教育推進モデル地域を指定し、地域ぐるみでの交通安全教育を支援します。
④	自転車利用者対策事業	生活安全推進課	安心して安全に暮らせる都市づくりに向け、関係機関・団体との連携により、自転車所有者、利用者への指導・啓発活動を推進します。
⑤	保育所の危機管理体制の確立	保育課	保育所の危機管理体制を確立し、子どもの安全確保に努めます。また、日頃から危機意識をもち、常にシミュレーションを行います。 【不審者避難訓練実施箇所】 現在 年6回 50% 目標 年6回以上 100%（2019年度（平成31年度））
⑥	保育所、幼稚園、放課後児童クラブの緊急通報システムの活用	児童部庶務課 指導課 社会教育・スポーツ振興課	保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおける不審者の侵入や事故等に備えて、児童の安全を確保するため、緊急通報システムを活用し、安全対策の態勢強化を図ります。
⑦	幼稚園、学校の危機管理体制の確立	指導課	幼稚園、学校、地域が一体となった危機管理体制を確立し、子どもの安全確保に努めます。
⑧	児童生徒安全確保対策	教育総務課 指導課 青少年課 社会教育・スポーツ振興課 児童部庶務課 協働のまちづくり課	不審者の侵入や事故等の緊急時に、児童・園児の安全を確保するため、緊急通報システムにより、危機管理体制を確立します。 受信希望の保護者、教育関係団体、地域の各種団体等に対し、携帯電話等のメール機能を利用したメール配信により情報提供を行うことで、児童生徒の安全確保を図ります。
⑨	通学時安全確保対策	指導課 学校保健課	小学校新生児に防犯ブザーを配付します。また、関係機関・団体等と連携して組織的・継続的に通学路の交通安全対策に取り組みます。
⑩	地域における危機管理体制の確立	青少年課	青少年育成員協議会やまちづくり推進委員会の構成団体、地域住民と連携して、登下校時の見守りやパトロールを実施します。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑪	通学路沿い公共施設安全対策事業	青少年課	通学路沿いの公共施設に防犯カメラシステムを設置し、通学途中の児童等の防犯を図ります。
⑫	地域安全マップ普及推進事業	青少年課	地域における犯罪を未然に防止するため、地域安全マップ作成を推進します。
⑬	非行防止活動の推進	青少年課	関係機関・団体等と連携して非行防止活動を推進します。
⑭	「こども110番の家」推進事業	青少年課	子どもを犯罪等の被害から守るため、市内全域に「こども110番の家」の活動を実施し、地域の住民と連携して、子どもを被害から守る活動の支援を行います。
⑮	生活安全パトロール車による子ども見守り事業	生活安全推進課	公用車両に青色回転灯、放送設備を装備し、公務連絡経路等において、防犯・交通安全等の街頭啓発を実施するほか、不審者情報に対する対応等、子どもの見守り活動を行います。
⑯	地域青色防犯パトロール実施団体支援事業	生活安全推進課	子どもの見守り等、高齢者等による地域における自主防犯パトロールの充実にむけ、地域青色防犯パトロール実施団体に対し、パトロール車両に装備する青色回転灯、放送設備等を貸与します。 【実施団体数及び台数】 現在 12団体 15台 目標 20団体 23台
⑰	地域における子どもや市民の安全確保体制の支援（安心・安全な地域づくり情報提供事業）	協働のまちづくり課	安心・安全な地域づくりのため、不審者情報・災害情報等の緊急を要する情報を正確・迅速にファクシミリで提供します。また、メール配信による情報提供の導入にも取り組みます。

## (2) 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進

### 現状と課題

本市では「第四次福山市総合計画」において、「だれもが安心して安全で快適に暮らせるまち」を基本目標として掲げ、安全で、安心して生活できる地域社会づくりを推進しており、「ユニバーサルデザインのまちづくり」による全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりの整備に積極的に取り組んでいるところです。

妊産婦、乳幼児連れの保護者等、全ての人々が安全で、安心して生活できるように、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、妊産婦等への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等の理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが大切です。

### 今後の方向性

ユニバーサルデザインの考え方の普及やハード・ソフトの両面からの一体的なバリアフリー化、住民参加等により、妊産婦、乳幼児連れの保護者等、全ての人々が、安心して子育てができる安全なまちづくりの整備を引き続き推進します。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	都市公園安全・安心の取組	公園緑地課	乳幼児から高齢者まで誰もが安心して安全に歩行できるよう既設公園の園路について、段差解消等のバリアフリー化を推進します。
②	生活安全モデル地域の指定	生活安全推進課	生活安全モデル地域を指定し、犯罪のない安心して子育てができる安全なまちづくりに向けた地域ぐるみの活動を支援します。
③	防犯カメラ設置事業	生活安全推進課	街頭での犯罪の発生を抑止するため、不特定かつ多数の者が利用し、防犯上高い効果が期待できる道路等の公共空間に防犯カメラを設置します。また、地域団体等が実施する防犯カメラの設置を支援します。 【設置台数】 目 標 200台（2016年度（平成28年度））

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
④	ユニバーサルデザインの推進	人権推進課	イベント等での啓発パネルやユニバーサルデザイン製品の展示，各種研修会での啓発，資料を活用しての学習等，様々な機会を通してユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。また，ユニバーサルデザインの視点に立ち，ハード面，ソフト面ともにユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策を推進し，市民の利便性の向上や安全確保を行います。
⑤	市営住宅入居専用枠の設定	住宅課	子育て，母子，障がい者世帯等，住宅に困窮している世帯に対して的確な供給を図ります。

## 【基本方針5】 援助を必要とする子育て家庭への支援

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### 現状と課題

児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び相談等の支援の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずることが必要です。また、特に児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることがあってはならないとの認識のもと、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた、地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有するなどの連携・協力体制の強化が重要です。

本市では、「福山市児童虐待防止等ネットワーク」を設置し、児童虐待の未然防止と虐待を受けた子どもや保護者への支援を行っていますが、家庭、地域、行政や関係機関・団体との連携をさらに強化し、情報の共有化を図る中で、共通認識に立った支援体制づくりが求められています。

#### 今後の方向性

児童虐待の発生予防に向けた啓発や取組を推進するとともに、家庭児童相談員による相談の充実に努めます。

また、家庭訪問や訪問指導、健診等、様々な機会を通じて虐待を早期発見するとともに、発見した場合には適切に対応できるよう、関係機関・団体や市民に向けた虐待に対する認識の向上を始め、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援の各段階での切れ目のない総合的な対策を推進します。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	児童虐待防止等ネットワーク活動の推進	子育て支援課	行政と関係機関・団体との間で構築したネットワークにより、情報の共有、連携を図る中で、児童虐待の未然防止、早期発見、効果的対応を行います。
②	児童虐待防止啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）	子育て支援課	虐待の現状を広く知らせ、虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにとの願いが込められた「オレンジリボン」を、「児童虐待防止」の象徴として広めるキャンペーンを推進します。

## (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 現状と課題

近年，社会環境の変化や生活環境の多様化等により，離婚や未婚での出産が増加し，ひとり親家庭（母子・父子家庭）が増加しています。そのような中，ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために，きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援策，子育て・生活支援策，養育費の確保策及び経済的支援策について現状を把握しつつ，総合的な対策を適切に実施していく必要があります。

今後も増加が予測されるひとり親家庭等に対して，子どもが健やかに成長できる支援体制の強化が重要です。

### 今後の方向性

経済的負担の軽減や子育て支援，就労に関する情報提供等，生活の安定と自立に向けた取組を支援していくとともに，ひとり親家庭等が抱える悩みや不安を気軽に相談できる体制を強化し，精神的負担の軽減を図ります。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課	ひとり親家庭等の親又は児童が，病院へ通院又は入院した際の保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。
②	児童扶養手当	子育て支援課	父母の離婚，父又は母の死亡・拘禁・遺棄等により，父又は母のいない児童及び父又は母が一定の障がいの状態にある児童を養育している人に児童扶養手当を支給します。
③	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て支援課	母子家庭や父子家庭の児童等が修学するために必要な学費等の貸付を行うことにより，母子家庭や寡婦，父子家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図ります。 未就労により償還が困難な者に対しては，早期段階で償還計画の見直しと自立へ向けた支援を行います。また，昼間に連絡が取れない償還者に対しては，夜間訪問や日曜訪問を実施します。
④	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子育て支援課	ひとり親家庭の親に対して，就労に有効な資格を取得するための経費の一部の助成や特定の資格を取得する期間に係る給付金を支給し，自立を支援します。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑤	ひとり親家庭等 就業・自立支援セ ンター事業	子育て支援課	ひとり親家庭の親等に対し、就業支援講習や就業情報の提供等により、ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ります。
⑥	母子・父子自立支 援プログラム策 定事業	子育て支援課	児童扶養手当受給者の状況やニーズに応じて、自立支援プログラムを策定し、きめ細かな自立・就労支援を実施します。
⑦	母子生活支援施 設	子育て支援課	母子生活支援施設において、母子家庭やこれに準ずる事情にある家庭の母子を保護するとともに自立を支援します。
⑧	ひとり親家庭等 相談事業	子育て支援課	ひとり親家庭自立支援員により、ひとり親家庭の状況に応じた自立支援を推進します。
⑨	子どもの健全育 成支援事業	生活福祉課	※再掲 基本方針1(4)-⑥
⑩	市営住宅入居専 用枠の設定	住宅課	※再掲 基本方針4(2)-⑤

### (3) 障がい児施策の充実

#### 現状と課題

全ての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、障がいのある子どもやその家族に必要な支援を行い、地域全体で支えていくことが必要です。

障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施設の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた総合的な取組により、障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族に対する支援の充実に努めることが必要です。

また、発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらにその家族が適切な子育てを行えるよう支援するなど、発達障がい者支援センター等と連携し、支援体制整備を進めることが大切です。

#### 今後の方向性

福祉・保健・教育の各分野において、障がい児や保護者へのきめ細かな対応がとれるよう、市や関係機関、団体との連携を強化しながら、一人ひとりの状況に応じた継続的な相談・支援体制の充実と、各種支援制度の周知を図ります。

また、子どもの発達の課題を早期に発見し、適切な支援につながるよう取り組みます。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	自立支援医療（育成医療）費	障がい福祉課	一定の身体上の障がい等がある児童で、確実な治療効果を期待しうるものに対し、障がいや疾病を軽減、改善するために要する保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。
②	重度心身障がい者医療費	障がい福祉課	重度の障がいのある障がい児（者）が、病院へ通院又は入院した際の保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。
③	特別児童扶養手当	障がい福祉課	20歳未満の心身障がい児を監護する父母等に対し、手当を支給します。
④	障がい児福祉手当	障がい福祉課	20歳未満の精神又は身体に重度の障がいを有する児童に対し、手当を支給します。
⑤	特別支援教育就学奨励事業	学事課	市立小中学校の普通学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいのある児童生徒又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、必要な経費の一部を援助します。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑥	情緒・聴覚・言語等障がい児保護者付添交通費補助事業	指導課	通園・通学に付添いが必要な児童等の保護者に対し、交通費の一部を補助します。
⑦	発達障がい児の支援	こども発達支援センター	発達障がい又はその疑いのある就学前の児童のための支援拠点として広島県東部及び岡山県西部の6市2町で共同運営する「こども発達支援センター」において、専門的診断に基づいた支援を行うとともに、関係機関と連携を図り支援ネットワークを構築し、途切れのない支援をめざします。
⑧	障がい児保育	保育課	障がいのある児童の保育を保障するため、保育所での障がい児保育を行います。 入所前の実態把握を行うとともに、関係機関との連携をより充実しながら、引き続き実施します。
⑨	ことばの相談室	保育課 指導課	ことばの発達に課題のある児童を指導援助し、保護者の相談と支援を図ります。また、ふくやま子育て応援センター「ことばの相談室」を拠点として、保幼の「ことばの相談室」の担当者・関係職員の相談及び研修の企画立案を行い、人材育成を担っていきます。 【利用人数】 現在 保育所918人・幼稚園498人（2014年（平成26年）3月末現在） 【延べ利用回数】 現在 保育所4,521回・幼稚園3,604回（2014年（平成26年）3月末現在）
⑩	乳幼児発達相談	保育課 健康推進課	ふくやま子育て応援センターの機能拡充を行い、子どもの発達支援の充実を図ります。 また、幼児発達相談において3歳児健康診査未受診者等に対する発達支援、関係機関との連携を行います。
⑪	障がい児の教育	指導課	障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた教育を推進します。
⑫	特別支援教育体制推進事業	指導課	障がいのある児童生徒や支援の必要な児童生徒が、安心して生き生きと学校生活を送れるよう、学校体制で取り組む特別支援教育を推進します。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑬	障がい福祉サービス等の充実	障がい福祉課	障がいのある児童への早期療育や居宅サービスの支援を行うことで、児童の発達を支援するとともに保護者の負担を軽減します。 障がい福祉サービスについては、継続して実施するとともに、計画相談については、実施可能な体制を整えます。
⑭	障がい児通園施設利用者負担軽減事業	障がい福祉課	障がい児通所支援施設と保育所又は幼稚園を併行して利用している児童や、保育所又は幼稚園に入所（園）している児童の兄弟が障がい児通所支援施設を利用している場合で、その両方に利用者負担がある場合に通所支援施設の利用者負担を軽減します。
⑮	水中活動事業（水中活動講座）	障がい福祉課	障がい児（者）の身体機能の向上を図るために、研修を実施します。
⑯	障がい者等相談支援事業（障がい者総合相談室・子ども発達相談室）	障がい福祉課	障がい児（者）が地域の中で安心して生活ができるよう障がいの特性に応じた細やかな相談支援を行います。
⑰	障がい児等療育支援事業	障がい福祉課	在宅障がい児（者）の地域での生活を支援するため、訪問又は外来療育指導等の療育訓練を行います。
⑱	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	障がい福祉課	身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器を購入する費用の一部を助成します。
⑲	療育相談	健康推進課	幼児健康診査、相談等において、精神発達面の経過観察を必要とする児を対象に、今後の療育の方向づけを行うとともに、幼児の健全な発達を促します。 発達に関する継続支援を行うとともに、関係機関と連携を図ります。

# 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

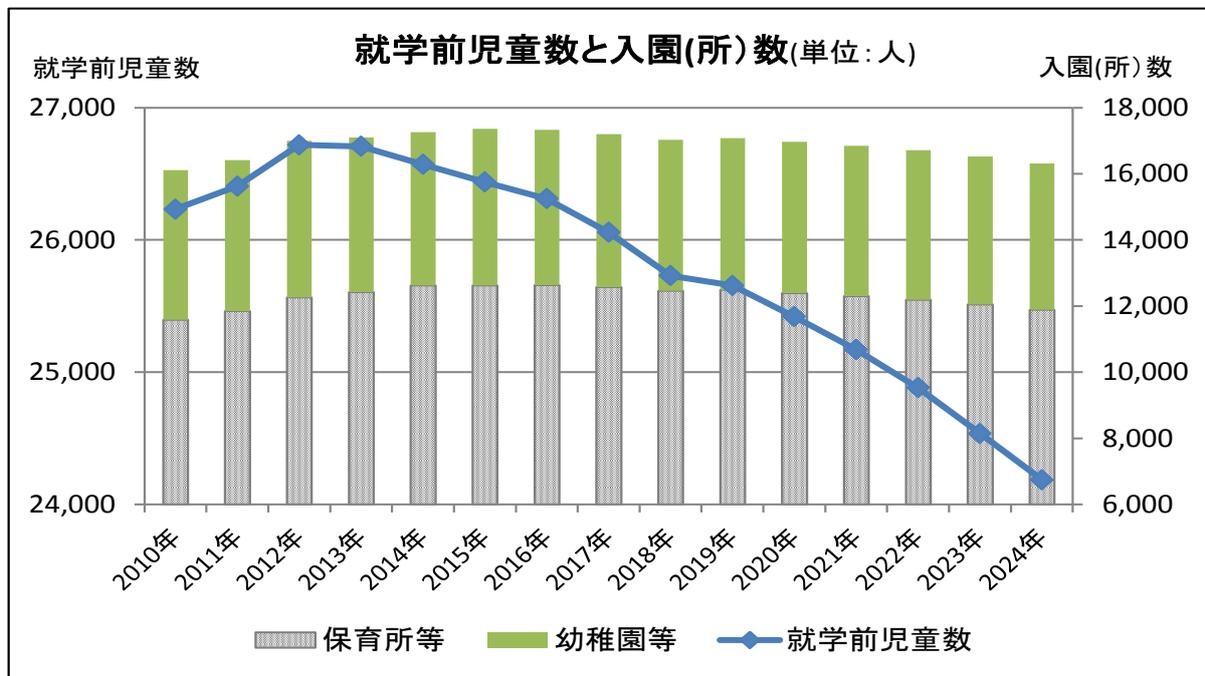
## 第1節 教育・保育施設の環境整備

### 1 現状と課題

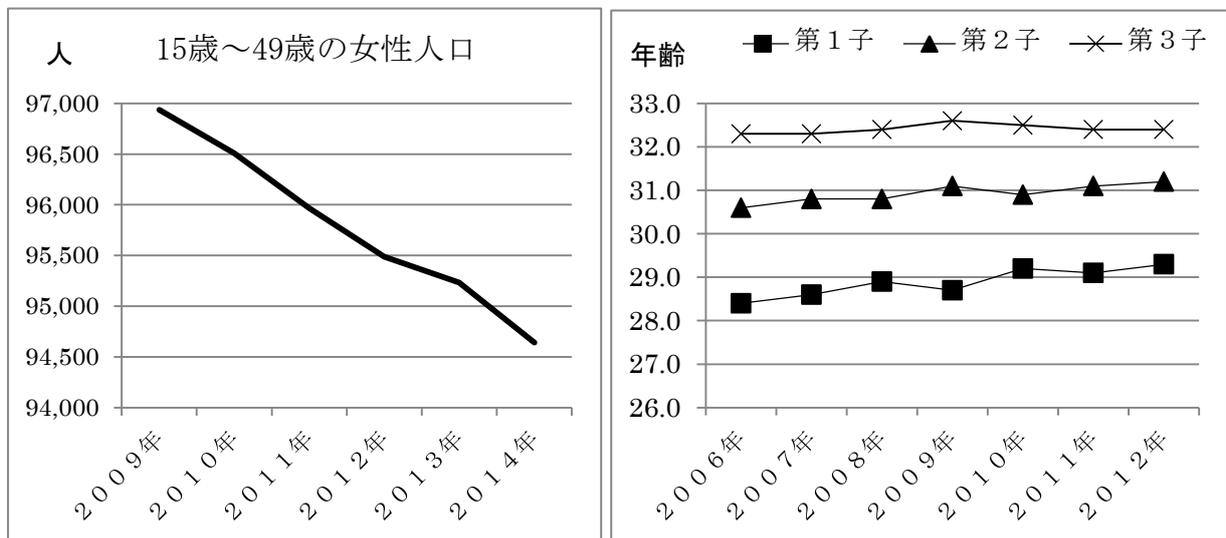
#### (1) 就学前の子どもの数と入園・入所ニーズ

##### ア 就学前の子どもの数の推移

福山市の就学前子どもの数は、合併が終了した2006年（平成18年）以降、安定的に推移してきましたが、2012年（平成24年）をピークに、減少傾向にあります。今後は、15歳～49歳までの女性人口が著しく減少することや、出産年齢の上昇から、多子家庭が減少することが見込まれ、出生数は、減少し続けるものと推測されます。



◎ 15歳～49歳の女性人口と平均出産年齢



## イ 教育・保育施設への入園・入所ニーズの推移

3歳から5歳の子どもの教育・保育施設への入園・入所（以下「入園(所)」という。）率は、近年、変動は少なく、既にほとんどの子ども（94%以上）が幼稚園又は保育所に入園(所)し、今後も入園(所)率が大きく変動する要素が低いことから、就学前の子どもの数の減少とともに次第に入園(所)児童数は、減少していくことが予想されます。

3歳未満の子どもの入園(所)率は、近年大きな伸びを見せており、合併が終了した2006年（平成18年）と2014年（平成26年）の4月を比較すると、1歳児と2歳児については、それぞれ25.4%から38.3%、38.1%から46.6%へ上昇しています。

また、0歳児は、4月の入園(所)状況では伸びは少ないものの、年度途中での入園(所)数は、産後休暇・育児休暇明けの入園(所)希望が増加し、2006年（平成18年）と2014年（平成26年）を比較すると、132名から198名と大きな伸びを見せており、今後も3歳未満の子どもの入園(所)率は、上昇するものと見込まれます。

### ◎認定区分ごとの入園(所)実績と見込

#### 入園(所)数

区分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
総数	17,107	17,261	17,778	17,684	17,541	17,358	17,420
1号	4,677	4,628	4,827	4,614	4,541	4,473	4,502
2号	7,846	8,013	8,075	8,124	8,060	7,931	7,962
3号(1・2歳)	3,787	3,774	3,842	3,910	3,899	3,916	3,922
3号(0歳)	797	846	1,034	1,036	1,041	1,038	1,034

※数値は、毎年4月1日の実績及び見込。ただし、3号(0歳)は国の指針に基づき、市で独自に算出

#### 入園(所)率

区分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
総数	64.1%	65.0%	67.2%	67.2%	67.3%	67.5%	67.9%
1号	35.0%	34.5%	35.7%	34.5%	34.4%	34.5%	34.7%
2号	58.8%	59.7%	59.7%	60.8%	61.1%	61.3%	61.4%
3号(1・2歳)	41.4%	42.6%	44.4%	44.9%	45.1%	45.5%	45.9%
3号(0歳)	18.9%	19.7%	24.2%	24.4%	24.6%	24.8%	25.0%

## (2) 教育・保育施設の課題

1970年代から1980年代にかけての高度経済成長期の就学前の教育・保育ニーズの高まりに対応するために設置してきた施設が、一斉に老朽化し、また低年齢児保育やバリアフリー化など多様化する保護者の教育・保育ニーズに対して十分に対応できなくなったため、積極的に再整備に取り組んできましたが、引き続き教育・保育の環境整備を推進していく必要があります。

## 2 今後の教育・保育施設の在り方

教育・保育施設に入園(所)を希望する子どもの全員入園(所)を保障し、市全域で良質な

教育・保育が今後も継続的に提供できる体制づくりや施設整備を行います。併せて、在宅での子育てを支える地域の子育て支援拠点としての役割も果たします。

#### ア 入園(所)希望者の全員入園(所)

本市の教育・保育施設は、これまで、保護者の希望に沿って、入園(所)希望があった子どもを全て受け入れてきました。今後も、良質な教育・保育の提供や保護者の就労等を保障するために、入園(所)のあっせんや利用調整等を丁寧に行いながら、全員入園(所)を堅持していきます。

#### イ 教育・保育の質的向上

市内の教育・保育施設が、これまで、一人ひとりを大切にされた教育・保育や地域との良好な関係づくりを通して取り組んできた豊かな教育・保育の成果を情報交換し、共同研修会の企画・実施等により、職員の資質を高め、福山市全域の教育・保育の質的向上を図ります。

#### ウ 多様な教育・保育サービス

就学前の子どもとその家庭の状況に応じ、認定こども園や幼稚園、保育所等への入園(所)のほか、延長保育や一時預かり保育等の多様な保育サービスの提供や、子育て支援拠点事業・利用者支援事業等による子育て家庭の支援に取り組み、安心して子育てができる環境を整備します。

#### エ 教育・保育施設の一体化

国は、保護者の就労の状態にかかわらず、就学前の児童に一体的な教育・保育の提供ができる認定こども園の普及に取り組んでいます。福山市においても、施設の認定こども園への移行に当たっては、組織・体制づくりや教育・保育内容の確立を行い、地域の教育・保育ニーズの状況や施設の配置状況等を勘案し、段階的に整備を進めていきます。また、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に対して、適切な助言と支援を行い、円滑な移行に取り組めます。

#### オ 利用者支援の充実

子育て家庭が、多様な施設や事業、サービス等の中から、子ども及びその保護者が置かれた環境に応じた、良質かつ適切な教育及び保育や子ども・子育て支援を選択・利用できるように、関係機関や事業所等のネットワークを構築し、相談窓口を設置します。

#### カ 小学校教育への円滑な接続

本市小中学校では、各中学校区で小中学校が連携し、義務教育9年間を一体的にとらえた教育活動の展開をめざす小中一貫教育を実施しています。就学前の教育・保育の内容もこれを踏まえたものになるよう、子どもの発達や学びの連続性を確保し、小学校教

育へ円滑な接続を図るとともに、地域の小中学校との連携を進めていきます。

### 3 教育・保育施設の再整備

#### ア 教育・保育と子育て支援サービスの提供について

教育・保育施設は、就学前児童が長い時間を過ごす大切な空間であるとともに、地域の子育ての拠点でもあります。就学前の子ども達が安全で安心して過ごすことができ、より良好な環境で良質な教育・保育の提供が受けられるように、また、多様な地域子ども・子育て支援事業が円滑に展開できるように、計画的に施設整備を進めます。

#### イ 施設の適正規模と適正配置

再整備する施設の設置位置や定員、提供するサービス等については、集団教育や集団保育の確保を基底に就学前児童数の推計や保護者のニーズ、地域の状況等を踏まえて、検討を行う中で、教育・保育提供区域ごとの教育・保育、地域子育て支援事業の供給体制の確保を図るため、適正な地域に、適正な規模の施設を配置します。

#### ウ 教育・保育施設の再整備の手法

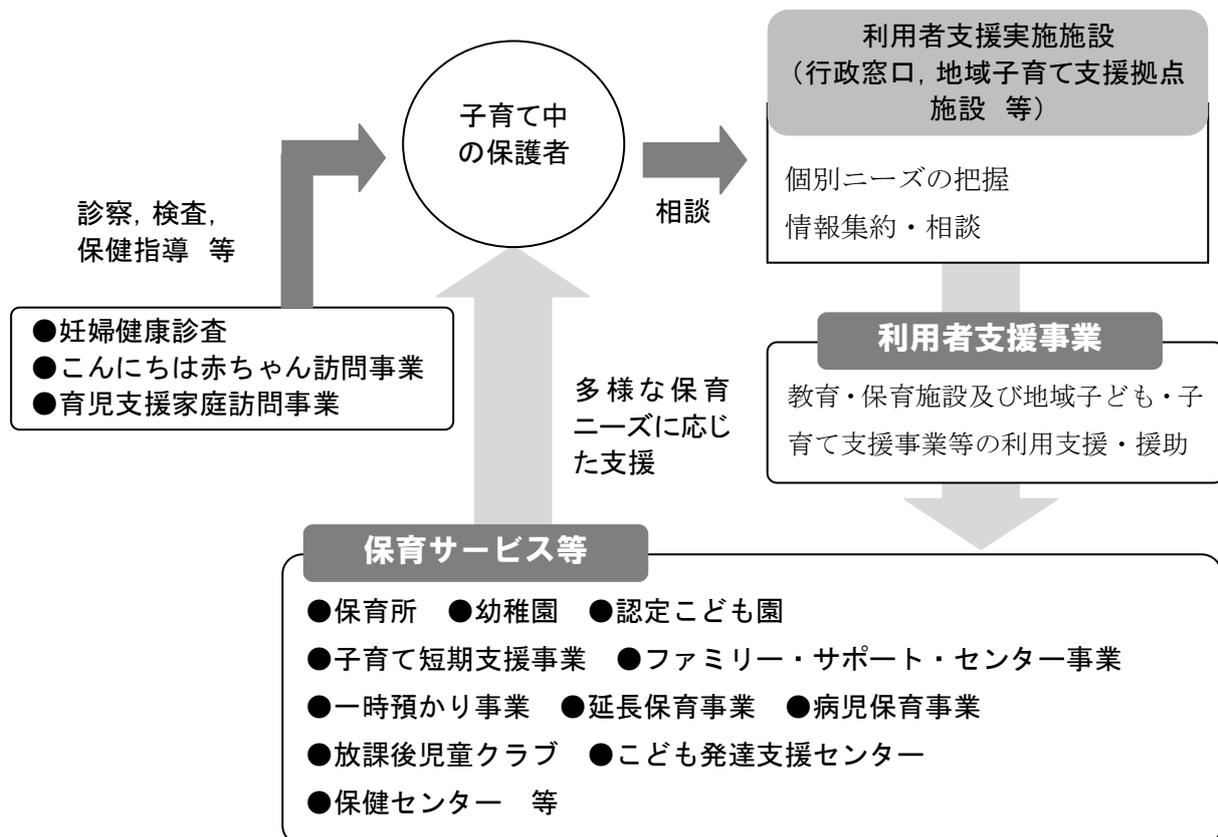
教育・保育施設の再整備に当たっては、教育・保育提供区域ごとの量の見込みに対して設定した確保方策を踏まえたうえで、これまで取り組んできた成果と課題を整理しながら、施設の老朽度や教育・保育環境の状況、地域の状況を分析し、それぞれのニーズに対応できるよう、施設の統合や増改築、分園化、地域型保育事業への移行、公立施設の法人移管、遊休施設の改修による活用等から、効率的で効果的な整備手法を検討して取り組みます。

## 第2節 地域子ども・子育て支援事業の方向性

子育て中の保護者のニーズは多様化・複雑化してきており、全ての子育て家庭のニーズに応じた総合的な子育て支援が求められています。そのため本市においても、地域子育て支援事業において、安心して妊娠出産ができるよう妊婦健康診査の実施や乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供等を行う、こんにちは赤ちゃん訪問事業、養育支援が特に必要な家庭に対して指導・助言等を行う育児支援家庭訪問事業、保護者が病気等で子育てが一時的に困難になった場合に利用できる子育て短期支援事業、子育て援助を希望する保護者と援助を行うことを希望する人との連絡や調整を行うファミリー・サポート・センター事業、幼稚園児や在宅で保育されている児童が利用できる一時預かり事業、保育所の延長保育事業、病気の子どもに対して、看護師等が一時的に預かる病児保育事業、身近なところで子育て相談等が受けられる地域子育て支援拠点事業、保護者が昼間家庭にいない小学生が通う放課後児童クラブ等、地域の様々な子育て支援施策の充実を図ります。

また、多様化する家庭のニーズに合わせた支援が受けられるよう圏域ごとに設置している地域子育て拠点施設において、総合的な子育て支援を目的とした利用者支援事業を創設します。利用者支援事業では、身近な場所で保育サービスや子育てに関する情報提供を行うとともに、子育て家庭が抱える様々な心配事や悩みごとにきめ細かく対応するために、教育や保育、療育、福祉などに係る関係機関や施設とのネットワークを構築し、切れ目のない支援を行います。

### ■地域子ども・子育て支援事業のネットワーク図



## 第3節 子ども・子育て家庭へのその他の支援

---

国の子ども・子育て支援事業計画基本指針における任意項目として次の3つが挙げられています。本市においてもこれら3つの施策を推進し、子ども・子育て家庭への支援を行います。

### 1 産後・育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

国においては、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備することとされています。

また、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況を踏まえ、育児休業期間満了時からの利用を希望する保護者のニーズに柔軟に対応できる環境を整えることが重要とされています。

本市においては、妊婦への訪問指導やこどもは赤ちゃん訪問事業等において、妊娠中や産休・育休明けの母親に対し、相談や情報提供を行っています。また、育児休業期間満了時の保育所入所予約制度や就学前施設を利用した多様な保育サービス、その他の子育て支援事業により待機児童ゼロを継続しており、教育・保育施設への入所を希望する保護者のニーズに応える環境を整えています。今後も引き続き、保護者が産後・育児休業後における教育・保育施設や地域型保育事業を円滑に利用できるよう進めていきます。

### 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

※再掲 第4章 第2節 基本方針5 (1) 児童虐待防止対策の充実

#### (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

※再掲 第4章 第2節 基本方針5 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### (3) 障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※再掲 第4章 第2節 基本方針5 (3) 障がい児施策の充実

### 3 労働者の仕事と家庭の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備と連携

#### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

※再掲 第4章 第2節 基本方針1 (5) 仕事と子育ての両立の推進

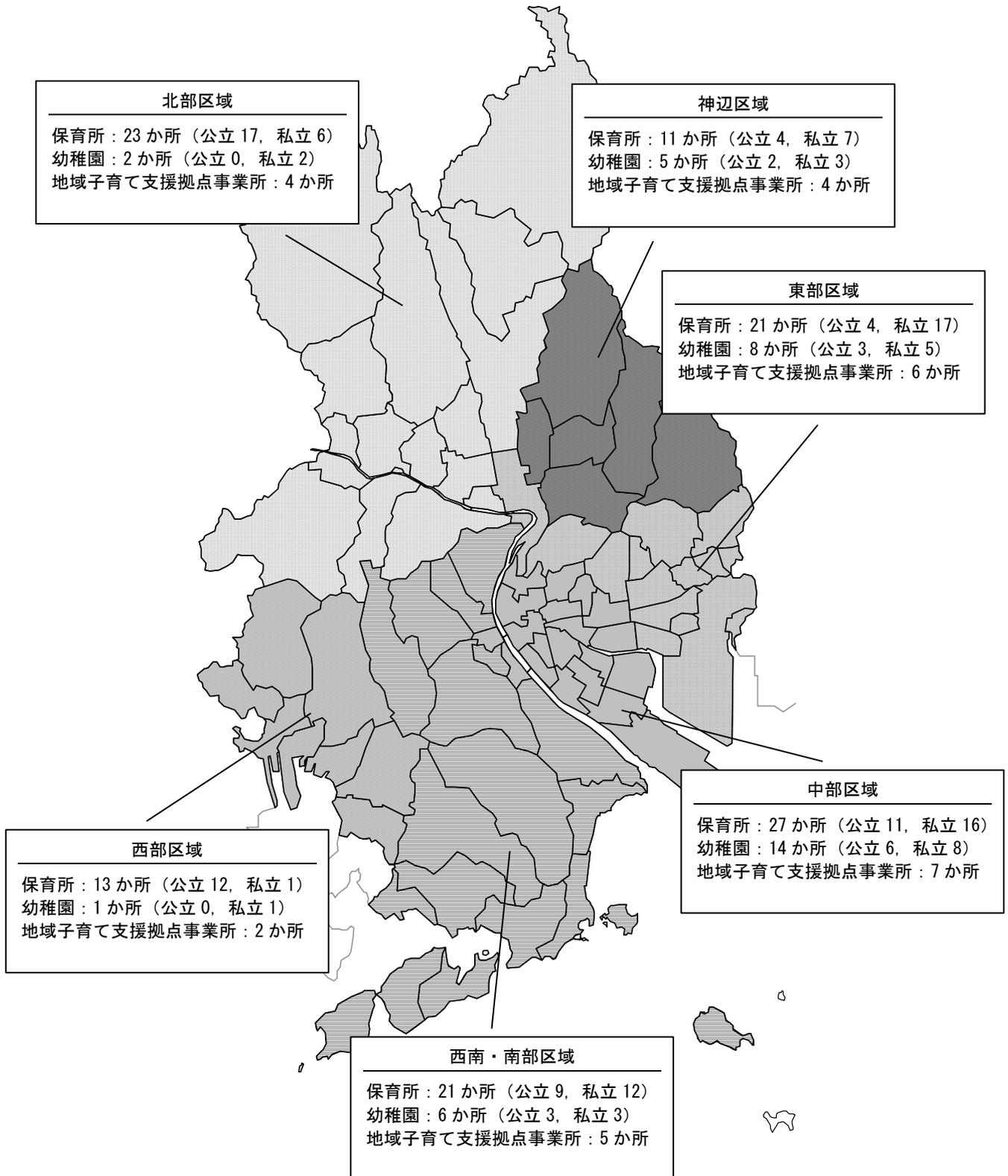
#### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

※再掲 第4章 第2節 基本方針1 (5) 仕事と子育ての両立の推進



## (2) 区域別の子育て支援サービスの状況

本市の2014年(平成26年)4月1日の区域別の子育て支援サービスの状況は次のとおりです。



### (3) 各事業別の提供区域

「教育・保育事業等の提供区域の基本設定」に記載される6区域を基本としますが、より身近な区域での提供が望ましい事業や区域の設定という考えにあてはまらない事業もあります。

事業ごとの提供区域と区域設定の考え方については、次の表のとおりです。

#### ■各事業と提供区域の考え方

事業名		区域設定	設定理由
子ども・子育て支援給付	認定こども園(1号)幼稚園	市全域	多くの私立幼稚園が、園バスでの送迎により、市内の広範囲の園児を受け入れているため。
	認定こども園(2号)保育所	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれていることや、利用実態として現状に即しているため。
	認定こども園(3号)保育所 地域型保育	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれていることや、利用実態として現状に即しているため。
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	中学校区	2中学校区ごとの事業設置をめざすため。
	地域子育て支援拠点事業	6区域	公立保育所及び私立保育所で実施されているため。 (保育所と同様に6区域で設定)
	妊婦健康診査	市全域	全ての妊娠届出者が対象であるため。
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域	生後4か月までの全ての乳児家庭を対象として訪問する事業であるため。
	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)	市全域	養育支援が必要とされた家庭に対し、保健師等が訪問する事業であるため。
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	市全域	市内2か所の施設で全域を担っているため。
	ファミリー・サポート・センター事業	市全域	協力会員による活動は区域を越えて提供されていることもあるため。
	一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり1号)	市全域(幼稚園)	公立幼稚園及び私立幼稚園で実施されているため。 (幼稚園と同様に市全域で設定)
	一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり2号)		
	一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)	6区域(保育所)	公立保育所及び私立保育所で実施されているため。 (保育所と同様に6区域で設定)
		市全域(その他)	ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業は、実施している施設が限られているため。
	延長保育事業(時間外保育事業)	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれていることや、利用実態として現状に即しているため。
	病児保育事業	市全域	事業を実施する施設の所在地や市域を超える利用等、区域で区分することが困難であるため。
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	小学校区	小学校区を越えた利用は極めて少ないため。 (小学校区ごとの確保方策等を検討)	

## 2 教育・保育給付の見込み量と確保方策

### (1) 量の見込みと確保方策について

量の見込みについては、ニーズ調査の結果と将来人口推計をもとに、国が示す算出手引に基づき推計しています。一方で、事業によっては、実際の利用状況と比べ過大に量の見込みが出ている場合もあり、事業の利用状況等を考慮し推計しています。

量の見込みと確保方策については、福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議し、設定しています。また、広島県の子ども・子育て支援事業支援計画の確保方策とも整合を図りながら設定しています。

### (2) 児童数の推計

■児童数の推計（内訳）

単位：人

区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
0～11歳児総計	52,760	52,581	52,451	52,485	52,149
0～5歳児合計	26,438	26,312	26,057	25,730	25,656
0～2歳児小計	12,919	12,947	12,872	12,782	12,679
0歳	4,269	4,240	4,225	4,179	4,137
1歳	4,376	4,347	4,316	4,302	4,256
2歳	4,274	4,360	4,331	4,301	4,286
3～5歳小計	13,519	13,365	13,185	12,948	12,977
3歳	4,568	4,276	4,365	4,333	4,303
4歳	4,537	4,559	4,269	4,355	4,326
5歳	4,414	4,530	4,551	4,260	4,348
6～11歳合計	26,322	26,269	26,394	26,755	26,493
6歳	4,428	4,396	4,511	4,533	4,243
7歳	4,395	4,436	4,404	4,518	4,539
8歳	4,510	4,392	4,432	4,403	4,516
9歳	4,173	4,505	4,386	4,427	4,397
10歳	4,376	4,169	4,500	4,382	4,423
11歳	4,440	4,371	4,161	4,492	4,375

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 1号認定＋幼児期の学校教育の利用希望が強い児童（認定こども園・幼稚園）

対象年齢

**3歳～5歳**

利用できる事業の内容

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設で、保護者の就労等にかかわらず小学校就学前の子どもを預かり、昼過ぎまでは全ての子どもに対し幼児教育を、保育が必要な子どもには、引き続き夕方ごろまで保育を提供する事業です。ただし、0～2歳の子どもが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
幼稚園	保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を預かり、幼児教育を提供する事業です。

実績値

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
幼稚園入園児童数(人)	4,523	4,566	4,734	4,677	4,628
3～5歳人口(人)	13,052	13,050	13,303	13,345	13,417
入園児童数の割合(%)	34.7	35.0	35.6	35.0	34.5

資料：教育総務課（幼稚園入園児童数は各年5月1日現在 人口は各年度4月1日現在）

幼稚園入園児童数は2010年度（平成22年度）の4,523人から2014年度（平成26年度）では4,628人と増加しています。3～5歳人口も増加しているため、入園児童数の割合は概ね横ばいで推移しています。

見込み量及び確保方策

国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年)	2016年度 (平成28年)	2017年度 (平成29年)	2018年度 (平成30年)	2019年度 (平成31年)
1号認定(人)	4,058	4,011	3,935	3,872	3,884
幼児期の学校教育の利用 希望が強い児童(人)	1,410	1,394	1,376	1,352	1,355
合計(人)	5,468	5,405	5,311	5,224	5,239

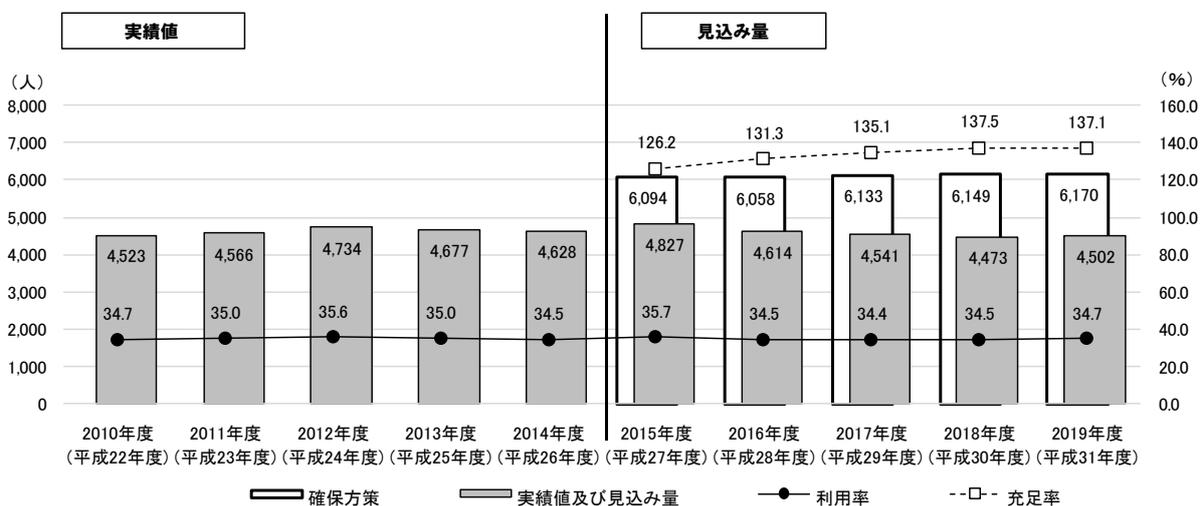
※国基準の参考値とはニーズ調査の結果を国の「手引き」に基づき集計したもの。以降同じ考え方で記載。

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
3～5歳人口(人)	13,519	13,365	13,185	12,948	12,977
1号認定(人)	3,520	3,310	3,252	3,213	3,227
幼児期の学校教育の利用 希望が強い児童(人)	1,217	1,214	1,199	1,170	1,185
他市町の子ども (人)	府中市 20	府中市 20	府中市 20	府中市 20	府中市 20
	尾道市 40	尾道市 40	尾道市 40	尾道市 40	尾道市 40
	井原市 20	井原市 20	井原市 20	井原市 20	井原市 20
	笠岡市 10	笠岡市 10	笠岡市 10	笠岡市 10	笠岡市 10
	合計(人)	4,827	4,614	4,541	4,473

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
特定教育・保育施設 (確認を受ける施設)(人)	1,604	2,508	3,173	3,549	3,570
確認を受けない 幼稚園(人)	4,460	3,520	2,930	2,570	2,570
他市町の幼稚園 (人)	尾道市 30	尾道市 30	尾道市 30	尾道市 30	尾道市 30
特定地域型保育事業(人)	—	—	—	—	—
合計(人)	6,094	6,058	6,133	6,149	6,170

公立幼稚園の「受入可能人数」と、私立幼稚園・私立保育所の現段階での意向調査に基づいた「利用定員」(確認を受ける施設)、「受入可能人数」(確認を受けない幼稚園)、「広域利用人数」(他市町の幼稚園)の合計値を供給量とし、市内施設については確認を受ける施設と確認を受けない施設に分けて記載しています。

#### ■実績値及び見込み量等の推計



②2号認定（認定こども園・保育所）

対象年齢

**3歳～5歳**

利用できる事業の内容

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設で、保護者の就労等にかかわらず小学校就学前の子どもを預かり、昼過ぎまでは全ての子どもに対し幼児教育を、保育が必要な子どもには、引き続き夕方ごろまで保育を提供する事業です。ただし、0～2歳の子どもが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する事業です。

実績値

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
保育所入所児童数(人)	7,599	7,671	7,878	7,846	8,013
3～5歳人口(人)	13,052	13,050	13,303	13,345	13,417
入所児童数の割合(%)	58.2	58.8	59.2	58.8	59.7

資料：児童部庶務課（保育所児童数は各年4月1日現在 人口は各年度4月1日現在）

3～5歳の保育所入所児童数は2010年度（平成22年度）の7,599人から2014年度（平成26年度）では8,013人と増加しています。3～5歳人口も増加しているため、入所児童数の割合は概ね横ばいで推移しています。

見込み量及び確保方策

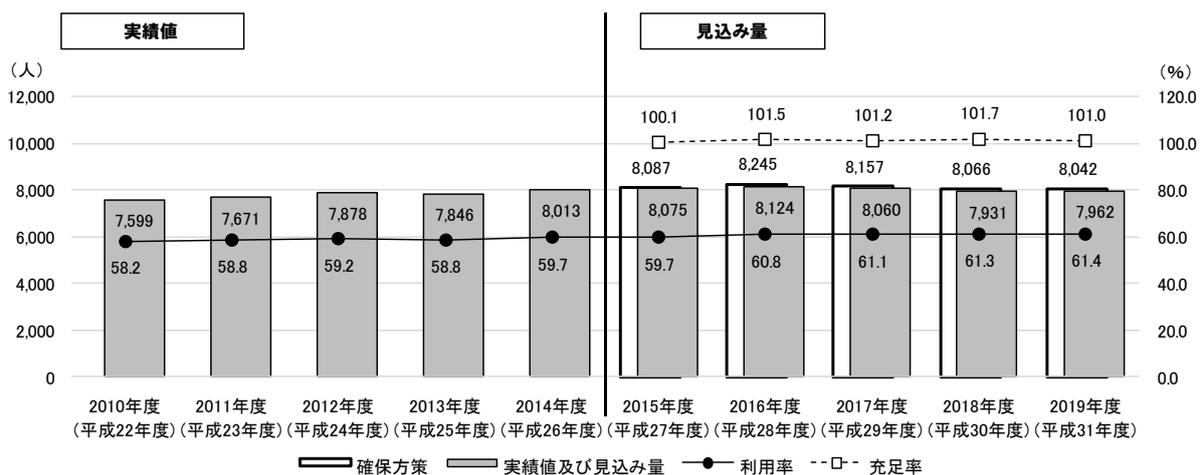
国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人)	7,299	7,215	7,149	7,023	7,048

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
3～5歳人口(人)	13,519	13,365	13,185	12,948	12,977
利用量(人)	8,075	8,124	8,060	7,931	7,962

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
特定教育・保育施設(人)	8,087	8,245	8,157	8,066	8,042

私立保育所の意向調査の結果と公立保育所の過去3年間の利用実績を基に算出した利用定員の見込みの合算値を記載しています。

### ■実績値及び見込み量等の推計



### ③3号認定の保育利用率の目標値

区分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
0～2歳人口 (推計値)(人) a	12,919	12,947	12,872	12,782	12,679
見込み量(人)	4,876	4,946	4,940	4,954	4,956
確保方策(人) b	4,729	4,906	4,957	5,061	5,102
保育利用率の目標値 b/a(%)	36.6	37.9	38.5	39.6	40.2

④ 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育）【0歳】

対象年齢

**0歳児**

※国の指針に基づき3号認定については、0歳と1～2歳に分けて記載しています。

利用できる事業の内容

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設で、保護者の就労等にかかわらず小学校就学前の子どもを預かり、昼過ぎまでは全ての子どもに対し幼児教育を、保育が必要な子どもには、引き続き夕方ごろまで保育を提供する事業です。ただし、0～2歳の子どもが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する事業です。
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を受け入れて保育を提供する事業です（保育ママ）。
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です（ベビーシッター）。
事業所内保育	事業所が自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業です。

実績値

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
保育所入所児童数（人）	743	804	779	797	846
0歳人口（人）	4,340	4,495	4,460	4,217	4,299
入所児童数の割合（％）	17.1	17.9	17.5	18.9	19.7

資料：児童部庶務課（保育所児童数は各年度の平均 人口は各年度4月1日現在）

0歳人口は2010年度（平成22年度）の4,340人から2014年度（平成26年度）では4,299人と微減しています。一方で、0歳児の保育所入所児童数は2010年度（平成22年度）の743人から2014年度（平成26年度）では846人と増加しており、入所児童数の割合も増加しています。

□ 見込み量及び確保方策 □

国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人)	1,398	1,389	1,385	1,370	1,357

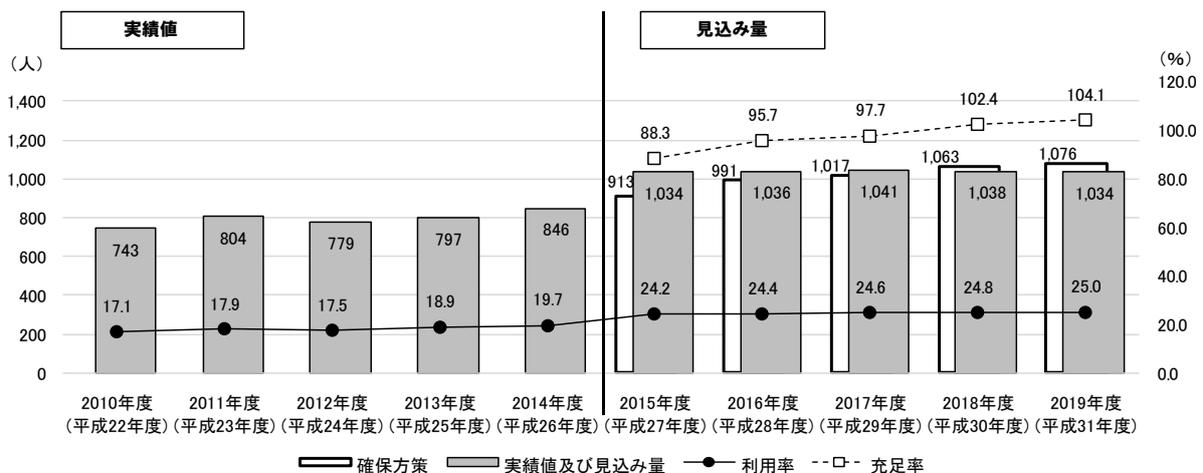
見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
0歳人口(人)	4,269	4,240	4,225	4,179	4,137
利用量(人)	1,034	1,036	1,041	1,038	1,034

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
特定教育・保育施設(人)	901	979	1,005	1,051	1,064
特定地域型保育事業(人)	12	12	12	12	12
合計(人)	913	991	1,017	1,063	1,076

特定教育・保育施設の欄は、私立保育所の意向調査の結果と公立保育所の過去3年間の利用実績を基に算出した利用定員の見込みの合算値を記載しています。

特定地域型保育事業の欄は、意向調査の結果を記載しています。

■実績値及び見込み量等の推計



⑤ 3号認定（認定こども園及び保育＋地域型保育）【1～2歳】

対象年齢

**1歳～2歳**

※国の指針に基づき3号認定については、0歳と1～2歳に分けて記載しています。

利用できる事業の内容

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設で、保護者の就労等にかかわらず小学校就学前の子どもを預かり、昼過ぎまでは全ての子どもに対し幼児教育を、保育が必要な子どもには、引き続き夕方ごろまで保育を提供する事業です。ただし、0～2歳の子どもが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する事業です。
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を受け入れて保育を提供する事業です（保育ママ）。
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です（ベビーシッター）。
事業所内保育	事業所が自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業です。

実績値

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
保育所入所児童数（人）	3,250	3,376	3,613	3,787	3,774
1～2歳人口（人）	8,840	8,861	8,956	9,145	8,855
入所児童数の割合（％）	36.8	38.1	40.3	41.4	42.6

資料：児童部庶務課（保育所児童数は各年4月1日現在 人口は各年度4月1日現在）

1～2歳人口は2010年度（平成22年度）の8,840人から2014年度（平成26年度）では8,855人と、概ね横ばいから微増で推移しています。1～2歳児の保育所入所児童数は2010年度（平成22年度）の3,250人から2014年度（平成26年度）では3,774人と増加しており、入所児童数の割合も増加しています。

□ 見込み量及び確保方策 □

国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人)	4,650	4,690	4,646	4,623	4,591

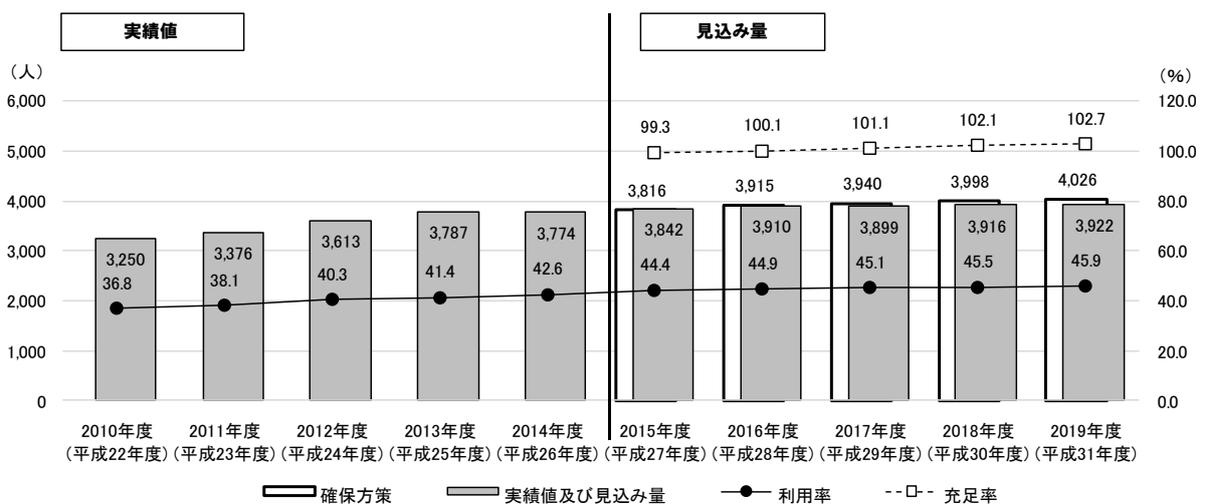
見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
1～2歳人口(人)	8,650	8,707	8,647	8,603	8,542
利用量(人)	3,842	3,910	3,899	3,916	3,922

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
特定教育・保育施設(人)	3,700	3,835	3,878	3,936	3,964
特定地域型保育事業(人)	116	80	62	62	62
合計(人)	3,816	3,915	3,940	3,998	4,026

特定教育・保育施設の欄は、私立保育所の意向調査の結果と公立保育所の過去3年間の利用実績を基に算出した利用定員の見込みの合算値を記載しています。

特定地域型保育事業の欄は、意向調査の結果を記載しています。

■実績値及び見込み量等の推計



#### (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

##### ①利用者支援事業

##### 対象年齢

**全児童**

##### 事業の内容

事業名	事業内容
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 実績値

利用者支援事業は新規事業です。

行政窓口、地域子育て支援拠点施設等において、保育施設や地域子育て支援事業の情報を集約し、情報提供しています。

また、地域子育て支援拠点施設、保育施設等において、子育て相談への対応をしています。

##### 見込み量及び確保方策

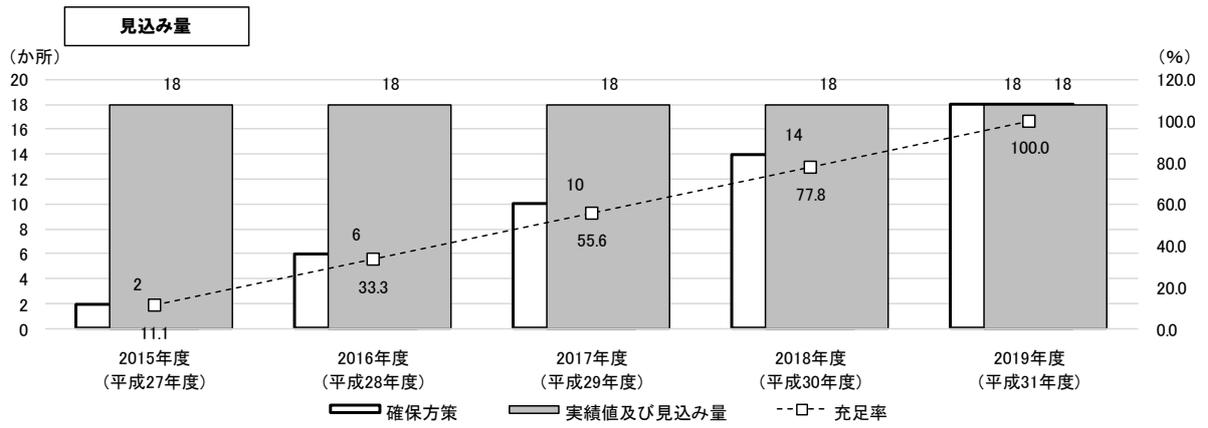
国基準の参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
実施か所数(か所)	18	18	18	18	18

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
実施か所数(か所)	18	18	18	18	18

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
実施か所数(か所)	2	6	10	14	18

市内28か所にある地域子育て支援拠点事業所の中から機能拡大を図り、事業化していきます。

■実績値及び見込み量等の推計



②地域子育て支援拠点事業

対象年齢

0歳～5歳

事業の内容

事業名	事業内容
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

実績値

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
地域子育て支援拠点事業の利用量(人日/年)	155,580	162,323	187,051	208,949
実施か所数(か所)	21	23	24	27
0～5歳人口(人)	26,232	26,406	26,719	26,707
1人当たり利用量(人日/年)	5.9	6.1	7.0	7.8

資料：児童部庶務課（利用量は年間の実人数 人口は各年度4月1日現在）

利用量は2010年度(平成22年度)の155,580人日から2013年度(平成25年度)では208,949人日と増加しています。0～5歳人口が概ね横ばいで推移しているため、一人当たり利用量も増加しています。

見込み量及び確保方策

国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人日/年)	249,996	250,728	249,480	247,812	245,856

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人日/年)	249,996	250,728	249,480	247,812	245,856

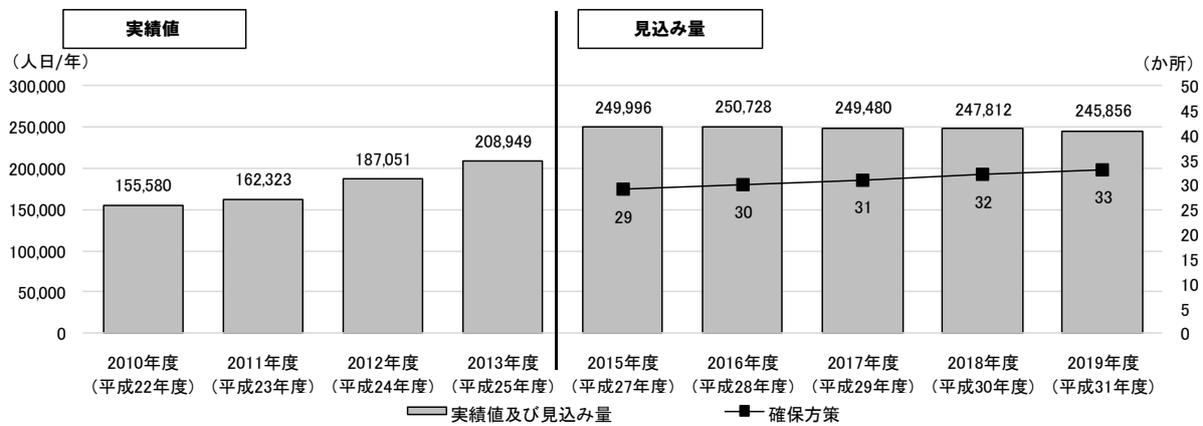
確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
実施か所数(か所)	29	30	31	32	33
【参考】提供可能量	217,500	225,000	232,500	240,000	247,500

実施施設を毎年度1か所、5年間で5か所整備するとともに、子育て応援センターの事業の充実を図ります(2014年度(平成26年度)は28か所)。

また、毎年の利用実績に基づき、必要に応じて増設を検討します。

※提供可能量とは、実績の1施設あたりの利用量の平均値を掛けたもの。

### ■実績値及び見込み量等の推計



③妊婦健康診査

対象年齢

妊婦

事業の内容

事業名	事業内容
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。

実績値

区分	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
対象人数(人)	4,769	4,771	4,650	4,674	4,532
健診回数 <sup>※</sup> (回)	11.1	11.6	11.7	11.3	11.7
延受診件数(件)	52,971	55,157	54,371	52,970	53,094

資料：健康推進課（年度集計値）

※健診回数は、延受診件数を対象人数で割り、一人当たり平均回数として算出しています。

対象人数（妊娠届出数）は2009年度（平成21年度）の4,769人から2013年度（平成25年度）では4,532人と減少しています。一方、延べ受診件数は2009年度（平成21年度）52,971件から2013年度（平成25年度）53,094件と増えており、一人当たりの健診回数は微増しています。

見込み量及び確保方策

国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
対象人数(人)	4,637	4,606	4,590	4,540	4,493
健診回数(回)	11.6	11.6	11.6	11.6	11.6
延受診件数(件)	53,789	53,430	53,244	52,664	52,119

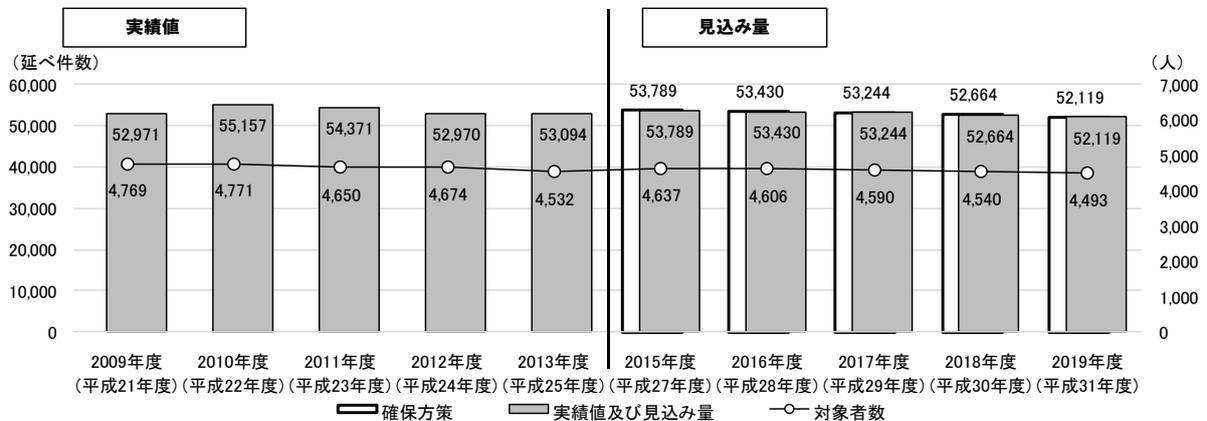
見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
対象人数(人)	4,637	4,606	4,590	4,540	4,493
健診回数(回)	11.6	11.6	11.6	11.6	11.6
延受診件数(件)	53,789	53,430	53,244	52,664	52,119

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
延受診件数(件)	53,789	53,430	53,244	52,664	52,119

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠出産ができるよう妊婦健康診査の「望ましい基準」に基づき補助券の回数(14回)を定めています。

安全・安心な出産のため、早期の妊娠届出と定期的な妊婦健康診査の受診の必要性の啓発に取り組みます。

### ■実績値及び見込み量等の推計



④こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

対象年齢

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

事業の内容

事業名	事業内容
こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実績値

区分	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
訪問件数（件）	3,859	4,034	4,000	3,953	4,156
0歳人口（人）	4,356	4,340	4,495	4,460	4,217
実施率（%）	88.6	92.9	89.0	88.6	98.6

資料：健康推進課（訪問件数は年度集計値 人口は各年度4月1日現在）

0歳人口に対する乳児家庭全戸訪問率は、2009年度（平成21年度）の88.6%から2013年度（平成25年度）では98.6%と増加しています。

見込み量及び確保方策

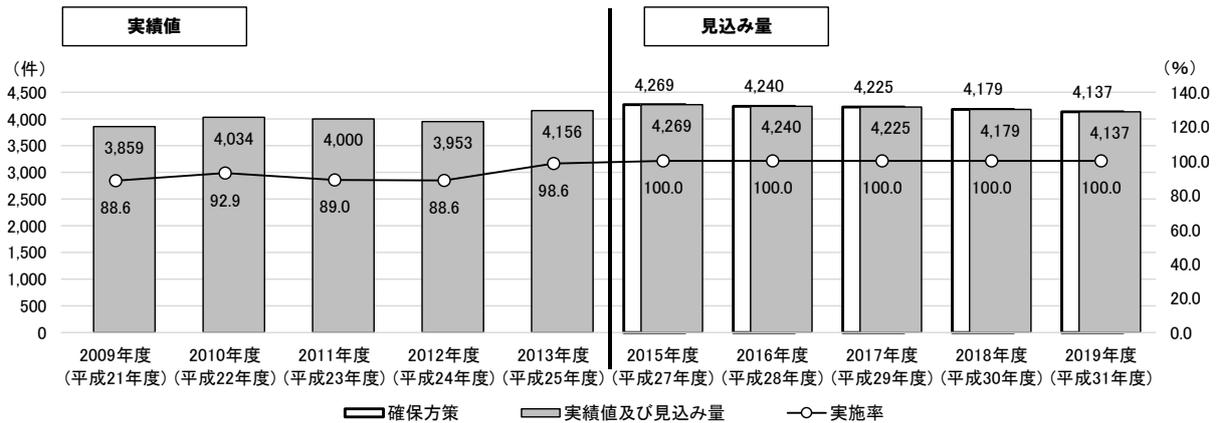
国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
訪問件数（件）	4,269	4,240	4,225	4,179	4,137

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
訪問件数（件）	4,269	4,240	4,225	4,179	4,137

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
訪問件数(件)	4,269	4,240	4,225	4,179	4,137

訪問従事者である保健師，育児家庭訪問員，キラキラサポーター（子育て支援ボランティア）の安定的な確保に努めるとともに，研修等によってスキルの向上に努めます。

■実績値及び見込み量等の推計



⑤育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）

対象年齢

**養育支援の必要な家庭**

事業の内容

事業名	事業内容
育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実績値

区分	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
訪問数(件)	29	46	44	87	98
0～5歳人口	26,257	26,232	26,406	26,719	26,707
実施率(%)	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4

資料：健康推進課（訪問件数は年度集計値 人口は各年度4月1日現在）

養育支援訪問数は、2009年度（平成21年度）の29件から2013年度（平成25年度）では98件と増加しています。0～5歳人口に対する実施率は、2013年度（平成25年度）では0.4%となっています。

見込み量及び確保方策

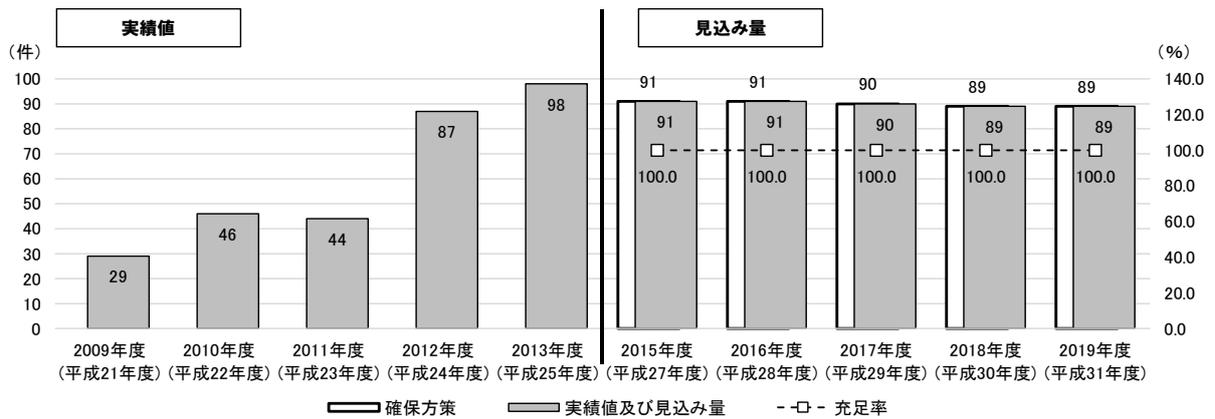
国基準の参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
訪問件数(件)	91	91	90	89	89

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
訪問件数(件)	91	91	90	89	89

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
訪問件数(件)	91	91	90	89	89

こんにちは赤ちゃん訪問事業等を通じて養育支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、訪問従事者である保健師、育児支援家庭訪問指導員の研修等により、スキルの向上に努めます。

■実績値及び見込み量等の推計



⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

対象年齢

0歳～5歳

事業の内容

事業名	事業内容
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

実績値

区分	2009年度 （平成21年度）	2010年度 （平成22年度）	2011年度 （平成23年度）	2012年度 （平成24年度）	2013年度 （平成25年度）
利用量（人日/年）	51	50	40	40	43
0～5歳人口（人）	26,257	26,232	26,406	26,719	26,707
利用率（%）	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2

資料：子育て支援課（利用量は年間の実人数 人口は各年度4月1日現在）

利用量は、概ね約50人日/年から約40人日/年で推移しています。

見込み量及び確保方策

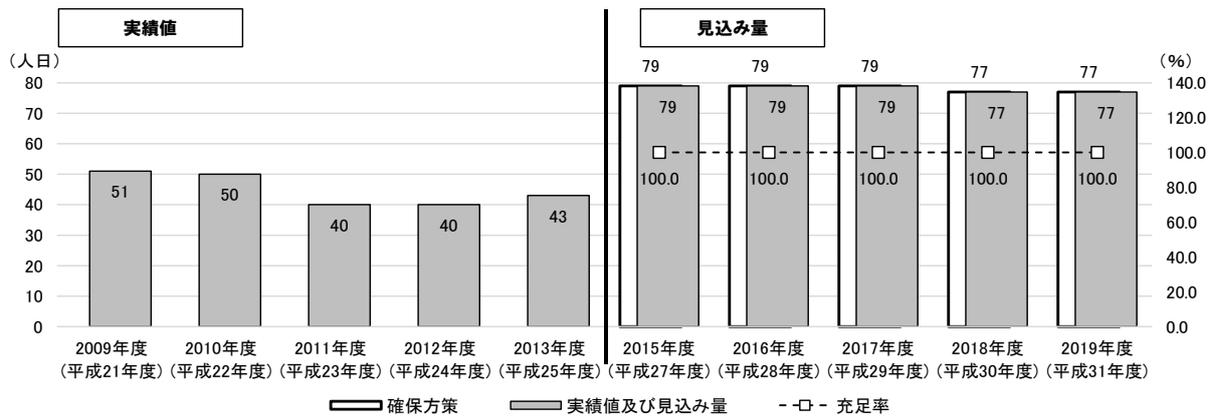
国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 （平成27年度）	2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）
利用量（人日/年）	79	79	79	77	77

見込み量 （実績等を考慮した値）	見込み量				
	2015年度 （平成27年度）	2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）
利用量（人日/年）	79	79	79	77	77

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人日/年)	79	79	79	77	77

受入施設の、ショートステイを含めた収容人数をみると、一月月に約7人日であれば、年間の見込み量は確保できると考えます。

■実績値及び見込み量等の推計



⑦-1 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【低学年】

対象年齢

小学校低学年

事業の内容

事業名	事業内容
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実績値

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
利用量(延人/年)	1,118	716	287	415
小学1年～3年児童数(人)	13,471	13,238	12,924	12,992
利用率(%)	8.3	5.4	2.2	3.2

資料：保育課（利用量は年間の延べ人数 児童数は各年度5月1日現在）

利用量は各年度でばらつきがみられますが、2010年度（平成22年度）の延1,118人から2013年度（平成25年度）では延415人と減少しています。

見込み量及び確保方策

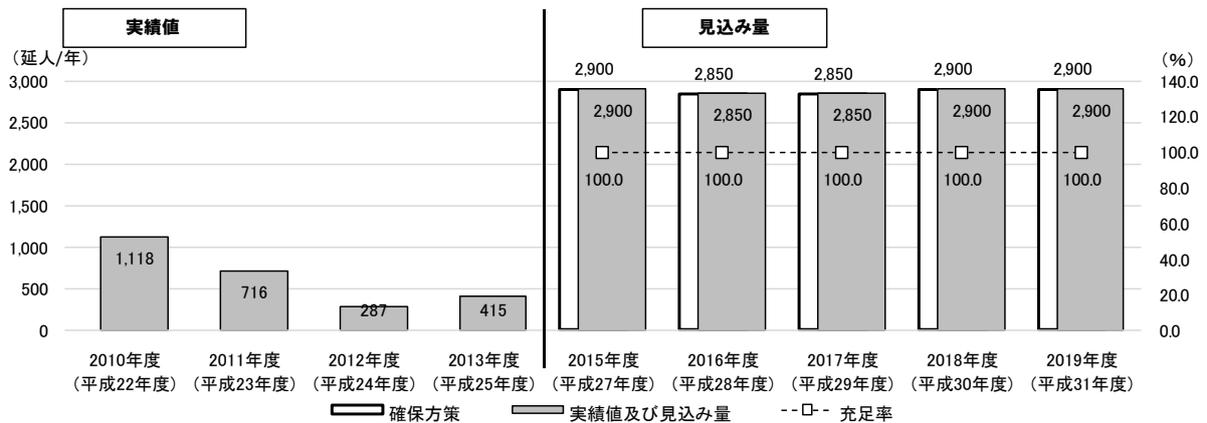
国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(延人/年)	2,900	2,850	2,850	2,900	2,900

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(延人/年)	2,900	2,850	2,850	2,900	2,900

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(延人/年)	2,900	2,850	2,850	2,900	2,900

協力会員，依頼会員の募集等により事業実施体制の拡充を図るとともに，研修等によってスキルの向上に努めます。

### ■実績値及び見込み量等の推計



⑦-2 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【高学年】

対象年齢

小学校高学年

事業の内容

事業名	事業内容
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実績値

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
利用量（延人/年）	548	542	347	185
小学4年～6年児童数（人）	13,779	13,776	13,567	13,427
利用率（%）	4.0	3.9	2.6	1.4

資料：保育課（利用量は年間の延べ人数 児童数は各年度5月1日現在）

利用量は、2010年度（平成22年度）の延548人から2013年度（平成25年度）では185人と減少しています。

見込み量及び確保方策

国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量（延人/年）	0	0	0	0	0

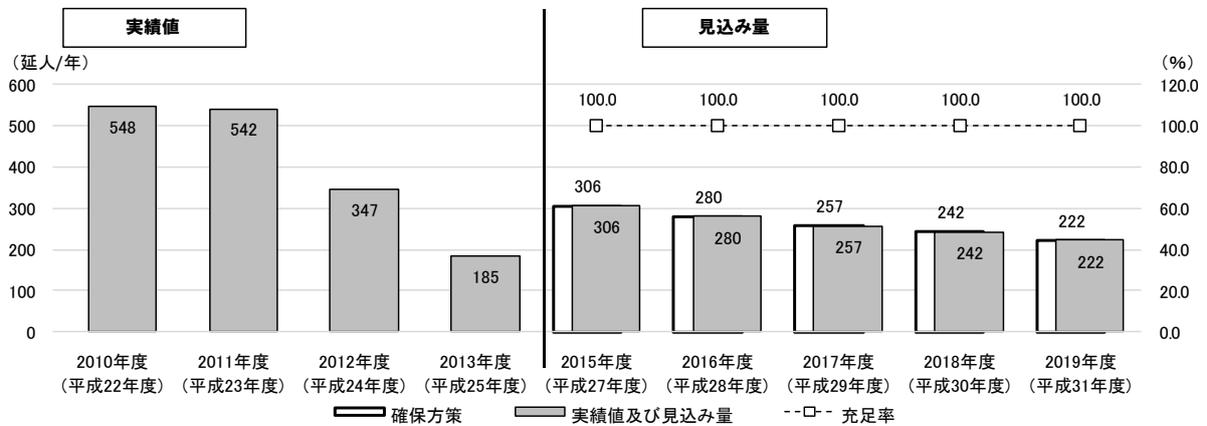
見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量（延人/年）	306	280	257	242	222

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(延人/年)	306	280	257	242	222

高学年の利用希望がないとは考えられないですが、事業自体が低学年、高学年を分けるものではなく、高学年の児童についても利用することは可能です。

協会会員、依頼会員の募集等により事業実施体制の拡充を図るとともに、研修等によってスキルの向上に努めます。

### ■実績値及び見込み量等の推計



⑧-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）【1号認定による利用】

対象年齢

**3歳～5歳**

事業の内容

事業名	事業内容
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。

見込み量及び確保方策

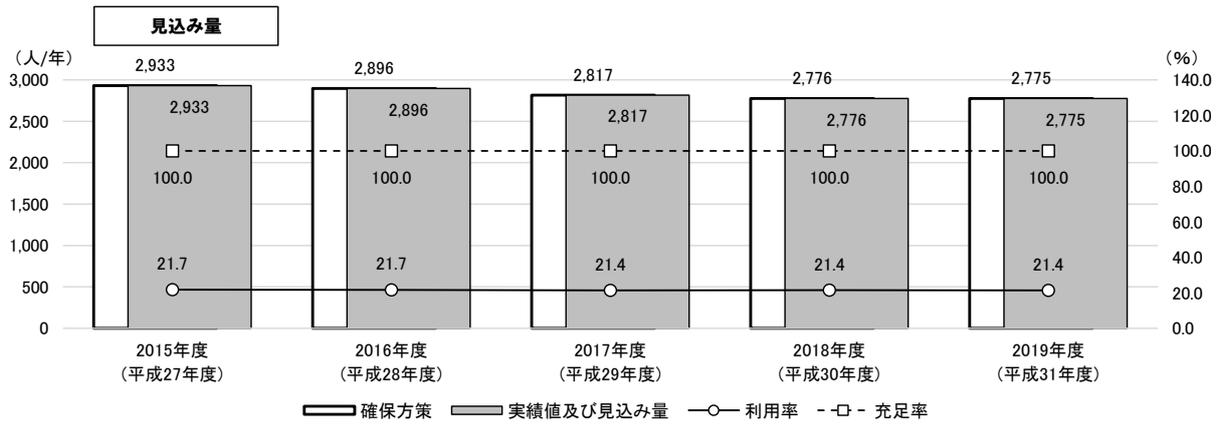
国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人/年)	2,933	2,896	2,817	2,776	2,775

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人/年)	2,933	2,896	2,817	2,776	2,775

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人/年)	2,933	2,896	2,817	2,776	2,775

在園児を対象とした一時預かりは、現行においても実施されており、利用を希望する見込み量は、確保できると考えます。

■見込み量等の推計



⑧— 2 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）【幼児期の学校教育の利用希望が強い児童による利用】

対象年齢

3歳～5歳

事業の内容

事業名	事業内容
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。

見込み量及び確保方策

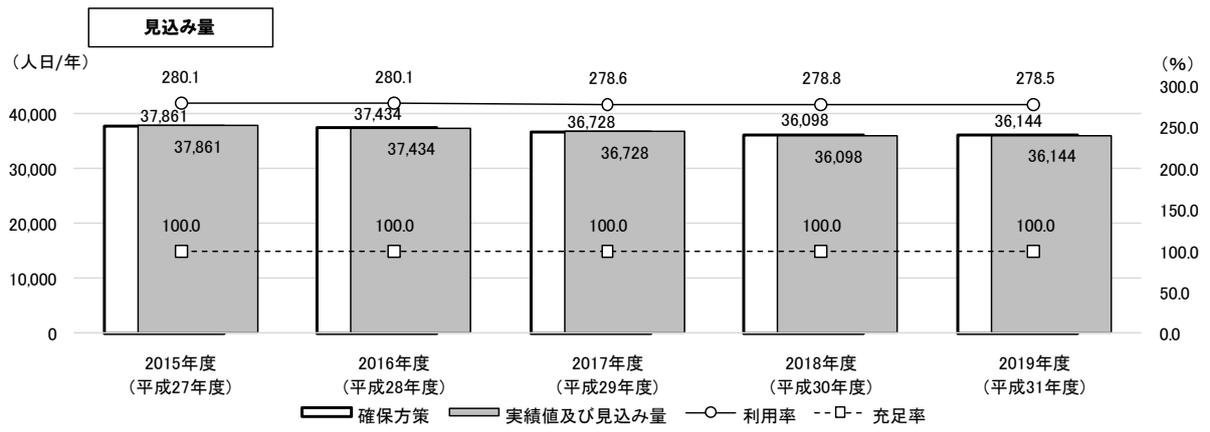
国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人/年)	38,488	38,061	37,355	36,725	36,771

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人/年)	37,861	37,434	36,728	36,098	36,144

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人/年)	37,861	37,434	36,728	36,098	36,144

在園児を対象とした一時預かりは、現行においても実施されており、利用を希望する見込み量は、確保できると考えます。

■見込み量等の推計



⑧-3 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外）

対象年齢

0歳～5歳

事業の内容

事業名	事業内容
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。

実績値

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
利用量（延人/年）	37,561	37,943	41,754	44,393
0～5歳人口（人）	26,257	26,232	26,406	26,719
1人当たり利用量（人日）	1.43	1.44	1.56	1.66

資料：児童部庶務課（利用量は年間の延べ人数 人口は各年度4月1日現在）

利用量は、2010年度（平成22年度）の37,561人日から2013年度（平成25年度）では44,393人日と増加しています。0～5歳人口が概ね横ばいで推移しているため、一人当たり利用量も増加しています。

見込み量及び確保方策

国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量（延人/年）	28,139	27,991	27,844	27,539	27,439

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
0～5歳人口（人）	26,438	26,312	26,057	25,730	25,656
利用量（延人/年）	45,575	45,989	46,155	46,110	46,364

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
保育所による一時預かり (延人/年)	44,562	44,976	45,142	45,097	45,351
ファミリー・サポート・ センター事業(就学前) (延人/年)	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
トワイライトステイ事業 (延人/年)	2	2	2	2	2
合計(延人/年)	45,575	45,989	46,155	46,110	46,364

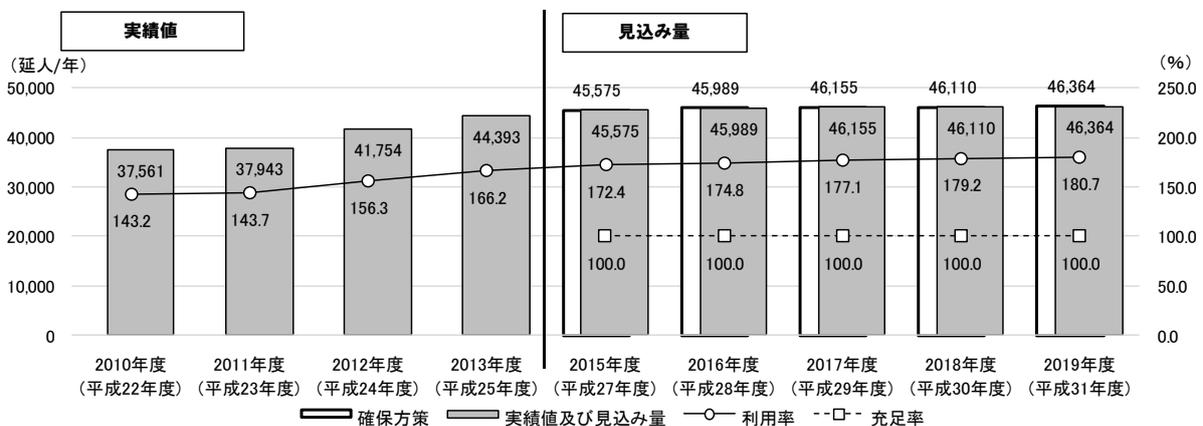
公私立保育所において一時保育を実施する施設は年々増加しています。さらに、ファミリー・サポート・センター事業において対応することで、十分な受け皿が確保できると考えます。

ファミリー・サポート・センター事業の確保方策は、2011年度(平成23年度)～2013年度(平成25年度)の利用実績の平均値

※当該事業の利用には、保育所・幼稚園への送迎や習い事への送迎等が含まれています。

トワイライトステイ事業の確保方策は、利用見込人数です。

### ■実績値及び見込み量等の推計



⑨延長保育事業（時間外保育事業）

対象年齢

**0歳～5歳**

事業の内容

事業名	事業内容
延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日又は利用時間以外の日又は時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

実績値

区分	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
利用量(人/年)	6,167	6,215	6,357
0～5歳人口(人)	26,406	26,719	26,707
利用率(%)	23.1	23.3	23.9

資料：児童部庶務課（利用量は年間の実人数 人口は各年4月1日現在）

利用量は、2011年度（平成23年度）の6,167人から2013年度（平成25年度）では6,357人と増加しており、利用率も増加傾向で推移しています。

見込み量及び確保方策

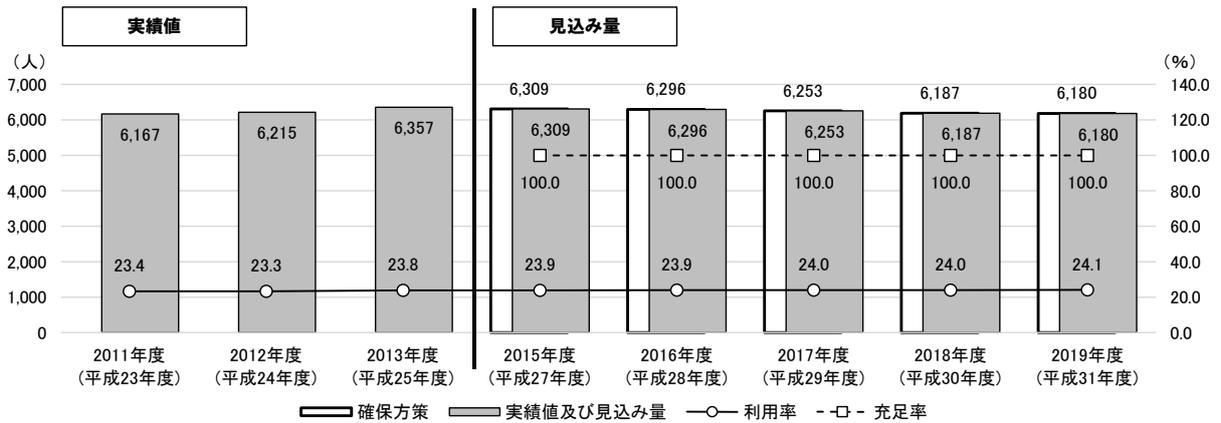
国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人/年)	4,235	4,216	4,177	4,127	4,116

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
0～5歳人口(人)	26,438	26,312	26,057	25,730	25,656
利用量(人/年)	6,309	6,296	6,253	6,187	6,180

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人/年)	6,309	6,296	6,253	6,187	6,180

18時以降の延長保育は、在園児を対象に全施設で実施しているところであり、今後も引き続き実施していくため、ニーズに応えることは可能と考えています。

■実績値及び見込み量等の推計



⑩病児保育事業

対象年齢

0歳～5歳

事業の内容

事業名	事業内容
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

実績値

区分	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
利用量(延人/年)	1,264	1,154	1,199	1,430	1,228
0～5歳人口(人)	26,257	26,232	26,406	26,719	26,707
利用率(%)	4.8	4.4	4.5	5.4	4.6

資料：児童部庶務課（利用量は年間の延べ人数 人口は各年度4月1日現在）

利用量は、2012年度(平成24年度)が1,430人と高くなっているものの、概ね1,200人前後で推移しています。

見込み量及び確保方策

国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(延人/年)	4,539	4,516	4,474	4,421	4,405

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
0～5歳人口(人)	26,438	26,312	26,057	25,730	25,656
利用量(延人/年)	4,539	4,516	4,474	4,421	4,405

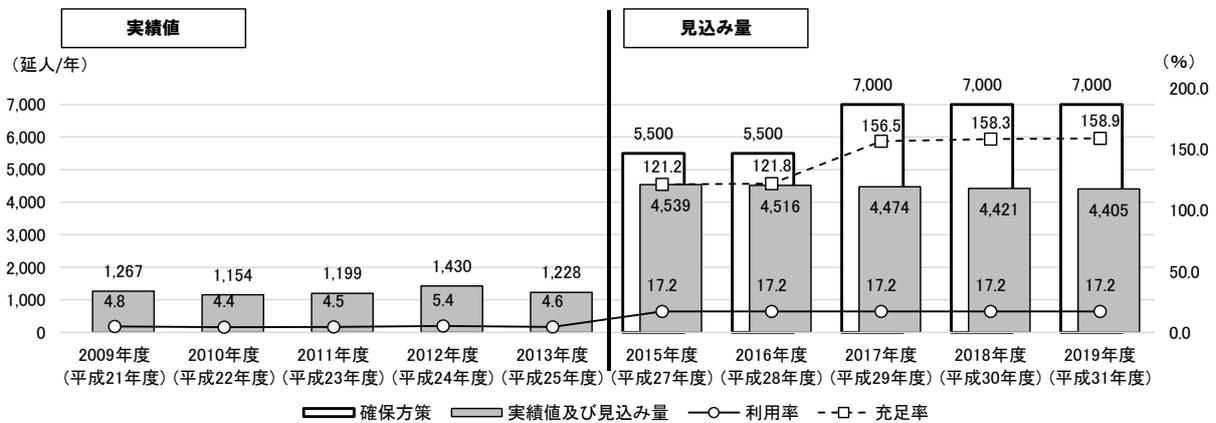
確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(延人/年)	5,500	5,500	7,000	7,000	7,000

2017年度(平成29年度)に1施設増を検討します。

4施設の合計定員は22人、開所を週5日年間50週とすると、年間受入可能人数は5,500人となります。

時季による感染症の増加等による変動はあるが、受け皿には余裕があると考えます。

### ■実績値及び見込み量等の推計



①-1 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【低学年】

対象年齢

小学生低学年

事業の内容

事業名	事業内容
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

実績値

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
利用量(人/年)	3,947	4,077	4,006	3,912
小学1年～3年児童数(人)	13,471	13,238	12,924	12,992
利用率(%)	29.2	30.8	31.0	30.1

資料：社会教育・スポーツ振興課（利用量は年間の実人数 児童数は各年5月1日現在）

利用量は概ね4,000人前後で推移しています。

見込み量及び確保方策

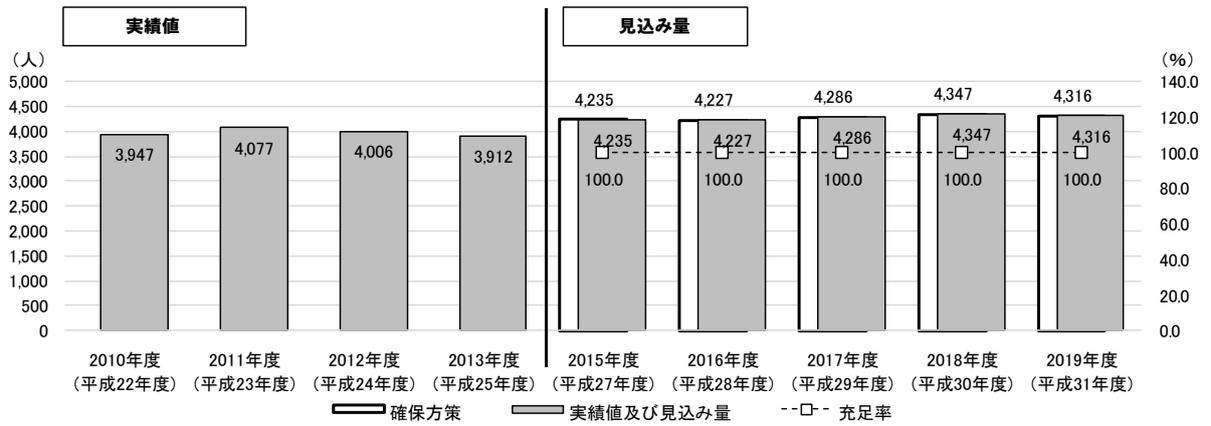
国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人)	5,762	5,715	5,776	5,827	5,760

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人)	4,235	4,227	4,286	4,347	4,316

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人)	4,235	4,227	4,286	4,347	4,316

学校施設を基本とした計画的な施設整備等により、ニーズ量に対応する受け入れ体制を整えます。

■実績値及び見込み量等の推計



⑪-2 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【高学年】

対象年齢

小学生高学年

事業の内容

事業名	事業内容
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

実績値

区分	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
利用量(人/年)	49	49	44	43
小学4年～6年児童数(人)	13,779	13,776	13,567	13,427
利用率(%)	0.3	0.4	0.3	0.3

資料：社会教育・スポーツ振興課（利用量は年間の実人数 児童数は各年5月1日現在）

利用量は、2010年度（平成22年度）の49人から2013年度（平成25年度）では43人と若干減少しています。

見込み量及び確保方策

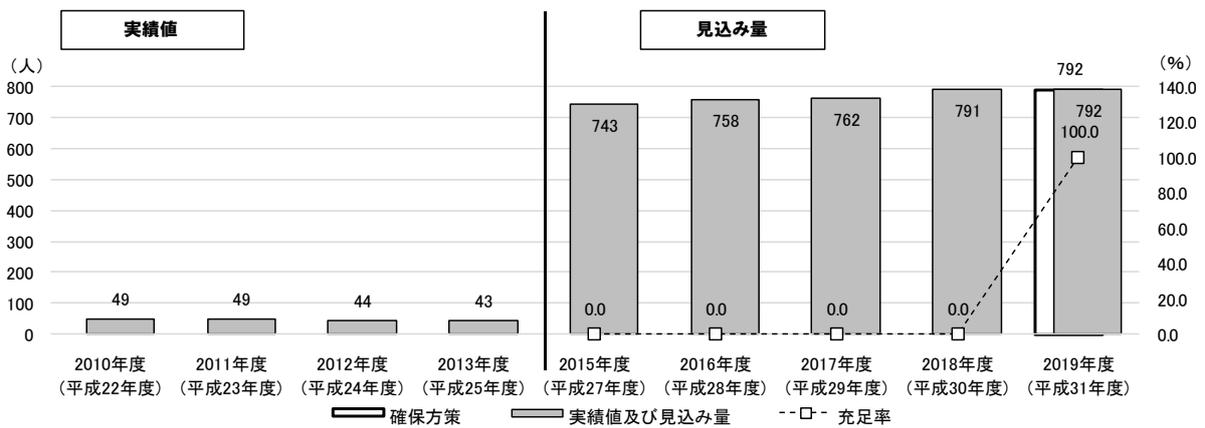
国基準の 参考値	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人)	1,989	1,999	1,997	2,038	2,020

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人)	743	758	762	791	792

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量(人)	整備計画を検討中				792

学校施設を基本とした計画的な施設整備等により、ニーズ量に対応する受入体制を整えます。

■実績値及び見込み量等の推計



## 第6章 推進体制

### 第1節 計画の推進に向けて

---

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、保育所・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育所・幼稚園等をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPO等各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

### 第2節 財源の確保

---

計画の推進に当たっては、国・県の財政支援を最大限に活用することにより市財政の負担軽減に努め、円滑に事業を実施します。

### 第3節 計画の見直し

---

計画の推進にあたっては、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。

## 第4節 進捗状況の管理

---

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握したうえで、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（福山市版子ども・子育て会議）」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

# 資料編

## 第 1 節 策定の経過

開催日等	内 容	
2013 年度 (平成 25 年度)	9 月 19 日	福山市保健福祉推進委員会
	9 月 26 日	福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（第 2 回） ・子ども・子育て支援新制度について ・（仮称）福山市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
	10 月 18 日～ 10 月 31 日	「福山市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」の実施
	2 月 14 日	福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（第 2 回） ・福山市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の集計の報告について
	3 月 7 日	福山市保健福祉推進委員会
	3 月 17 日	福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（第 3 回） ・子ども・子育て支援新制度に関わる各種施設及び事業について ・保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定について ・教育・保育提供区域の設定について ・福山市子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
2014 年度 (平成 26 年度)	5 月 30 日	福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（第 1 回） （子ども・子育て支援新制度関係第 4 回） ・教育・保育施設及び地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について
	8 月 11 日	福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（第 2 回） （子ども・子育て支援新制度関係第 5 回） ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について ・就学前教育・保育に係る利用者負担について
	9 月 26 日	福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（第 3 回） （子ども・子育て支援新制度関係第 6 回） ・利用者負担額の素案について ・福山市次世代育成支援対策推進行動計画の今後の在り方について ・（仮称）福山市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ・ 2 号・ 3 号認定子どもに係る利用調整方法について
	11 月 4 日	福山市保健福祉推進委員会

## 第2節 諮問・答申

---

※諮問・答申が入ります。

### 第3節 福山市社会福祉審議会条例

直近の改正を反映させたものに後  
日修正します。

平成12年3月14日

条例第20号

改正 平成12年9月27日条例第59号  
平成16年3月12日条例第19号  
平成17年3月24日条例第2号  
平成25年3月25日条例第13号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、福山市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(一部改正〔平成12年条例59号〕)

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する機関が同項の規定により処理する事務及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。この場合において、児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援法第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する機関とする。

(一部改正〔平成12年条例59号・25年13号〕)

(委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長職務の代理)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会の委員)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(一部改正〔平成17年条例2号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(福山市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 福山市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成9年条例第55号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月27日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は平成13年1月6日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月12日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 第4節 福山市社会福祉審議会運営要綱

---

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市社会福祉審議会条例（平成12年条例第20号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、福山市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に副委員長1名を置き、委員長が委員のうちから指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第1項（法第12条第2項の規定により読み替えられる場合を含む。）及び前項に規定する専門分科会の所掌事務は、それぞれ次のとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関すること
身体障害者福祉専門分科会	障がい者の福祉に関すること
老人福祉専門分科会	高齢者の福祉に関すること
地域福祉専門分科会	地域福祉に関すること
児童福祉専門分科会	児童の福祉に関すること 母子及び寡婦の福祉に関すること

(専門分科会長)

第4条 各専門分科会に、専門分科会長を1名置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(専門分科会副会長)

第5条 各専門分科会に、専門分科会副会長を1名置き、専門分科会長が指名する。

2 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長事故あるときは、その職務を代理する。

(審査部会)

第6条 身体障害者福祉専門分科会に、身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項を調査審査するため、審査部会を置き、審査事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障がい者手帳交付に係る障がい程度の審査判定
- (2) 身体障がい者手帳交付に係る医師の指定及び指定の取消し
- (3) 指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療に限る。）の指定及び取消し

2 審査部会に部会長を1名置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 審査部会に副部会長を1名を置き、部会長が指名する。

4 副部会長は、会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代理する。

5 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(専門分科会及び審査部会の会議等)

第7条 専門分科会及び審査部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。この場合、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」又は「審査部会長」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 専門分科会長及び審査部会長は、その専門分科会及び審査部会の事務を掌理する。

3 審査部会長において、緊急に会議を招集する暇のないと認められる場合は、持ち回りにより審議することができる。

4 専門分科会及び審査部会の議事その他運営に関し必要な事項は、それぞれ専門分科会長及び審査部会長が専門分科会又は審査部会に諮って定める。

(諮問事項の審議)

第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

2 委員長は、諮問された事項について第3条に規定する専門分科会の所掌事務により各専門分科会に付議することができる。

3 委員長は、第3条に規定する所掌事務以外の事項について専門分科会に付議する場合は、必要に応じ、付議しようとする専門分科会と協議を行うものとする。

4 第2項の規定により専門分科会に付議された事項のうち、審議会があらかじめ定めるものについては、専門分科会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(報告)

第9条 専門分科会長は、専門分科会の決定事項については、その結果を審議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第10条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

(1) 福山市情報公開条例（平成14年3月26日条例第2号）第6条第1項各号に該当する情報を含む内容を議題とする場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、民生委員審査専門分科会及び審査部会は、非公開とする。

(会議の傍聴)

- 第11条 前条の規定により公開とする会議については、傍聴を認めるものとする。
- 2 傍聴を認める定員は10名以内とし、その決定は先着順によるものとする。ただし、審議会が必要と認める場合はこの限りでない。
- 3 委員長は会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議の秩序維持に努めなければならない。
- 4 傍聴人が会議の秩序維持を乱すと認められる場合、委員長は傍聴を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(庶務)

第12条 審議会、専門分科会及び審査部会の庶務について、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める課が処理するものとする。

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| (1) 審議会                | 保健福祉局保健福祉政策課       |
| (2) 民生委員審査専門分科会        | 保健福祉局福祉部福祉総務課      |
| (3) 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会 | 保健福祉局福祉部障がい福祉課     |
| (4) 老人福祉専門分科会          | 保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 |
| (5) 地域福祉専門分科会          | 保健福祉局福祉部福祉総務課      |
| (6) 児童福祉専門分科会          | 保健福祉局児童部庶務課        |

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、1998年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2000年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）5月12日から施行する。

## 第5節 パブリックコメントの概要と結果

---

区分	内容
意見募集期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
意見提出者数	件
意見件数	件

ページ	意見の要旨	市の考え方

## 第6節 区域ごとの量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 2号認定（認定こども園・保育所）

#### 見込み量及び確保方策

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
東部	1,791	1,793	1,754	1,720	1,743
保育所	1,791	1,763	1,724	1,690	1,713
幼稚園から認定こども園	0	30	30	30	30
中部	2,051	2,041	1,979	1,964	1,954
保育所	2,051	2,041	1,979	1,964	1,954
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
北部	1,527	1,507	1,554	1,541	1,548
保育所	1,527	1,507	1,554	1,541	1,548
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
神辺	841	921	911	897	918
保育所	841	831	821	807	828
幼稚園から認定こども園	0	90	90	90	90
西南・南部	1,162	1,160	1,174	1,141	1,126
保育所	1,162	1,160	1,174	1,141	1,126
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
西部	703	702	688	668	673
保育所	703	702	688	668	673
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
全市	8,075	8,124	8,060	7,931	7,962
保育所	8,075	8,004	7,940	7,811	7,842
幼稚園から認定こども園	0	120	120	120	120

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
東部	1,777	1,794	1,764	1,748	1,748
保育所	1,747	1,047	910	896	836
認定こども園	30	747	854	852	912
中部	2,056	2,056	2,023	1,988	1,962
保育所	2,056	1,821	1,705	1,683	1,664
認定こども園	0	235	318	305	298
北部	1,527	1,561	1,556	1,553	1,567
保育所	1,527	1,561	1,426	1,332	1,332
認定こども園	0	0	130	221	235
神辺	803	925	921	926	926
保育所	803	835	501	506	506
認定こども園	0	90	420	420	420
西南・南部	1,206	1,187	1,183	1,157	1,147
保育所	977	783	783	757	747
認定こども園	229	404	400	400	400
西部	718	722	710	694	692
保育所	718	656	644	628	626
認定こども園	0	66	66	66	66
全市	8,087	8,245	8,157	8,066	8,042
保育所	7,828	6,703	5,969	5,802	5,711
認定こども園	259	1,542	2,188	2,264	2,331

## (2) 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育）【0歳】

## □ 見込み量及び確保方策 □

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
<b>東部</b>	261	263	266	267	267
保育所	258	260	263	264	264
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	3	3	3	3	3
<b>中部</b>	283	281	281	278	275
保育所	277	275	275	272	269
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	6	6	6	6	6
<b>北部</b>	162	162	163	162	162
保育所	161	161	162	161	161
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	1	1	1	1	1
<b>神辺</b>	98	98	98	98	98
保育所	98	98	98	98	98
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	0	0	0	0	0
<b>西南・南部</b>	158	158	158	158	157
保育所	158	158	158	158	157
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	0	0	0	0	0
<b>西部</b>	72	74	75	75	75
保育所	70	72	73	73	73
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	2	2	2	2	2
<b>全市</b>	1,034	1,036	1,041	1,038	1,034
保育所	1,022	1,024	1,029	1,026	1,022
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	12	12	12	12	12

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
東部	238	242	250	270	270
保育所	225	109	94	114	109
認定こども園	10	130	153	153	158
地域型	3	3	3	3	3
中部	259	269	281	286	289
保育所	253	223	226	232	229
認定こども園	0	40	49	48	54
地域型	6	6	6	6	6
北部	142	155	157	160	164
保育所	141	154	139	128	128
認定こども園	0	0	17	31	35
地域型	1	1	1	1	1
神辺	84	103	106	109	109
保育所	84	94	34	37	37
認定こども園	0	9	72	72	72
地域型	0	0	0	0	0
西南・南部	140	154	156	162	162
保育所	109	96	96	102	102
認定こども園	31	58	60	60	60
地域型	0	0	0	0	0
西部	50	68	67	76	82
保育所	48	40	39	48	54
認定こども園	0	26	26	26	26
地域型	2	2	2	2	2
全市	913	991	1,017	1,063	1,076
保育所	860	716	628	661	659
認定こども園	41	263	377	390	405
地域型	12	12	12	12	12

(3) 3号認定（認定こども園及び保育＋地域型保育）【1～2歳】

□ 見込み量及び確保方策 □

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
東部	863	879	881	884	883
保育所	797	821	841	844	843
幼稚園から認定こども園	0	10	10	10	10
認可外から地域型	66	48	30	30	30
中部	1,074	1,076	1,104	1,108	1,108
保育所	1,058	1,060	1,088	1,092	1,092
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	16	16	16	16	16
北部	675	693	673	678	682
保育所	663	681	661	666	670
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	12	12	12	12	12
神辺	410	434	436	441	446
保育所	392	414	416	421	426
幼稚園から認定こども園	0	20	20	20	20
認可外から地域型	18	0	0	0	0
西南・南部	539	539	522	519	515
保育所	539	539	522	519	515
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	0	0	0	0	0
西部	281	289	283	286	288
保育所	277	285	279	282	284
幼稚園から認定こども園	0	0	0	0	0
認可外から地域型	4	4	4	4	4
全市	3,842	3,910	3,899	3,916	3,922
保育所	3,726	3,800	3,807	3,824	3,830
幼稚園から認定こども園	0	30	30	30	30
認可外から地域型	116	80	62	62	62

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
東部	888	897	892	916	916
保育所	802	420	347	371	336
認定こども園	20	429	515	515	550
地域型	66	48	30	30	30
中部	1,071	1,064	1,088	1,110	1,126
保育所	1,055	899	893	919	931
認定こども園	0	149	179	175	179
地域型	16	16	16	16	16
北部	647	683	681	681	687
保育所	635	671	600	546	546
認定こども園	0	0	69	123	129
地域型	12	12	12	12	12
神辺	390	433	439	451	451
保育所	372	370	174	186	186
認定こども園	0	63	265	265	265
地域型	18	0	0	0	0
西南・南部	542	552	554	554	554
保育所	434	346	346	346	346
認定こども園	108	206	208	208	208
地域型	0	0	0	0	0
西部	278	286	286	286	292
保育所	274	234	234	234	240
認定こども園	0	48	48	48	48
地域型	4	4	4	4	4
全市	3,816	3,915	3,940	3,998	4,026
保育所	3,572	2,940	2,594	2,602	2,585
認定こども園	128	895	1,284	1,334	1,379
地域型	116	80	62	62	62

## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 地域子育て支援拠点事業

#### □ 見込み量及び確保方策 □

見込み量 (実績等を考慮した値)		見込み量				
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量 (人日/年)	東部	63,108	63,792	64,296	63,840	63,252
	中部	80,796	80,280	81,180	80,700	80,112
	北部	34,212	34,344	33,192	32,940	32,688
	神辺	23,592	24,240	24,060	24,060	24,000
	西南・南部	31,248	30,888	29,904	29,460	29,028
	西部	17,040	17,184	16,848	16,812	16,776
	市全域	249,996	250,728	249,480	247,812	245,856

確保方策 (事業量の確保)		見込み量				
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
実施か所数(か所)		29	30	31	32	33
東部		6	7	7	7	7
中部		7	7	8	8	9
北部		4	4	4	5	5
神辺		4	4	4	4	4
西南・南部		5	5	5	5	5
西部		3	3	3	3	3

(2) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外）

□ 見込み量及び確保方策 □

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
保育所による一時預かり (延人/年)	44,562	44,976	45,142	45,097	45,351
東部	8,961	9,139	9,252	9,287	9,446
中部	16,347	16,271	16,140	16,047	15,967
北部	8,764	8,983	9,200	9,328	9,494
神辺	630	580	529	486	457
西南・南部	6,028	6,263	6,444	6,503	6,600
西部	3,832	3,740	3,577	3,446	3,387
ファミリー・サポート・ センター事業（就学前） (延人/年)	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
トワイライトステイ事業 (延人/年)	2	2	2	2	2
合計（延/年）	45,575	45,989	46,155	46,110	46,364

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
保育所による一時預かり (延人/年)	44,562	44,976	45,142	45,097	45,351
東部	8,961	9,139	9,252	9,287	9,446
中部	16,347	16,271	16,140	16,047	15,967
北部	8,764	8,983	9,200	9,328	9,494
神辺	630	580	529	486	457
西南・南部	6,028	6,263	6,444	6,503	6,600
西部	3,832	3,740	3,577	3,446	3,387
ファミリー・サポート・ センター事業（就学前） (延人/年)	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
トワイライトステイ事業 (延人/年)	2	2	2	2	2
合計（延/年）	45,575	45,989	46,155	46,110	46,364

(3) 延長保育事業（時間外保育事業）

見込み量及び確保方策

見込み量 (実績等を考慮した値)		見込み量				
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量 (人/年)	東部	1,338	1,341	1,338	1,326	1,334
	中部	1,854	1,827	1,798	1,775	1,755
	北部	1,026	1,023	1,023	1,017	1,017
	神辺	556	551	539	529	531
	西南・南部	1,053	1,061	1,064	1,050	1,046
	西部	482	493	491	490	497
	市全域	6,309	6,296	6,253	6,187	6,180

確保方策 (事業量の確保)		見込み量				
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
利用量 (人/年)	東部	1,338	1,341	1,338	1,326	1,334
	中部	1,854	1,827	1,798	1,775	1,755
	北部	1,026	1,023	1,023	1,017	1,017
	神辺	556	551	539	529	531
	西南・南部	1,053	1,061	1,064	1,050	1,046
	西部	482	493	491	490	497
	市全域	6,309	6,296	6,253	6,187	6,180

第7節 用語解説

---

第8節 資料出典

---



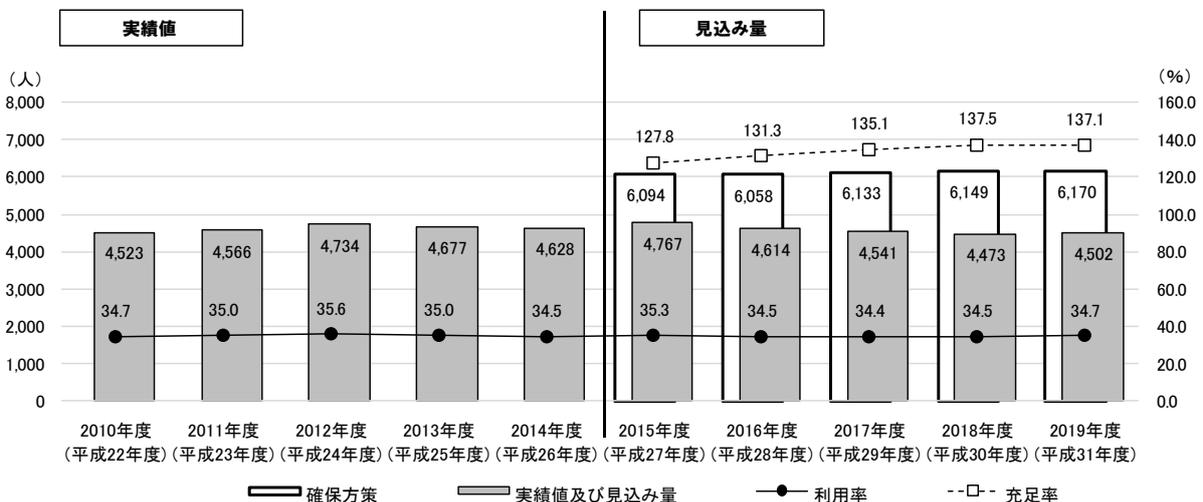
2か所の数値を修正しています。

見込み量 (実績等を考慮した値)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
3～5歳人口(人)	13,519	13,365	13,185	12,948	12,977
1号認定(人)	3,460	3,310	3,252	3,213	3,227
幼児期の学校教育の利用 希望が強い児童(人)	1,217	1,214	1,199	1,170	1,185
他市町の子ども (人)	府中市	府中市	府中市	府中市	府中市
	20	20	20	20	20
	尾道市	尾道市	尾道市	尾道市	尾道市
	40	40	40	40	40
	井原市	井原市	井原市	井原市	井原市
20	20	20	20	20	
笠岡市	笠岡市	笠岡市	笠岡市	笠岡市	
10	10	10	10	10	
合計(人)	4,767	4,614	4,541	4,473	4,502

確保方策 (事業量の確保)	見込み量				
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
特定教育・保育施設 (確認を受ける施設)(人)	1,604	2,508	3,173	3,549	3,570
確認を受けない 幼稚園(人)	4,460	3,520	2,930	2,570	2,570
他市町の幼稚園 (人)	尾道市 30	尾道市 30	尾道市 30	尾道市 30	尾道市 30
特定地域型保育事業(人)	—	—	—	—	—
合計(人)	6,094	6,058	6,133	6,149	6,170

公立幼稚園の「受入可能人数」と、私立幼稚園・私立保育所の現段階での意向調査に基づいた「利用定員」(確認を受ける施設)、「受入可能人数」(確認を受けない幼稚園)、「広域利用人数」(他市町の幼稚園)の合計値を供給量とし、市内施設については確認を受ける施設と確認を受けない施設に分けて記載しています。

■実績値及び見込み量等の推計



子ども・子育て支援新制度に係る主要な施設移行パターン別手続一覧表

No.	移行前	移行後	手続の種別	手続先	意見聴取			協議	根拠法令等
					「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」				
					社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	地方版 子ども・子育て会議	幼保連携型認定こども 園に関する審議会		
					社福法 § 12① 児福法 § 8③	支援法 § 77①	認定こども園法 § 25		
1		確認を受けない幼稚園	別段の申出	福山市				-	支援法附則 § 7
2		施設型給付の幼稚園	(みなし確認)	福山市		△		福山市→広島県	支援法附則 § 7(みなし確認規定)
3	幼稚園	幼稚園型認定こども園	認定申請	広島県				広島県→福山市	認定こども園法 § 4
			確認申請	福山市		○		福山市→広島県	支援法 § 31①
4		幼保連携型認定こども園	認可申請	福山市			○	福山市→広島県	認定こども園法 § 17①
			確認申請	福山市		○		福山市→広島県	支援法 § 31①
5	保育所	保育所	(みなし確認)	福山市		△		福山市→広島県	支援法附則 § 7(みなし確認規定)
6		保育所型認定こども園	認定申請	広島県				広島県→福山市	認定こども園法 § 4
			確認申請	福山市		○		福山市→広島県	支援法 § 31①
7		幼保連携型認定こども園	認可申請	福山市			○	福山市→広島県	認定こども園法 § 17①
	確認申請		福山市		○		福山市→広島県	支援法 § 31①	
8	認定こども園	認定こども園	(みなし確認)	福山市		△		福山市→広島県	支援法附則 § 7(みなし確認規定)
9	認可外 保育施設等	地域型保育事業	認可申請	福山市	○			-	児福法 § 34の15②
			確認申請	福山市		○		-	支援法 § 43①

注1) ○:必須 △:任意

注2) No.2,5,8は、みなし確認規定により確認申請は不要だが、市町村は利用定員を定める必要がある。会議の意見聴取は市町村の任意、県への協議は必須(支援法施行規則附則 § 5)。

社福法:社会福祉法 児福法:児童福祉法 支援法:子ども・子育て支援法 認定こども園法:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

## 幼保連携型認定こども園の認可にあたって

幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に規定する施設であり、満3歳未満の保育を必要とする園児、満3歳以上の教育・保育を必要とする園児に対し、教育・保育を一体的に行い、これらの乳幼児への健やかな成長が図られるよう、教育・保育に適した環境のもとで、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置されるものです。

認可にあたっては、福山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第84号）に定める基準に適合するほか、法第17条第2項に定める欠格事項に該当していないかどうかを審査する必要がある、この事前の事務局による審査は既に終了しています。

委員のみなさま方には、法第17条第3項に基づき、次の点について御意見を伺うものです。

- ① 園として目指すべき目標・理念や運営の方針が明確となっているか。
- ② 教育・保育の提供は一体的にされているか。
- ③ 食を通じて、子どもの健全育成を図る取組がされているか。
- ④ 子育て支援事業の内容が、保護者自身の子育てをする力の向上を積極的に支援するものとなっているか。
- ⑤ 職員研修が、教育・保育の質向上はもとより、子育て支援に必要な能力を涵養（かんよう）するものとなっているか。

## 参 考

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋)

略

(設置等の認可)

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十二條第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九條第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定

日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

以下略